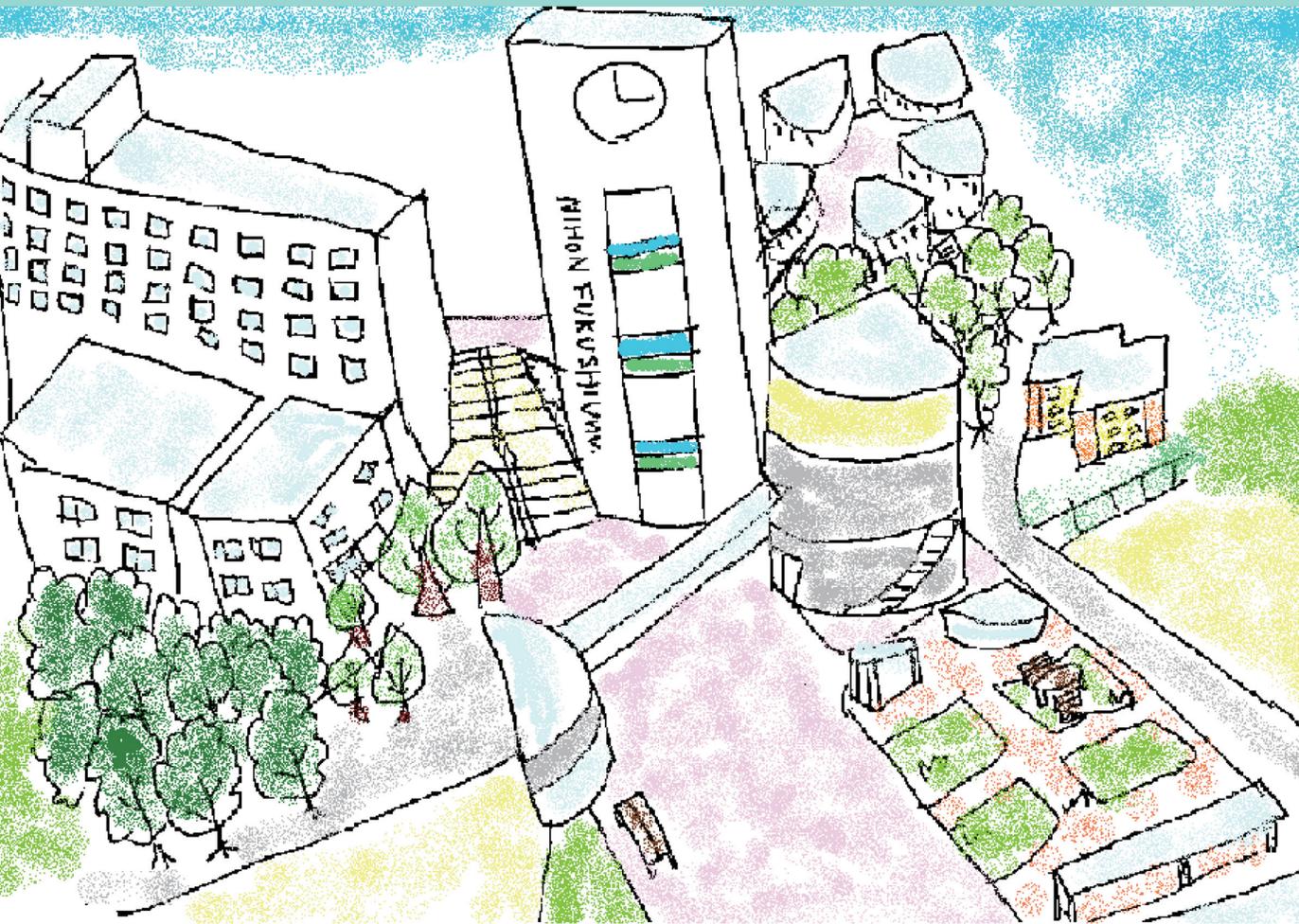


保存版

この1冊で
すべてがわかる！

学生生活

2022



『学生生活 2022』について

この冊子は、皆さんが学生生活を送るうえで知っておいてほしいこと、知っているとな便利なことをまとめたハンドブックです。

大学生活における基本的なルール、安全と健康のためのアドバイス、困ったときの相談窓口など、皆さんの生活をサポートするための情報が載っています。

困ったとき、悩んだとき、この冊子を活用してください。

日本福祉大学 校歌

建学の精神

この悩める時代の苦難に身をもって当たり

大慈悲心 大友愛心を身に負うて

社会の革新と進歩のために挺身する志の人を

この大学を中心として輩出させたいのであります

それは単なる学究ではなく また

自己保身栄達のみに汲々たる気風ではなく

人類愛の精神に燃えて立ち上がる学風が

本大学に満ち溢れたいものであります

昭和二八年四月一日

学園創立者 鈴木 修学

一、新しき国^あ生れ出^いでて

新しき人のしあわせ

われら願えり（われら願えり）

ここにしるべ空高く

建てり（建てり） 日本福祉大学

二、進みゆく世にさきがけて

進みゆく人のしあわせ

われら究めん（われら究めん）

ここに力日々湧きて

尽きず（尽きず） 日本福祉大学

三、大いなる道ひとすじに

ゆたかなる人のしあわせ

われら築かん（われら築かん）

ここに真理^{まこと}世^よに満ちて

讃う（讃う） 日本福祉大学

作詞 中村宗信
校 関 各務虎雄
曲 内本 実

目次

建学の精神、校歌	1
目次	2
年間行事	4
1. 学生生活のはじめに ～各種手続きについて～	
窓口業務案内	6
各種届出	7
学生証	8
通学定期券、学割、通学支援バス	9
掲示板と配置図	10
学費の納付方法（納付期限・学費）	14
奨学制度	16
2. 学籍の相談	
休学、退学の相談	20
3. 安全・安心な学生生活を送るために	
キャンパスマナー	26
飲酒・薬物の注意・ソーシャルメディアの利用	27
日本福祉大学ダイバーシティ・インクルージョン推進宣言	29
交通ルール（キャンパス内外）	30
交通事故防止	31
飲酒運転者の処罰	32
盗難・防犯	33
災害に備える	34
「美浜町安心安全メールサービス」に登録しよう！！	36
キャンパス・ハラスメント防止対策	37
悪徳商法、クーリング・オフ	39
海外渡航の手続き	42
4. 健康な学生生活を過ごすために	
保健室	44
病院マップ 日本福祉大学近郊	46
学生相談室	50
5. 充実した学生生活のために	
学外でのボランティア活動	52
障害のある学生を支援する活動	53
キャンパス内外の諸活動の場	54
アルバイト・落し物	56
下宿	57
学生自治会と課外活動	58
学内施設の利用・備品の貸し出し	60
ピアノの自主利用（美浜キャンパス）について	65

6. 付属機関・施設の紹介

日本福祉大学付属図書館	68
生涯学習センター	68
ICT サポート	69
日本語教育センター	70
全学教育センター	71
就職・キャリア開発支援	72
生活協同組合	73

付 録

美浜キャンパス施設配置図	78
半田キャンパス施設配置図	91
東海キャンパス施設配置図	99
施設一覧（美浜・半田・東海キャンパス）	103
大学の組織・機構	108
大学関連機関・組織	109
学生個人情報保護規則	111
日本福祉大学学生個人情報保護規則	113
大学の自治と学生生活	117
大学と学生生活の諸原則に関する主要事項	118
学生会館に関する日本福祉大学と同学生自治会との確認事項	120
日本福祉大学休学・復学・転学・退学・再入学に関する規程	121
日本福祉大学学生処分に関する規程	123
日本福祉大学通学課程の学生処分に係る細則	126
日本福祉大学外国人留学生の学生処分に係る細則	128

年間行事 (2022年度の主な行事予定)

	全学	美浜キャンパス	半田キャンパス	東海キャンパス
4月	入学式	新入生オリエンテーション 新入生歓迎行事 (サークル紹介など)	新入生オリエンテーション 新入生歓迎行事	新入生オリエンテーション 新入生歓迎行事
5月	春の安全の日			
6月			半田キャンパス学生総会	東海キャンパス学生総会
7月			学部祭(七夕祭)	
8月				ワールド・ユース・ミーティング(国際福祉開発学部)
9月				
10月	安全の日		卒業研究発表会(作業療法学専攻)	卒業論文発表会(看護学部)
11月	福祉大学祭		スポーツ大会 卒業研究発表会(理学療法学専攻・介護学専攻)	
12月	学長主催「今年度活躍した学生を励ます集い」 障害学生と学長との懇談会(学生支援センター)	美浜町日本福祉大学家主 組合「課外活動顕彰制度」 表彰式	クリスマス会	東海キャンパス祭
1月	犀川バス事故追悼集会		卒業研究発表会(福祉工学科)	卒業論文発表会(国際福祉開発学部) 新春就活フェア
2月				
3月	学位記授与式	在学生オリエンテーション	在学生オリエンテーション	在学生オリエンテーション

事情により変更になる場合がありますので、掲示板には注意してください。

1. 学生生活のはじめに ● 学生生活 2022
～各種手続きについて～

窓口業務案内

主な窓口業務内容・窓口時間について

◎ 窓口業務案内（取扱時間）

美浜事務室	講義期間 月～土	10:00～17:00		
学生課		※講義期間外は平日のみ。土曜日の窓口は閉鎖。		
キャリア開発課 (CDP センター)		【奨学金】月～金 10:00～11:40 / 12:40～17:00		
半田事務室	平 日	10:00～17:00		
	土 曜 日	閉 鎖		
東海事務室	講義期間 月～土	10:00～17:00	講義期間外 月～金	10:00～17:00
			講義期間外 土	10:00～12:00
スポーツ・文化 振興課	平 日	10:00～11:40 / 12:40～17:00		
	土 曜 日	閉 鎖		

美浜事務室

研究本館1F

- 授業、カリキュラムに関すること
- 授業科目履修登録に関すること
- 定期試験、成績に関すること
- 在学証明書、成績証明書、卒業証明書などの発行

学生課

研究本館1F
コミュニティセンター

- 学生生活に関すること
- 課外活動に関すること
- 施設利用、備品借用に関すること
- 奨学金に関すること
- 学割、通学証明書の発行
- 拾得物、落し物に関すること
- 休学、退学に関すること
- 保健室（コミュニティセンター）
- 学生相談室（コミュニティセンター）

キャリア開発課

研究本館1F

- 就職全般に関すること
- 資格取得に関すること
- 進路に関わる相談など
- CDP 講座に関すること

半田事務室

半田キャンパス
事務管理棟1F

- 講義、カリキュラム、休講情報、補講情報・定期試験、成績、履修相談、学習相談に関すること
- 学生生活、奨学金
- 休学、退学等、学籍についての相談
- 施設利用、備品借用に関すること
- 拾得物、落し物など
- 就職全般（就職相談は就職・キャリア指導室）、資格取得に関すること

東海事務室

東海キャンパス
中央部1F

- 講義、カリキュラム、休講情報、補講情報・定期試験、成績、履修相談、学習相談に関すること
- 学生生活、奨学金
- 休学、退学等、学籍についての相談
- 施設利用、備品借用に関すること
- 拾得物、落し物など
- 就職全般（就職相談はキャリア指導室）、資格取得に関すること、CDP 講座に関すること

スポーツ・文化振興課

研究本館1F

- 特別強化指定部・強化支援部に関すること

※窓口事務取扱時間は、都合により変更される場合があります。掲示を確認してください。
※その他の部署の取り扱い時間は担当課へお尋ねください。

各種届出

◎ 身上異動に関するもの

種 類	変更内容	窓 口	備 考
住所変更届	現住所、電話番号、メールアドレスの変更	「nfu.jp 個人設定」 で変更内容を入力後、 各キャンパス窓口へ。	在学確認シールの更新が必要です。 各キャンパス窓口で申請してください。
保証人住所変更届	保証人の住所変更		住所変更を証明する公的な書類（住民票、免許証、アパート契約書等） を持参してください。
保証人変更届	保証人の変更	各キャンパス窓口	保証人が亡くなられた場合、「会葬礼状」等その事実がわかる書類をお持ちください。
本籍地変更届	本籍地の変更		証明する書類（写）が必要です。
姓名変更届	姓名の変更		証明する書類（写）が必要です。学生証、在学確認シールの更新が必要です。

※学生の父母が亡くなった場合、本学規程に基き、香典をお渡しします。会葬礼状等（コピー可）を持参の上、各キャンパス窓口にお申し出ください。

◎ 学内諸活動・課外活動に関するもの

種 類	使用目的	窓 口	備 考
備品借用申請書	学生貸出備品の利用	各キャンパス窓口	貸出備品の一覧：P.63～64
合宿・遠征届	合宿・遠征時に提出		
海外渡航届	海外へ渡航する場合		P.42
構内車両乗入願	構内への車両入構の申請	半田事務室	3日前までに申請しないと許可がありません。 ※東海キャンパスは構内への車両乗入れを認めていません。
時間外施設利用申請書	時間外の施設利用の申請		半田キャンパスのみ
施設借用申請書	東海キャンパス内の貸出対象施設を専有して利用する場合	東海事務室	申請受付期間は P.61 を参照してください。

学生証

学生証は常に携帯すること！

学生証は、学内外であなたの本学学生としての身分を証明する大切なものです。

◎ 学生証

学生証は、① IC カード（4年間有効）と②在学確認シール（1年間有効）から成り立っています。

在学確認シールは毎年4月に更新します。交付を受けたらすぐに内容に誤りがないか確認し、シールをカードの裏面に貼ってください。裏面にシールを貼っていないものは学生証として無効です。（詳細は、通学定期券のページを参照・P.9）

学生証に記載してある学籍番号は、あなたの在学中（卒業するまで）変わりません。

※**新入生は入学時に配付する「在学確認シール」の有効期限が4月30日までとなっています。**4月中旬以降に新しい「在学確認シール（有効期限が翌年3月31日まで）」を交付しますので、全員必ず取りに来てください。

※大学住所はキャンパス毎に異なります。



◎ こんな時には学生証が必要です

- 試験を受ける時
(学生証がない場合、定期試験が受験できません)
- 学割証・在学証明書・通学証明書など諸証明の発行や各種手続き類の発行を受けるとき
- 課外活動備品の借用
- 窓口サービスを受けるとき（本人確認）
- 本学図書館で本を借りるとき
- 通学定期券を購入するとき
- 特別な教室へ入室するとき
- 大学設置のプリンタを利用するとき
- セキュリティエリアへ入室するとき
(東海キャンパス)
- 施設借用（鍵の貸出）のとき

◎ 住所の変更（転居） P.7

住所の変更は、「nfu.jp—個人設定」からデータの変更申請をした後、各キャンパスの窓口に出してください。申し出の2日後に、新しいシールを交付します。

※手書きや修正液などで修正されたシールは無効です。

◎ 学生証の再発行

学生証を紛失、もしくは破損した場合は、直ちに再発行の手続きを行ってください(再発行手数料2,000円)。再発行には1週間ほどかかります。各キャンパスの窓口で確認してください。

通学定期券、学割、通学支援バス

● 通学定期券

□ 購入方法（手続き）

「学生証」を駅の窓口で提示して購入してください。

購入区間は、所属するキャンパスから現住所の最寄り駅までの合理的（最短経路か最安経路）な経路です。

なお以下の場合には使用できませんので注意してください。

- 在学確認シールに住所の印字がされていないもの
 - 印字されている内容を学生自ら修正したもの
 - 在学確認シールの有効期限が過ぎているもの*
- * 学生証、住所変更については P.7、P.8 を参照

公印のないものは無効です

住所	[住所を記入する欄]				
通学定期乗車券 発行控	区 間	～	～	～	～
発行年月日	適用期間	発行駅	発行年月日	適用期間	発行駅

全通学定期乗車券の個人情報は、申込書に必要事項を記入の上、この証明書とともに提出のこと。
学生証を失ったときは、発行所に再発行すること。

万が一不正が発覚した場合、鉄道会社から高額な損害賠償を請求されるなどの処分に加え、本学学生全体に対する学割サービスの停止にまで至る可能性があります。本学としても不正行為を行った者に対し、停学処分等を科すなどの厳しい姿勢で臨みます。

不正行為とは

- 例)
- ・ 在学確認シールに記載の住所を偽造
 - ・ 他人に通学定期券を譲渡、貸与等

● 学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）

帰省や就職活動等で片道 101km 以上の鉄道を利用する場合、運賃の割引を受けることができます（普通乗車運賃の 2 割引）。利用範囲の詳細は各鉄道会社の窓口でお尋ねください。

□ 交付手続き

学内証明書発行機で即日発行できます。

発行手数料：無料 制限：一人年間 10 枚まで（1 回 2 枚まで）

ただし就職活動などで 10 枚を超えて発行を希望する場合は、各キャンパス窓口に申し出てください。

□ 使用上の注意

学割証の有効期限は、発行日から 3 ヶ月です。

● 通学支援バス

半田キャンパス通学者を対象に、「通学支援バス」を運行しております。利用詳細については、大学 HP 内下記ページをご覧ください。なお、時刻表等の更新を行う場合がありますので定期的に確認するようにしてください。

通学支援バス HP

<https://www.n-fukushi.ac.jp/about/campus/bus/index.html>



掲示板と配置図

web 掲示板 (nfu.jp 掲示板) 学内掲示板とで確認を!

Web 掲示板

大学からの連絡、通知はすべて web 掲示板 (nfu.jp 掲示板) によって行います。掲示した事項はみなさんに「お知らせ」したものととして取り扱われますので、毎日一度は必ず見るようにしてください。

nfu.jp へは大学のホームページからログインします。

<http://www.n-fukushi.ac.jp>



地域に根ざし、世界を目指す「ふくしの総合大学」
日本福祉大学 Since 1953

日本福祉大学ホーム | お問い合わせ | 交通アクセス | 資料請求 | 携帯サイト

品 サイトマップ 附属図書館 **nfu.jpログイン** ENGLISH CHINESE KOREAN

Google カルタで見る

ここからログイン

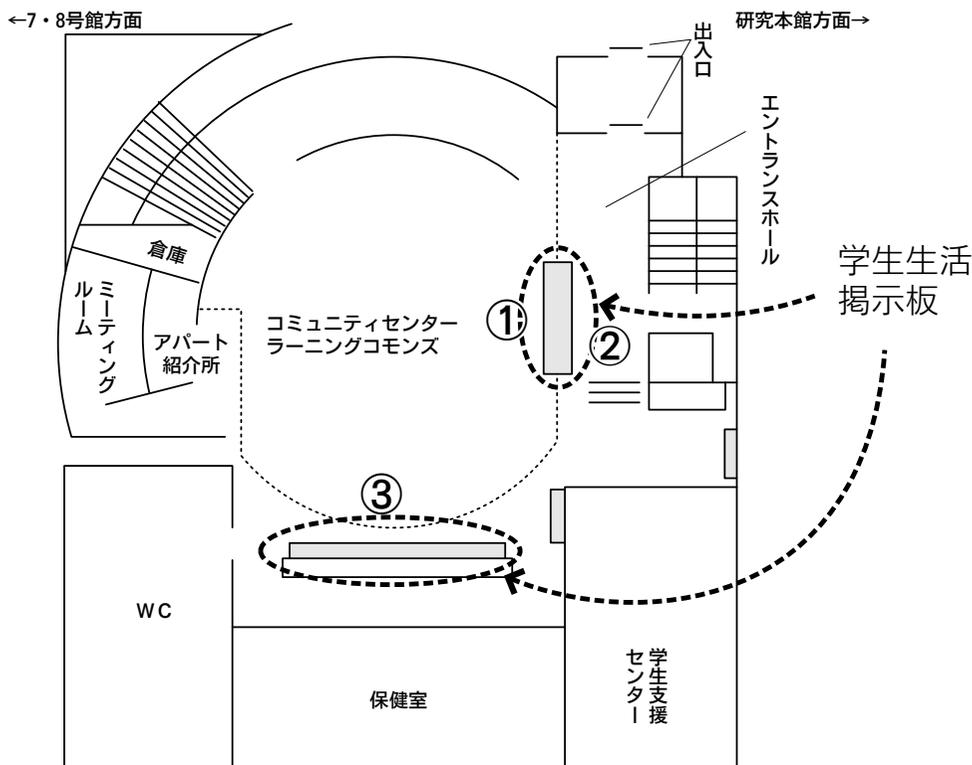


美浜キャンパス

学生生活掲示板

- ①大学からの案内/学生生活上の注意事項、サークルなど
- ②アルバイト/アルバイトの紹介
- ③ボランティア/ボランティア募集など

場 所：美浜キャンパスコミュニティセンター棟 1F



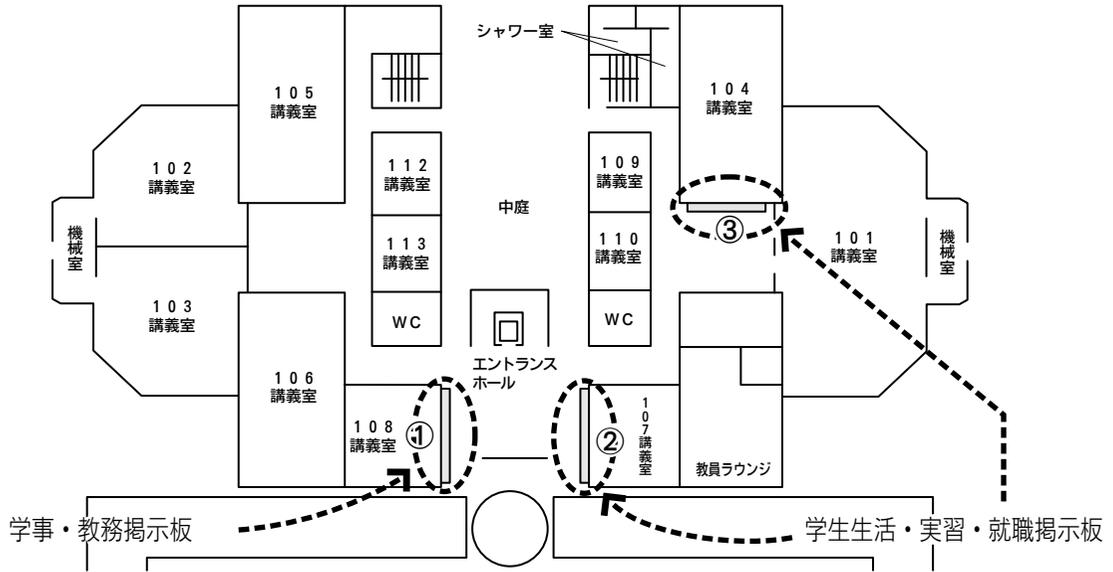
半田キャンパス

学事・学生生活掲示板

- ①学事・教務等／教室変更、履修登録、試験・レポート、図書館
- ②学生生活・実習・就職／奨学金、実習、セミナー情報など
- ③アルバイト／アルバイトの紹介

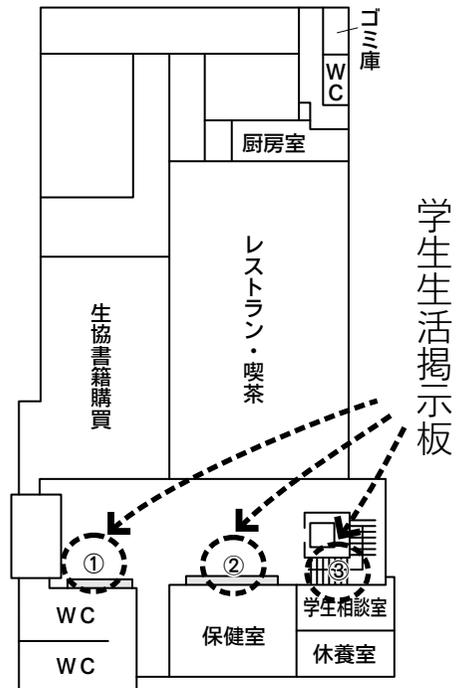
①～③（掲示板は必ず見てください）

場 所：半田キャンパス教育研究棟内1階



学生生活掲示板

- ①イベント情報
 - ②保健室からのお知らせ・イベント情報など
 - ③ボランティア情報・学生会
- 場 所：半田キャンパス コミュニティセンター棟1階



東海キャンパス

場 所	掲示内容
中央部 1 階 エントランスホール大型モニター 北側掲示スペース	①教務関連情報（試験時間割など） ②大学からの案内（全学的な行事案内、学部行事案内、重要事項の公示、各種オリエンテーション案内など） ③奨学金関連情報
南ウイング 1 階 保健室前掲示スペース	保健室からのお知らせ、学生支援、ボランティア関係など
南ウイング 2 階 掲示スペース キャリア指導室掲示板	①課外活動、アルバイト紹介、文化事業など ②就職活動関連案内、インターンシップ案内など ③図書館からのお知らせ
3 階ロッカースペース前 北側エレベーターホール	学部掲示板（学部別の連絡・休講・補講情報・教室変更など）

◎ 掲示板への掲示

※学内の掲示板に掲示を希望する場合、下記あてに許可の確認・申請を行ってください。

美浜キャンパス…学 生 課
半田キャンパス…半田事務室
東海キャンパス…東海事務室

◎ 呼び出し・外部からの照会

大学における学生個人の呼び出しは学籍メール、大学に届出の電話番号、nfu.jp 掲示板等により行います。学内での放送による呼び出し、電話口への取り次ぎ、学外からの照会には応じられません。

家族、友人など連絡が必要な人には、あらかじめ自分自身の連絡先を知らせてください。

学費の納付方法 (納付期限・学費)

◎ 納付方法

毎年4月に、学費納入用紙（ハガキ）を保証人宛（留学生の方は本人宛）に郵送しますので、年額（一年間分）または前期分を納入してください。

前期分を振り込まれた方は、後期分の学費納入用紙（ハガキ）を9月上旬に郵送します。

◎ 納付期限

■ 年額または前期分

納付期限 4月30日

■ 後期分

納付期限 10月31日

※但し、金融機関休業日の場合はその前日

注意!

学費未納は除籍になります!

学費未納者は学内掲示板に「除籍内示」（除籍になるという予告）をします（7月初旬、1月初旬）。

「除籍内示」になると、除籍内示取消料（5,000円）が学費に加算されます。前期7月31日、後期1月31日を過ぎてても納付されない場合、学費未納除籍になります。

◎ 納付にあたっての注意

- 納付金は最寄りの金融機関（銀行、信用金庫、農協等）の窓口から振り込むことができます。
- 納付手続きは本人以外でも可能です。
- ATMから振込む場合は、『振込人コード（振込依頼書に記載されている8桁の数字）』と『学生氏名』を必ず入力してください。
- 振込金受領証は大切に保管してください。
（本学の領収証に代わるものですから、少なくとも1年間は保存してください）

◎ 問い合わせ先

平日 9:30 ~ 11:30、12:40 ~ 17:00

学費納付方法について

経理課 0569-87-2215

学費納付期限について

美浜キャンパス 学生課 0569-87-2323

半田キャンパス 半田事務室 0569-20-0111

東海キャンパス 東海事務室 0562-39-3811

2022 年度学費

<美浜キャンパス>

社会福祉学部

		1年	2年	3年	4年	
社会福祉学科	年額	1,025,000	1,025,000	1,025,000	1,025,000	
	分納	前期	512,500	512,500	512,500	512,500
		後期	512,500	512,500	512,500	512,500

子ども発達学部 (4年)

		1年	2年	3年	4年	
子ども発達学科	年額	—	—	—	1,025,000	
	分納	前期	—	—	—	512,500
		後期	—	—	—	512,500
心理臨床学科	年額	—	—	—	1,025,000	
	分納	前期	—	—	—	512,500
		後期	—	—	—	512,500

教育・心理学部 (1～3年)

		1年	2年	3年	4年	
子ども発達学科	年額	1,025,000	1,025,000	1,025,000	—	
	分納	前期	512,500	512,500	512,500	—
		後期	512,500	512,500	512,500	—
心理学科	年額	1,025,000	1,025,000	1,025,000	—	
	分納	前期	512,500	512,500	512,500	—
		後期	512,500	512,500	512,500	—

スポーツ科学部

		1年	2年	3年	4年	
スポーツ科学科	年額	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	
	分納	前期	605,000	605,000	605,000	605,000
		後期	605,000	605,000	605,000	605,000

※同窓会費：年額 9,000 円（半期 4,500 円）が上記学費に加算して徴収されます。

<半田キャンパス>

健康科学部

		1年	2年	3年	4年	
リハビリテーション学科 理学療法専攻 作業療法専攻	年額	1,570,000	1,570,000	1,570,000	1,570,000	
	分納	前期	785,000	785,000	785,000	785,000
		後期	785,000	785,000	785,000	785,000
リハビリテーション学科 介護学専攻	年額	1,175,000	1,175,000	1,175,000	1,175,000	
	分納	前期	587,500	587,500	587,500	587,500
		後期	587,500	587,500	587,500	587,500
福祉工学科	年額	1,175,000	1,175,000	1,175,000	1,175,000	
	分納	前期	587,500	587,500	587,500	587,500
		後期	587,500	587,500	587,500	587,500

<東海キャンパス>

経済学部

		1年	2年	3年	4年	
経済学科	年額	1,035,000	1,035,000	1,035,000	1,035,000	
	分納	前期	517,500	517,500	517,500	517,500
		後期	517,500	517,500	517,500	517,500

国際福祉開発学部

		1年	2年	3年	4年	
国際福祉開発学科	年額	1,035,000	1,035,000	1,035,000	1,035,000	
	分納	前期	517,500	517,500	517,500	517,500
		後期	517,500	517,500	517,500	517,500

看護学部

		1年	2年	3年	4年	
看護学科	年額	1,650,000	1,650,000	1,650,000	1,650,000	
	分納	前期	825,000	825,000	825,000	825,000
		後期	825,000	825,000	825,000	825,000

<参 考>

大学院 社会福祉学研究所

		1年	2年	
心理臨床 専攻修士課程	年額	840,000	840,000	
	分納	前期	420,000	420,000
		後期	420,000	420,000

大学院 医療・福祉マネジメント研究所

		1年	2年	
医療・福祉 マネジメント専攻 修士課程	年額	780,000	780,000	
	分納	前期	390,000	390,000
		後期	390,000	390,000

大学院 看護学研究所

		1年	2年	
看護学専攻 修士課程	年額	950,000	950,000	
	分納	前期	475,000	475,000
		後期	475,000	475,000

大学院 スポーツ科学研究科

		1年	2年	
スポーツ科学専攻 修士課程	年額	742,500	742,500	
	分納	前期	371,250	371,250
		後期	371,250	371,250

大学院 福祉社会開発研究所

		1年	2年	3年	
社会福祉学専攻 博士課程	年額	950,000	950,000	950,000	
	分納	前期	475,000	475,000	475,000
		後期	475,000	475,000	475,000
福祉経営専攻 博士課程	年額	950,000	950,000	950,000	
	分納	前期	475,000	475,000	475,000
		後期	475,000	475,000	475,000

奨学制度

奨学金の情報は web 掲示板 (nfu.jp 掲示板) 及び学内掲示板にて紹介します。掲示板については、10～13 ページを参照してください。

◎ 主な奨学制度

奨学金名	種別	資格・条件	金額	備考
日本学生支援機構 第一種奨学金 (無利子) 第二種奨学金 (有利子)	貸与	主たる家計支持者の収入額等が支援機構の基準額以下であること	2～12万円	P.17 参照
日本福祉大学 緊急貸与奨学金	貸与	家計急変等により学業継続が困難になった場合	授業料・施設維持費の1/4を上限	P.18 参照
日本福祉大学 経済援助給付奨学金	給付	学業に真剣に取り組んでいること 本奨学金を受給することで学業継続が可能となるもの	25万円	P.18 参照
地方自治体・財団奨学金	給付・貸与	制度により異なる		学内掲示板 nfu.jp 掲示板
JASSO 支援金	給付	自然災害等により居住中の住居に半壊以上の被害をうけたもの	10万円	奨学金窓口へ相談

※奨学制度は、出願資格や金額などが変更される場合がありますので、募集要項で確認して下さい。
※「高等教育の修学支援新制度」については、web 掲示板 (nfu.jp 掲示板) にて情報を掲載します。

◎ 教育ローン制度

ローン名称	種別	概要	金額	問い合わせ先
国の教育ローン	教育ローン	教育のために必要な資金を融資する公的な制度 https://www.jfc.go.jp/	1人につき 350万円以内	日本政策金融公庫 教育ローンコールセンター 0570-008656
学費サポートプラン	教育ローン	本学が (株) オリエントコーポレーションと提携して実施している教育ローン http://www.n-fukushi.ac.jp/ad/admissions/scholarship/	学校納付金の額 ※融資決定後、大学へ直接入金されます	(株) オリエントコーポレーション 学費サポートデスク 0120-517-325

日本学生支援機構奨学金



URL <http://www.jasso.go.jp/shogakukin>

■ 在学採用 (毎年春に募集)

	第一種奨学金：無利子	第二種奨学金：有利子
目的	特に優れた学生で、経済的な理由により、著しく修学困難な者に貸与	経済的な理由により修学困難な者に貸与
対象	全学年	
月額	2万～6万4千円	2万～12万円 ※詳細は JASSO HP 参照
選考	成績・経済状況	
決定・貸与開始月	7月(希望により4月分からの貸与を受けることができる)	
振込日	原則毎月11日	
貸与期間	卒業まで(最短修業期間)※1年ごとに継続手続(適格認定)が必要	

■ 緊急採用・応急採用 (随時学生課・半田事務室・東海事務室に相談してください)

	緊急採用 (第一種奨学金)	応急採用 (第二種奨学金)
対象	失職・破産・事故・病気・死亡もしくは火災・風水害等の災害等により家計が急変し、緊急に奨学金が必要となったと認められるもの。ただし、家計急変事由発生から12か月以内に限る。	
月額	2万～6万4千円	2万～12万円 ※詳細は JASSO HP 参照
貸与期間	事由発生月から原則年度末まで(手続きにより継続可能)	事由発生月から卒業まで(最短修業年限) ※1年ごとに継続手続きが必要

日本福祉大学緊急貸与奨学金

主たる家計支持者の失職や死亡または災害等による家計急変のため学業を継続することが困難になった場合に貸与する、緊急時の奨学金制度です。

募集にあたって

募集は下記事由に該当する場合に、予算内で随時行います。

返還は在学中または卒業（退学・除籍）後6ヶ月以降～10年以内半年賦での返還とします。（返還誓約書提出時に返還計画書提出）

- 対 象** 全学年
- 募集時期** 随 時
- 募集人員** 若干名
- 貸与額** 在籍学部・大学院の年間学費1/4を上限とする
- 支給基準** 面接・書類選考等
- 決 定** 申請から14日前後
- 振 込 日** 申請から14日前後
- 貸与限度回数** 原則2回まで

出願事由（必要に応じて事由の証明書類を提出していただきます。）

- 主たる家計支持者が死亡または生別した場合
- 主たる家計支持者が失職（定年退職及び転職のための失職は含まない）した場合
- 主たる家計支持者が病気または事故等で、著しく支出が増大したり、収入が減少した場合
- 火災・風水害等の災害で著しい被害を受けた場合

日本福祉大学経済援助給付奨学金

- 対 象** 学部の全学年・大学院修士課程（通学）在学者
- 募集人員** 前期…20名程度
後期…20名程度
- 給付額（一括）** 25万円
- 選 考** 応募方法、出願募集等は掲示でお知らせします。（前期：4月初旬、後期：9月初旬。）
- 給付限度** 学部は在学中2回、大学院は通算して在学中1回を限度とする。（入学年度により異なる。）

日本福祉大学経済援助給付奨学金の概要

出願要件（募集要項にて確認してください。）

- (1) 本奨学金を受給することで学業継続が可能となる学生で、次のいずれかに該当する者
 - 家計支持者の収入が前年に比べて激減し、学業継続が困難になった者
 - 特段の事由で、経済状況が継続的に特に厳しい者
 - 親（家計支持者）の経済力に頼ることができず自活している学生で、事故・病気等のやむを得ぬ事由で生活・学業の維持が困難と認められる者
- (2) 本学に在学している学生で、勉学に熱意を有し学業に真剣に取り組んでいる者
- (3) 何らかの奨学金の貸与を受けていること
 - 日本学生支援機構の奨学金の貸与を受けている者
 - 自治体・財団・その他の奨学金を受けている者

2. 学籍の相談 学生生活 2022

休学、退学の相談

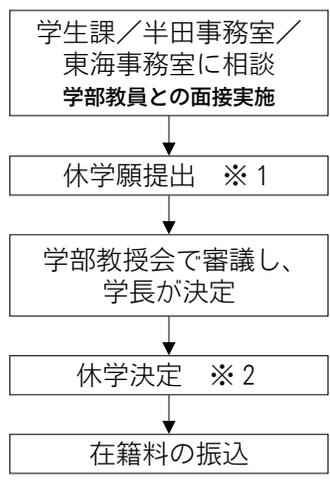
休学、復学、退学、除籍、再入学

◎ 休学 ※留学生は在留資格に関係するため、要相談のこと。

疾病や、やむを得ない理由等により長期間就学することができない場合、「休学」を許可することがあります。「休学」を希望する場合は、学生課、半田事務室または東海事務室へ願い出てください。ただし、休学は「復学」することが前提となります。

休学事由	必要書類	休学の認められる期間	
病気	医師の診断書	1年間	4月1日～3月31日
留学	留学計画書、留学先の入学許可書、海外渡航届（P.42）等	前期	4月1日～9月15日
卒業単位不足による4年留年で希望する科目がない場合	—	後期	9月16日～3月31日
その他、必要と認められた場合	事由に応じた証明書類、詳細な理由書 等		

【手続きの流れ】



※1 休学願の提出期限
各学期の履修登録修正期間最終日
前期または1年間休学する方は前期の、後期休学する方は後期の、それぞれ履修登録修正期間最終日が休学願の提出期限です。履修登録修正期間は学年暦および nfu.jp 掲示板にて掲示をします。各自で確認の上、余裕をもって提出するようにして下さい。

※2 「休学決定通知」「在籍料振込用紙」「復学願」を本人宛送付

休学中の学費は免除されますが、半期につき 30,000 円（※ 2017 年度以前に入学した学生（編転入生含む）は半期につき 10,000 円）の「在籍料」を休学決定日から 2 週間以内に納付してください。納付されない場合「休学」の許可が取り消されます。



休学に関する注意事項

- 休学期間は通算4年間までです。※
- 休学期間は「在学期間」に含まれません。
- 休学期間中は通学定期の購入や学割証の発行はできません。
- 休学期間満了日までに休学事由が解消しない場合、再度休学手続きを行うことにより延長を願い出ることができます。
- 休学者が休学期間満了日までに「休学の延長」もしくは「復学」の手続きを行わない場合、休学期間満了による「除籍」となります。
- 復学後の学費は、所属する学年の学費になります。

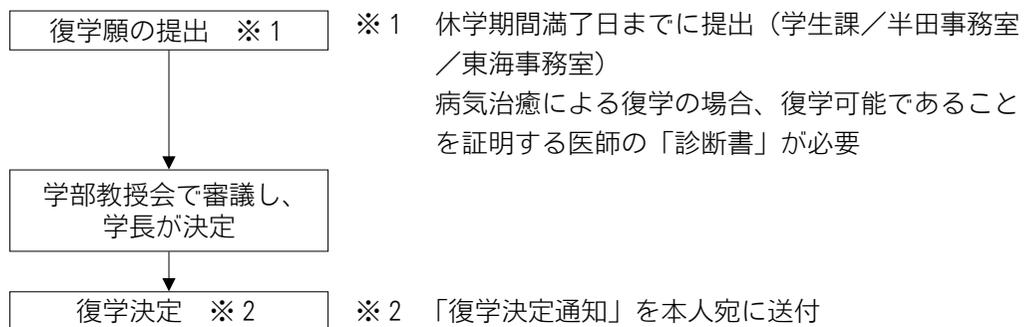
※3年次編転入学生の休学期間は通算して2年間、2年次編転入学生の休学期間は通算して3年間です。

※学内転籍した場合の休学期間は、転籍前と通算して4年間です。

復学

休学事由が解消した場合、「復学」を願い出ることができます。

【手続きの流れ】



復学後の学年

休学許可時の学年となります。

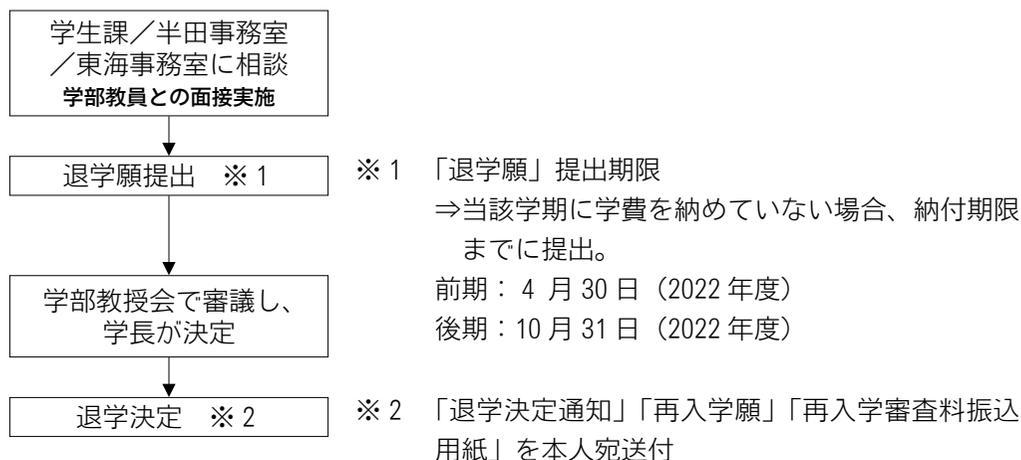
なお、所属していた学年を終えている場合または後期半年間の休学の場合は、進級条件等の規定に反しない限り、本人の希望により、所定の進級学年に所属することができます。但し、復学時に進級した場合、卒業のためには在学期間が4年間必要なため、入学当初の卒業予定期には卒業できません。

退学

1 自主退学

疾病、やむを得ない事由等により学業を続けられない場合、退学を願出することができます。自主退学は当該学期に学費を納めていることが申し出の条件です（学費納付期間を除く）。

【手続きの流れ】



2 懲戒による退学

学則第49条に基づく退学を指します。

除籍

除籍とは、以下の事由により本人の意思にかかわらず学籍を失うことです。

学費未納	学費納入期限を超えても学費が納入されないとき
休学期間満了	期間満了までに所定の手続き（休学延長、復学）がない場合
在学年限満了	在学年限（8年間）を超えても卒業できない場合 ^{※1}
休学年限超過	休学期間が通算4年間を超えたとき ^{※2}
死亡	本人が死亡したとき

※1 3年次編転入学生の在学年限は4年間、2年次編転入学生の在学年限は6年間です。校内転籍した場合の在学年限は通算して8年間です。

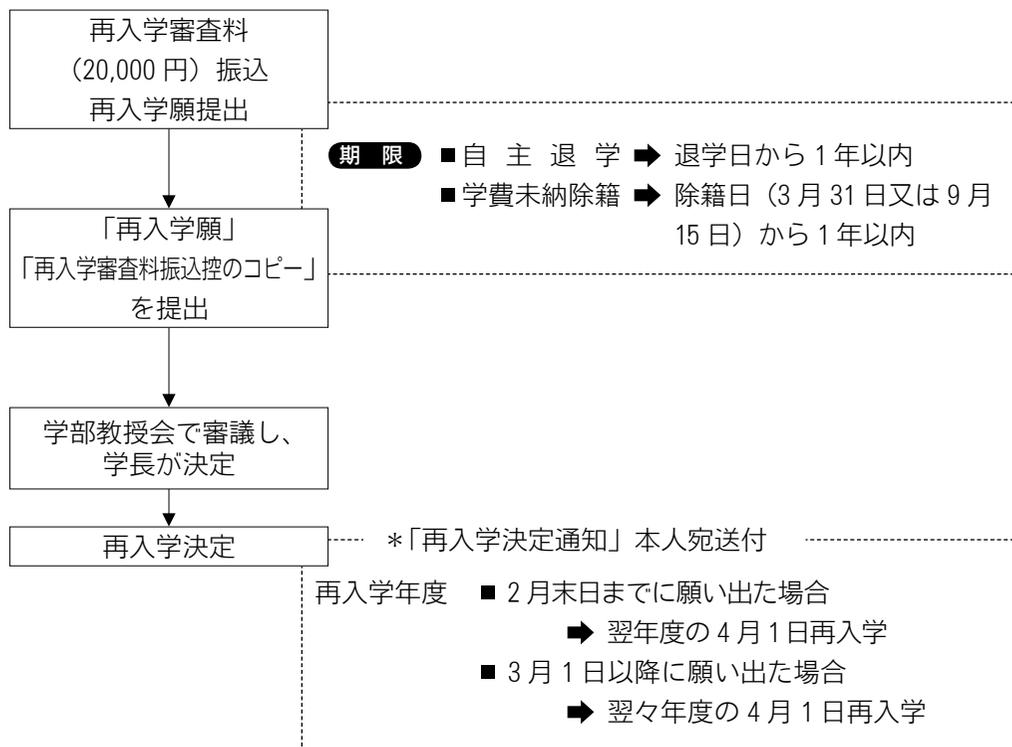
※2 3年次編転入学生の休学期間は通算して2年間、2年次編転入学生の休学期間は通算して3年間です。

校内転籍した場合の休学期間は通算して4年間です。

再入学

「自主退学」または「学費未納除籍」となった者が、1年以内に再入学を願い出た時は、審査の上、再入学を許可することがあります。

【手続きの流れ】



！ 再入学に関する注意事項

再入学後の学年・学費

再入学後は、学籍喪失時に所属していた学年に属することになります。ただし、所属していた学年を修了している場合は、本人の希望により進級後の学年に所属することもできます。

学費は新たに所属する学年の学費となります。また、**再入学が許可された年度の学費(年額もしくは前期分)は再入学日より2週間以内(4月1日～14日)に、納入しなければいけません。**期限までに学費を納入されない場合は、再入学の許可が取り消され、再度、再入学を願い出ることはできません。

3. 安全・安心な学生生活を送るために 学生生活 2022

キャンパスマナー

マナーを確認し、守りましょう。

◎ キャンパス禁煙宣言

本学では、受動喫煙の防止策を講じることを義務化した「健康増進法」の施行を受けて、2013年度よりキャンパス内全面禁煙をスタートしました。



これは主に未成年で入学してくる通学学部生の健康管理を目的に、4年間を通じて喫煙経験を持たずに本学を卒業していただきたいという考えにより実施しているものです。

タバコには発がん物質を含む有害物質が含まれています。タバコを吸わない人が、他人の吸ったタバコの煙を吸わされる「受動喫煙」とならないよう、吸う人は注意するようにしましょう。

なお、キャンパス周辺の道路、草むら、公園等への吸い殻のポイ捨ては、マナー違反であり、火災発生の危険もありますので、絶対にしないでください。

◎ ゴミは分別してゴミ箱へ

燃えるゴミ、燃えないゴミ、ペットボトル、カンなど種類別に分別して捨ててください。また、下宿生は地域のゴミ収集のルールを確認し、地域のルールにしたがってゴミ捨てを行ってください。

◎ 自転車・バイクは所定の駐輪・駐車スペースに

自転車・バイクが、駐輪・駐車スペースでない場所に停められていることがあり、他の利用者の通行の妨げになることや、車椅子学生の支障になることがあります。必ず所定の駐輪・駐車スペースに停めてください。

◎ その他注意

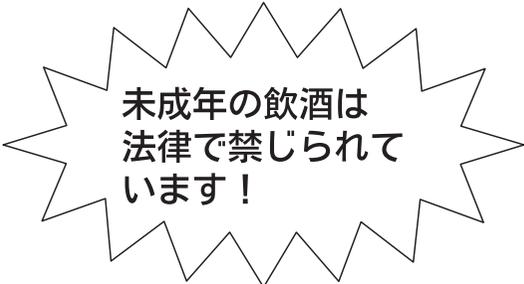
- 携帯電話は教室・図書館ではマナーモード、電源を切るなどの心配りをしてください。
- 学生課・半田事務室・東海事務室に許可を得ずに、学内でのポスター等の掲示はできません。
- 無闇にネコ等にエサを与えないようにしてください。
- 東海キャンパスでは、キャンパス内での楽器演奏を禁止しています。

飲酒・薬物の注意・ソーシャルメディアの利用

大学在学中に成人を迎え、飲酒の機会も増えると思いますが、自覚と責任を持ち節度ある行動に努めてください。

■酒（アルコール）と事故

サークルなどのコンパで、その場のノリで自発的に、あるいは強制的に、短時間にアルコールを大量に摂取し（イッキ飲み）、死亡した事例が起っています。また、飲酒が原因による転落事故、交通事故を引き起こす可能性もあります。



未成年の飲酒は
法律で禁じられて
います！

■アルコールハラスメントについて（アルハラ）

お酒を他人に強制的に飲ませることを「アルコールハラスメント」と言い法律で禁じられています。

断る勇気を持とう。

飲酒の適応量には個人差があり、その日の体調により酔い方も異なります。無理な飲酒は急性アルコール中毒等を引き起こし、死に至る場合があることを認識して、勧められても「断る」勇気を持ちましょう。

!

イッキ飲みを強要したり、はやし立てるだけでも刑事・民事責任を問われる！

- 脅迫して無理やり飲ませた場合
 - 傷害罪（15年以下の懲役または50万円以下の罰金もしくは料料）
- 酔いつぶれた仲間に必要な保護をせずに死に至らしめた場合
 - 保護責任者遺棄致死罪（3ヵ月以上15年以下の懲役）
- 傷害行為を扇動した場合
 - 傷害現場助勢罪（1年以下の懲役または10万円以下の罰金もしくは料料）
- 酒が弱いのを知っていて無茶な飲み方をさせ、急性アルコール中毒になった場合
 - 過失傷害罪（30万円以下の罰金または料料）
- 急性アルコール中毒で死亡した場合
 - 傷害致死罪（3年以上の有期懲役）または過失致死罪（50万円以下の罰金）

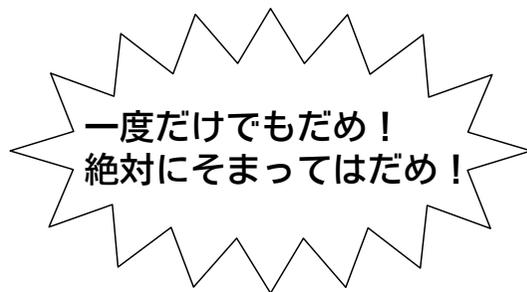
その他、訴訟や調停による損害賠償金を支払わなければならないケースも。

責任は重大。それでもあなたは「イッキ飲み」をさせますか？

◎ 薬物使用禁止

□ 大麻・覚せい剤の害

- 使用しなくても所持しただけで大麻取締法・覚せい剤取締法により罰せられます。
- 神経を興奮させる作用があり、一時的に頭がさえたような感覚になります。
- 激しい脱力感、疲労感や倦怠感に襲われます。
- 薬物が切れるときの不快感から逃れようとして、最初に味わった気分を求めて連続して使用するようになり、中毒が進行すると幻覚や妄想の症状が現れ、錯乱状態に陥り、暴行殺人など重大な犯罪を起こすことがあります。



!

—— たった一度が命取り ——

- 最初は興味本位で試しに一度だけだと思っても、一度薬物を使用するとなかなかやめられなくなり、慢性薬物中毒者となってしまう
- 一定の効果を得るために次々と量を増やしていかなければならない

◎ ソーシャルメディアの利用について

- ソーシャルメディア（電子掲示板、Twitter、Facebook、YouTube、Instagram、LINE、ブログ等）の利用は、多様なコミュニケーションツールとして、情報の発信・収集が便利な反面、思わぬトラブルを招くこともあります。危険が多く潜んでいることを意識し、以下のルールを守って安全な利用を心掛けてください。

1. 法令の遵守

日本国憲法をはじめとする、諸外国の各法令を遵守する。

2. 知的財産を侵害しない

著作権・肖像権・商標権・特許権などの権利を侵害しない。

3. 個人情報・プライバシー情報の保護

自身や他人の許可を得ていない個人情報を公開しない。

4. 守秘義務を守る

就活、実習、ボランティア、アルバイト等で得た情報の取り扱いに十分注意する。

5. 日本福祉大学の学生である自覚を持つ

情報発信は正確かつ慎重に。本学学生として、誠実で責任ある行動を。

日本福祉大学 ダイバーシティ・インクルージョン推進宣言

◎ダイバーシティ・インクルージョン推進宣言

日本福祉大学（以下、本学）は「我が如く等しくして異なること無からしめんと欲す」（釈尊のお言葉）を根源とする建学の精神、および、「万人の福祉のために、真実と慈愛と献身を」という教育標語のもと、国内で最も歴史のある社会福祉学部を有する大学として、開学当初から互いの人格や個性を尊重し、協働する中で、「ふくしの総合大学」として成長・発展してきました。

しかしながら、現在も日々の学修や研究・就業等において障壁を感じている構成員がいることは事実であり、さらに社会や環境の変化等によっても、今後、さまざまな対応が求められていくことと思います。

さまざまな構成員と協働する場において、互いの多様性（ダイバーシティ）を尊重し、互いを受容（インクルージョン）することは、一人ひとりの能力を最大限に発揮することにつながります。また、多様な人材が活躍することは、学内のみならず、社会の発展にもつながると考えます。

本学は、国籍・人種・性別・性自認・性指向・信条・障がい等の差別を許さず、個々の価値観・経験なども含めた広い意味での多様性を尊重し、構成員一人ひとりが自由で対等に活躍できる学修、研究、就業環境の整備・推進に取り組み続けることを、ここに宣言します。

2017年1月 日本福祉大学

◎ダイバーシティ・インクルージョンとは？

▣ダイバーシティ（Diversity：多様性）

互いの『違い』を尊重し、受け入れ、『違い』を活かしていくこと。

▣インクルージョン（Inclusion：包括、一体性）

自分と異なる相手や、少数派（マイノリティ）を排除せず、『いろいろな人がいて、あたり前』とすること。



交通ルール (キャンパス内外)

自転車・バイクは駐輪場へ

◎ 自転車、バイクによる通学

2016年度より、大学に対して利用申請した自転車・バイクのみ、駐輪を許可しています。申請方法については、オリエンテーション、掲示板等で確認してください。

注意

- 学内を自転車・バイクで通行することは厳禁です。自転車・バイクは所定の駐輪場へ駐輪すること。
- 駐輪場には整然と駐輪し、必ず施錠すること。
- 自動二輪車・原付は騒音に十分注意すること
- 駐輪場における盗難、事故等について、大学では一切責任を負いません。

◎ 学生の自動車通学は原則禁止

美浜キャンパス・半田キャンパスのみ事情により自動車通学を希望する学生は「安全講習会」の受講および必要書類の提出により許可を得て通学することができます。(東海キャンパスでは自動車での通学は認められません。)

手続き期間及び安全講習会実施日：掲示でお知らせします。

自動車通学申請手順 (美浜キャンパス・半田キャンパスのみ)

- ①安全講習会を受講 (掲示でお知らせします)
- ②必要書類の提出 (自動車通学許可申請書、免許証のコピー、任意保険のコピーなど)
※任意保険について
自動車通学を希望する場合は対人賠償：無制限、対物賠償：無制限の任意保険に加入する必要があります。

◎ やめよう！迷惑駐車

大学周辺に不法駐車・迷惑駐車を行い、地域で生活している方々とのトラブルが絶えません。ルール、モラルを守って駐車するようお願いいたします。

□ 苦情が多い迷惑駐車の例

- 路上に迷惑駐車する
- コンビニエンスストアなど店舗の駐車場に無断駐車する
- 私有地、農道の出入口付近に迷惑駐車する

◎ 学生駐車場で事故が増えています

学生駐車場で接触事故が増えています。事故証明証などが必要な場合は警察署や交番で手続きを行ってください。キャンパス内に(学生駐車場含む)警察が立ち入る場合は、必ず事前に学生課・半田事務室へ届け出てください。

交通事故

自動車運転の際は必ずシートベルトを装着しましょう。(同乗者も)
運転中の携帯電話の使用はやめましょう。

◎ 交通事故にあったら

加害者 …交通事故を起こした時

- ①停車する 安全な場所に車を移動させ、エンジンを切りましょう。
- ②救護を最優先させ、負傷者がいる場合は消防署（119番）へ電話する。
- ③警察（110番）に通報する。

被害者 …交通事故にあったとき

- ①加害者および目撃者の氏名、住所、連絡先をメモする。
- ②警察に通報し、必ず警察立会いによる現場検証をしてもらう。
- ③医師の診断を受ける 外傷がなくても後日後遺症が起きる場合もあるため必ず受診しましょう。

◎ 保険加入は必須！

自賠責保険は法律によって加入が義務づけられている強制保険です。任意保険にも加入しましょう。
自動車通学を希望する場合は対人賠償・無制限、対物賠償の任意保険に加入する必要があります。

◎ 交通事故と責任

■ 民事責任

治療費、葬儀費などの損害、休業による損害補償（本来得られるべき利益の喪失）などの補償、慰謝料など。

■ 行政上の責任

点数減点、免許停止、免許取消など

■ 刑事責任

道路交通法違反

- ひき逃げ…10年以下の懲役または100万円以下の罰金
- 酒酔い運転…5年以下の懲役または100万円以下の罰金
- 酒気帯び運転…3年以下の懲役または50万円以下の罰金

危険運転致死傷罪

悪質な交通事故（飲酒・薬物使用による酔っ払い運転、スピードの出しすぎや無免許運転等の技能のない者）によって人を死亡させた場合、1年以上20年以下の懲役、負傷させた場合、15年以下の懲役が科せられます。

ex) 死亡の場合：平均損害賠償額 約1億円

◎ 相談窓口

(学内)

学生課 0569-87-2323

半田事務室 0569-20-0111

東海事務室 0562-39-3811

(学外)

愛知県県民相談・情報センター 052-962-5100

飲酒運転者の処罰

絶対だめ!! 飲酒運転!!

飲酒運転は連帯責任。同乗者も呼びかけて飲酒運転を止めよう。

◎ 刑事上の責任

	基準値	刑罰
酒気帯び運転	呼気中アルコール濃度 0.15mg 以上	3年以下の懲役又は、50万円以下の罰金
	呼気中アルコール濃度 0.25mg 以上	
酒酔い運転	酒に酔った状態で運転が困難だと思われる状態	5年以下の懲役又は、100万円以下の罰金
危険運転致死傷罪	飲酒運転で人を死傷させた	怪我の場合→15年以下の懲役 死亡させた場合→1年以上20年以下の懲役

◎ 運転者以外の処罰

車両提供罪・酒類提供罪・同乗罪

車両の提供

- 酒酔い運転の場合→5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- 酒気帯び運転の場合→3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒類の提供

- 酒酔い運転の場合→3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 酒気帯び運転の場合→2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

同乗等

- 酒酔い運転の場合（酒酔い運転状態であることを認識していた場合に限る）
 - ➔ 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 上記以外の場合、及び酒気帯び運転の場合
 - ➔ 2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

◎ 飲酒検知拒否

身体に保有するアルコール濃度の検査《呼気検査》の拒否

- ➔ 3月以下の懲役又は50万円以下の罰金

盗難・防犯

盗難は窃盗罪に問われる犯罪行為です！！

盗難・防犯に備え、犯人を寄せつけないような住生活環境と仲間づくり・コミュニティをつくりましょう。

◎ 学内での盗難事例とその対策

盗難被害の多くは本人のちょっとした不注意に原因があります。必ず自己管理・自己防衛をしましょう。

- スポーツの授業、サークル活動の際、体育館更衣室ロッカー（無施錠）への貴重品放置
 - ▶ 更衣室の外にあるカギ付き保管庫に貴重品を入れましょう。空いている保管庫がないときは、授業に持参・携帯しましょう。
- 教室やトイレでの財布の置き忘れ、荷物の置き引き
 - ▶ 財布はポケットやバッグに携帯する習慣をつけましょう。短時間でも荷物から離れるときは、貴重品は持ち歩きましょう。
- 自転車の盗難
 - ▶ 購入時の簡易なカギでなく、丈夫なカギに付け換えたり、カギを2つ付けたりしましょう。
- 傘の盗難
 - ▶ 自分のものである目印を付けたり、入口に設置してある傘用ビニールに入れ持ち歩く等自己防衛をしましょう。

◎ 下宿での空き巣や性被害に遭わないために

- 戸締りを確実にいきましょう。
(部屋の鍵をあける時、車から降りる時は周りの様子を確かめてからにしましょう。)
- 部屋のカーテンは遮光のものにしましょう。(在宅、不在をさとられないために)
- 深夜・早朝などに、ひと気のない道は極力通らないようにしましょう。やむを得ないときは、できるだけ友だちと一緒に複数人で行動しましょう。
- あらかじめすぐに逃げられる場所を見つけておきましょう。
(コンビニや、交番、子ども110番の家など)
- ホイッスルや防犯ベルなどの防犯グッズを備えておきましょう。
- 万一、被害にあったときは、
 - ・ 逃げる、大声で叫ぶ、ホイッスルを携帯し鳴らす。
 - ・ 泣き寝入りして得するのは加害者です。勇気を出して通報しましょう。
 - ・ 大学の相談窓口にも相談してください。

災害に備える

日ごろの備えが大切です

◎ 大地震が発生したら

下宿・建物のなか

急な揺れの場合は、落下物から身を守り、窓ガラスなど危険なものから離れ、机の下などに身を伏せましょう。火を使っている場合は速やかに消しましょう。

緊急地震速報の時点で行動がとれる場合は、ドアを開けるなど避難路を確保し、安全な場所（建物の1階の場合は外）へ避難することも想定しましょう。

電車・駅・公共の場などで

どのような場所においても、まずは自分の身を守ることを考えましょう。頭上の落下物や周囲の状況を見て、冷静な判断を心掛けましょう。

揺れが落ち着いたら、電車内では乗務員、駅構内では駅員の指示に従い、その他公共の場所でも警察や消防、係員などの指示に従いましょう。

◎ 津波警報・大津波警報が発令されたら

ただちに、高いところに避難しましょう。日ごろから、避難できる高いところを確認し、ハザードマップも確認しておきましょう。

指定下宿の場合は、あらかじめ避難場所を大家さんに確認しておきましょう。

◎ 大地震・風水害時の指定避難所

大規模地震（震度5弱以上）の発表時には美浜キャンパス体育館は、美浜町の「津波のときの指定緊急避難場所及び指定避難所」（風水害時は第3次避難場所）であり、半田キャンパス・コミュニティセンター棟は半田市の指定避難所となっています。なお、東海キャンパスは、東海市地域防災計画に定める災害及びこれに準ずる災害が発生した場合、避難所等として使用することになります。

災害時の避難所をあらかじめ把握しておきましょう。

普段から近隣の人とのコミュニケーションをとっておくと、いざというときに助け合うことができます。

◎ 「災害時要支援学生」減災支援ガイドライン

日本福祉大学では、災害時に障害・疾病等により支援や配慮を必要とする学生や留学生が、キャンパス内で避難生活を行うことを想定したガイドラインを定めています。入学時に実施した「減災オリエンテーション」にて、ガイドラインと個別避難計画書について説明しましたが、同じファイルを nfu.jp の各種申請に掲載しています。「災害時要支援学生」の対象となる方は、各キャンパスの学生支援センターの窓口に相談したうえで、個別避難計画書を提出してください。

◎ 災害用伝言ダイヤル 171 のかけ方

■ 伝言の登録方法

171 → 1 → 電話番号入力 (0000) 00-0000 (市外局番を含めて入力)
→ ガイダンス → 録音 (30 秒以内)

■ 伝言の再生方法

171 → 2 → 電話番号入力 (0000) 00-0000 (市外局番を含めて入力)
→ ガイダンス → 伝言の再生

※ 録音された伝言は電話番号を知っている全ての方が聞くことができます。

※ 災害用伝言ダイヤルは、加入電話 (ブッシュ回線、ダイヤル回線)、公衆電話、ISDN、携帯電話・PHS、IP 電話から利用可能です。

◎ 大学への安否連絡方法について

震度 5 弱以上の大規模地震が発生したら、大学公式ウェブサイトから『安否登録フォーム』にアクセスし、各自の安否・被災状況を登録してください。万が一に備えて、下記 URL・QR からアクセスし、ブックマークしておきましょう。

安否登録フォーム

<https://www.n-fukushi.ac.jp/about/bousai/index.html>



※ 安否登録フォームにアクセスできない場合は、氏名、学籍番号 (もしくは所属学部・学年)、現在の居場所、本人及び家族の安否・被災状況を以下のメールアドレスに送信してください。

安否連絡用メールアドレス

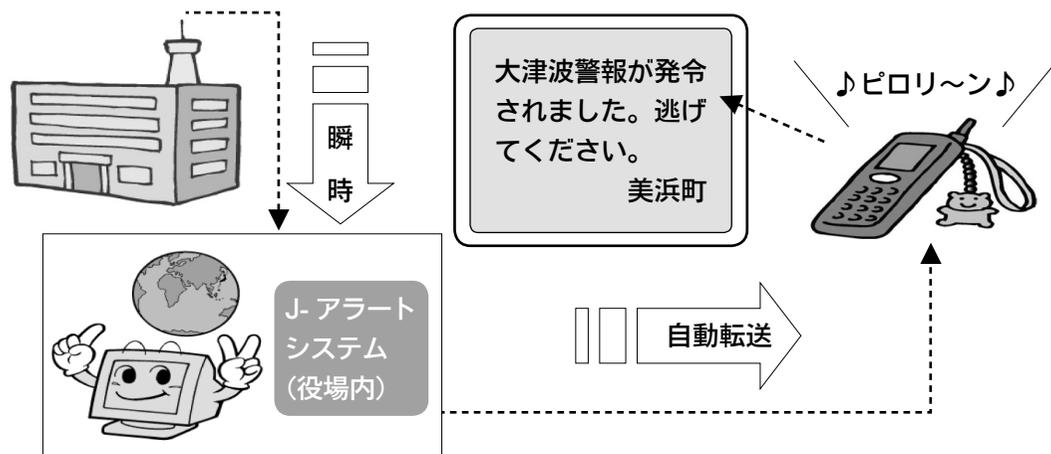
anpi@n-fukushi.ac.jp

◎ キャンパス別連絡先 (代表番号)

美浜キャンパス	〒 470-3295	愛知県知多郡美浜町大字奥田字会下前 35-6	0569-87-2211
半田キャンパス	〒 475-0012	愛知県半田市東生見町 26-2	0569-20-0111
東海キャンパス	〒 477-0031	愛知県東海市大田町川南新田 229	0562-39-3811
名古屋キャンパス	〒 460-0012	愛知県名古屋市中区千代田 5-22-35	052-242-3022

「美浜町安心安全メールサービス」に登録しよう！！

美浜町では、災害情報等の伝達的手段として「美浜町安心安全メールサービス」を開始しました。防災や防犯のために、ぜひこのメールサービスに登録してください。



登録方法については以下のとおりです。

住民向け空メール登録アドレス mihama@entry.mail-dpt.jp



■登録方法

- ①上記 QR コードを読み込む、またはアドレスを入力する。
- ②空メールを送信し、返信メールを受信する。
- ③受信メールを開き、下記の URL を開く。
- ④サイトポリシーを読み、「同意する」を押す。
- ⑤下の情報から必要なものを選び、「レ」点をつける。
- ⑥「確認」をし「登録」する。登録完了メールが届くので確認。

■選択できる情報の一覧

1. 気象情報…ゲリラ豪雨情報、気象警報、津波注意報を発信します。
2. 防災情報…国民保護情報（ゲリラ攻撃、大規模テロ、弾道ミサイル攻撃等）、大津波警報、津波警報、緊急地震速報、東海地震予知情報ほかに、災害時、美浜町防災情報を個別に発信します。
3. 火災情報…火災情報（火災発生、鎮火等）を発信します。
4. 防犯情報…不審者情報などを発信します。
5. 生活情報…町行政一般情報を発信します。

携帯電話のメールアドレスを登録される場合、「ドメイン指定受信」等の設定状況により受信拒否される場合がありますので、ご注意ください。

- ・ドメイン：@town.aichi-mihama.lg.jp
- ・送信メール from アドレス：anshin-anzen@town.aichi-mihama.lg.jp

キャンパス・ハラスメント防止対策

日本福祉大学は大学の社会的責任として

ハラスメントのないキャンパスをめざします

本学は、学生・教職員等すべての大学関係者が、安全で健全な環境のなかで教育、学習、研究、業務をすすめ、お互いに相手の立場を尊重する人間関係をつくり維持します。キャンパス・ハラスメントが発生した場合、厳正、迅速な手続きによって公正かつ適正に対応します。(ハラスメント問題解決ルートについての詳細はホームページをご覧ください。)



<http://www.n-fukushi.ac.jp/about/university/harassment/index.html>

◎ キャンパス・ハラスメントとは

教育、研究、業務の中で、修学・就労に関する力関係を利用して、相手の意に反した“必要かつ適当な範囲を超えた不適切な言動”を行い、これによって相手に不利益や不快感を与えること、また、修学・就労環境を害することを指します。

キャンパス・ハラスメントに当たるか否かについては、行為者の意識に関わらず「私にとって望まない行動である」という“受け手の判断基準”や、“客観的”かつ“社会通念上・必要かつ適当な範囲の言動かどうか”が重要です。

◎ セクシャル・ハラスメントとは

性的要求への服従または拒否を理由に、相手に対して就学上、就労上の利益や不利益を与えること。

性的、暴力的な言動等により、相手に不快感を与え、就学上、就労上の環境を損なうこと。性別に関する固定観念を根拠として、個人の人格や能力を評価するような言動を行うこと。性暴力をはじめとする男女の性の違いに基づく不均衡を利用した、身体的・心理的な障害や苦しみをもたらす言動を行うこと。

◎ アカデミック・ハラスメントとは

教育・研究活動の場において、地位、権力関係を利用して、機会・条件・評価等について不当で差別的な扱いをする行為。

◎ パワー・ハラスメントとは

就学上、就労上の立場を利用して、指導の範疇を超えて、継続して人格と尊厳を侵害する言動を行い、就学条件、就業条件を悪化させる行為。

◎ こんなときは相談窓口へ (ハラスメントになるかもしれない事例)

■ コンパや合宿で…

ゼミやサークルなどのコンパ、合宿で強引に誘われたり、酔っ払ったフリをして体を触ってくる人がいる。何だか嫌だな…。

- レポートの課題について先生に相談したら…。
夜の時間帯に研究室へ1人で来るように言われ何だか怖い。そんな風に思うのは先生に失礼かな？
- 実習先の指導者が…。
携帯に電話をかけてきてしつこく食事に誘ってくる。断っていいの？
- サークルの指導者から…。
「見込みがあるから自宅で個人レッスンしてあげる」と言われた。認められて嬉しいけれど何だか、ちょっと不安…。
- 大学の先生が…。
「出来が悪すぎる」と人前で怒鳴ります。だんだん怖くて体調も崩れてきた。
- デートDV（ドメスティック・バイオレンス）にあった…。
 - 待ち合わせに遅れただけで顔を叩かれた。
 - 別れ話を切り出すと「死んでやる」と言って脅される。
 - デート代をいつも払わされる。
 - 電話やメールの着歴を勝手に見たり、メールの返信が遅いと怒鳴る。つきあっている親密な相手（交際相手）との間におこる身体やこころへの暴力のことをデートDVと言い、身体的暴力をはじめ、性行為の強要や、避妊に協力しない等の性的暴力、怒鳴ったり、友人関係を制限するといった精神的暴力、デート代をいつも払わされるなどの経済的暴力などがあります。
「自分が我慢すればうまくいく」「やさしい時もある」「いつか変わってくれる」と思っても、なかなか解決できない時は、ハラスメント窓口へ相談してみましょう。

◎ キャンパス・ハラスメント相談窓口

- 秘密は固く守ります。
- まずEメールで連絡してください。

専用Eメールアドレス
jinken@ml.n-fukushi.ac.jp



悪徳商法、クーリング・オフ

大学生は悪徳商法のターゲットです！

学生を狙った悪徳商法や架空請求による被害が発生しています。悪質な手口にひっかからないためにも、注意が必要です！

〈成年年齢引き下げ〉成年年齢が、2022年4月から18歳に引き下げられました。成年になると、親の同意を得なくても、様々な契約ができるため、十分注意が必要です。飲酒や喫煙、競馬などのギャンブルの年齢制限は20歳のままです。

参考URL <https://seinen.go.jp/> 「大人への道しるべ」(法務省民事局)

◎悪徳商法、トラブルの例

■資格取得商法（電話勧誘販売）

突然電話がかかってきて、国家資格が必ず取れる等と言われます。法外な金額を請求されるケースがあります。

■アポイントメント商法

英会話教材、パソコンなどを売るのが目的で喫茶店や事務所などに呼び出し、何時間も勧誘され、契約をさせられます。

■自己啓発（性格改造）商法

「性格を変えられる」などと言われ、内容がよくわからないまま高額な契約をさせられます。

■キャッチセールス商法

街頭でアンケートなどと呼びかけ、エステ、化粧品などの高額商品の売買契約（クレジット契約）をさせられます。

■オレオレ詐欺

何者かが家族になりすまして、今どこどこにいるが、財布を無くして動けない・事故を起して至急お金が必要だから近くの駅まで持って来てなどと電話をします。

■身に覚えのない架空請求

利用した覚えのない有料サイト利用料などを文書、電話（携帯）、メール、ハガキなどで請求されることです。

身に覚えのない場合は、返信や問い合わせは一切しないようにしましょう。

◎クーリング・オフとは？

■特定の取り引きで一定の期間内であれば、消費者は販売業者に対し、書面によって、無条件で申し込みの撤回や契約の解除ができる制度です。

■損害賠償金や違約金を販売業者に支払う必要はありません。既に頭金や申込金を支払っている場合には、その金額を返してもらえます。

■商品を受け取っている場合には、引取りに必要な費用は、すべて販売業者の負担になります。

◎ クーリング・オフができる場合

- 法的に規定がある場合
- 業社が自主的に規定している場合
- 業社が個別的に契約内容を取り入れている場合

◎ クーリング・オフができない場合

- クーリング・オフ期間が過ぎている場合
- 健康食品・化粧品および履物等の消耗品を使用したり、一部を消費した場合
- 購入者が、セールスマンを呼び寄せて購入した場合
- 3,000円未満の商品を受け取り、同時に代金を全額支払った場合
- 乗用自動車を購入した場合

◎ クーリング・オフは書面で

ハガキを「簡易書留」扱いで出すか、「内容証明郵便」であればさらに確実です。（証拠を残すためにハガキは必ずコピーしましょう！）

契約解除通知書

契約年月日 ○年○月○日
 書面受領日 ○年○月○日
 商品名 ○○○○
 契約金額 ○○○○円
 販売会社名 ○○株式会社○営業所 担当者○○氏

右記日付の契約は解除します。
 なお、すみやかに支払済の○○円を返金し、商品を引き取ってください。

○年○月○日
 ○市○町○丁目○番地 氏名○○○

裏

郵便はがき

□□□□□□□□

○○市○○町○○番地

○○株式会社

代表者様

表

◎ クーリング・オフができる期間

- 訪問販売：クーリング・オフができることを書面で知らされた日から8日間
- 電話勧誘販売：クーリング・オフができることの書面を受領し、知った日から8日間
- 割賦販売：クーリング・オフ制度の日又は商品を受け取った日のどちらか遅い日から20日間
- 現物まがい商法：法定の契約書面の交付された日から14日間
- 保険契約：クーリング・オフができることの書面を交付された日と申し込みをした日との、いずれか遅い日から8日間

◎ 他にも注意が必要です！

□ カルト的宗教団体について

信者をマインドコントロールして、次のような手法で高額なお金の支払いをさせられます。また、宗教信者同士で婚約をさせられるといったケースもあります。

■ 勧誘

街頭などで、「エイズ、不倫、環境破壊など乱れた社会だと思いませんか？」「今のあなた自身を変えたいと思いませんか？」などと声をかけてきます。また、アンケートやサークルと名乗り、近づいてくるケースもあります。

■ ビデオセンター

親切を押し付けて親近感を与えてきますが、決して正体は明かしません。その後、ビデオ鑑賞を勧められ、何度かビデオを観ているうちに洗脳されることがあります。

■ 泊まり込みセミナー

合宿講義で、宗教についての話を熱く語られます。

■ 詐欺的勧誘、物品販売

信仰の訓練と称して、募金活動やハンカチ、物品の販売をさせられます。

□ インターネット通信販売について

インターネット上で契約の申し込みなどを行う、ネット通販については、次のトラブルが多く発生しています。

■ 商品が届かない、業者と連絡が取れないリスクもあります。

■ ネット通販など、通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。

□ 多重債務について

クレジットでのショッピングやキャッシングはすべて借金です。複数の金融機関やクレジット会社から多額の借金をして、返済が困難になった人を多重債務者と言います。

■ クレジットなどの利用は、月々の返済できる範囲で利用することが鉄則です。

※もし、返済に困ったら、**財団法人日本クレジットカウンセリング協会**（名古屋センター：0570-031640）に相談を。

◎ 困った時の相談窓口

悪徳商法などの被害で困っている場合は、学生課に相談してください。また、各地の消費生活センター・日本消費者協会・警察等でも相談に応じてくれます。

「消費生活情報あいち暮らし WEB」ウェブサイト

<http://www.pref.aichi.jp/kenmin/shohiseikatsu/>



消費者ホットライン 188（いやや！）

愛知県消費生活総合センター 052-962-0999

（財）日本消費者協会 03-5282-5319

海外渡航の手続き

重要 「海外渡航届」の提出について

海外渡航をする際は、各キャンパス窓口で「海外渡航届」の提出が必要となります。「海外渡航届」は各キャンパス窓口にて配布しています。
なお、海外渡航届提出の際には以下の書類を添付の上、渡航の2週間前までに提出してください。

添付書類

- ① 旅行日程
- ② 「たびレジ」または「在留届」登録完了画面
- ③ 渡航予定国の「海外安全情報（外務省）」を印刷したもの
(②、③は外務省ウェブページ (<http://www.anzen.mofa.go.jp>) より行う。)



海外渡航の際の注意

- 海外危険情報を絶えず収集すること。
- 現地の法律を守り、文化、習慣等を尊重すること。
- 多額の現金、貴重品は持ち歩かない。
- 見知らぬ人を安易に信用したり、個人情報を教えたりしないこと。

各キャンパスの担当窓口

美浜キャンパス	学 生 課	+ 81-569-87-2323
半田キャンパス	半田事務室	+ 81-569-20-0111
東海キャンパス	東海事務室	+ 81-562-39-3811

※電話番号は海外からかける際のもの（日本の国番号が入ったもの）を記載しています。

4. 健康な学生生活を過ごすために ● 学生生活 2022

保健室

保健室開室時間

美浜キャンパス *変更する場合があります

	午前	午後
平日	9:30 ~ 11:30	月~水 12:30 ~ 20:00 木 12:30 ~ 17:00 金 12:30 ~ 18:30
土曜日	9:30 ~ 16:00	

※講義期間外の開室時間は、別途掲示します。(保健室前)

半田キャンパス *変更する場合があります

	午前	午後
平日	10:00 ~ 11:40	12:40 ~ 17:00
土曜日	講義日のみ 10:00 ~ 13:00	

※講義期間外の開室時間は、別途掲示します。(保健室前)

東海キャンパス *変更する場合があります

	午前	午後
講義期間 月~金曜日 土曜講義日のみ	10:00 ~ 11:40	12:40 ~ 17:00
講義期間外 月~金曜日	10:00 ~ 12:00	—

※講義期間外の開室時間は、別途掲示します。(保健室前)

◎保健室の活動

ケガや病気の応急手当

簡単なケガや病気の応急手当を行います。休養のためのベッドもあります。

定期健康診断

学校保健安全法に基づき、毎年4月に実施。実習、就職等の健康診断書を発行するためには健康診断を受診する必要があります。

健康相談

健康上のあらゆる相談に応じます。生活上のアドバイス、校医・医療機関の紹介も実施。

性に関する相談

性感染症、避妊、中絶、月経異常など随時相談できます。必要時、医療機関の紹介もします。

検査

血圧、尿の検査を行います。視力、身体測定もできます。

エタノール・パッチテスト

アルコールに対する体質判定ができます。

校医相談 (美浜のみ)

毎週1回 4月~12月の通常講義期間中
※曜日・時間は保健室でお尋ねください。

◎ 定期健康診断について

日程等詳細は、オリエンテーションで配布する案内をご覧ください。健康診断で再検査が必要な場合は、再検査の案内をお渡しします。保健室で再検査を受けてください。やむを得ない理由で、当日健康診断を受診できなかった場合は、必ず保健室まで申し出てください。

健康診断証明書の発行開始は4月下旬を予定しています。詳細はnfu.jpで掲示しますので確認をしてください。健康診断証明書には障害や疾患については記載されていません。健康診断証明書の表記についてのご相談は保健室でお受けします。

◎ 外傷に対する初診治療費の援助

大学では、学内外での大学が認めた課外活動中に発生した不慮の事故、大学施設内の事故に対して援助をしています。ただし学生教育研究災害傷害保険の支払い対象となる場合は対象外とします。

□ 援助の内容

医療機関を利用した場合は、初診治療費本人負担額を援助します。

□ 手続き方法

事故の日から30日以内に申請用紙に領収書（原本）を添えて本人が申請してください。（申請窓口：保健室）

◎ 学生教育研究災害傷害保険

- 入学と同時に、財団法人日本国際教育支援協会の傷害保険に、全員加入しています。
- 正課時間中・学内外での課外活動中、通学途中に生じた急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害をおった場合に保険金が支払われる制度です。

□ 補償等の内容

詳細は『学生教育研究災害傷害保険のしおり』（入学時オリエンテーション配布資料）に記載してあります。Aタイプ「通学中等傷害危険担保特約」に加入しています。

□ 手続き方法

事故の日から30日以内に“事故の通知”をし、その後保険金の請求手続きをします。（申請窓口：保健室）

※この保険の有効期限は、通常の在学年限（新入生の場合、入学から4年間）です。留年などの事情により在学年限を超過する場合、新たに超過した年数分の保険料を納付する必要があります。

病院マップ 日本福祉大学近郊

何でも相談できる「かかりつけ医」をもちましょう。

美浜キャンパス近郊の病院



地図番号	病院名	診療科	電話番号
①	前田医院	循環器内科、内科、小児科	0569-87-0063
②	渡辺病院	総合内科、循環器内科、呼吸器内科、消化器内科、神経内科、心療内科、脳神経外科、皮膚科、整形外科、小児科	0569-87-2111
③	知多厚生病院	内科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、麻酔科、乳腺外科	0569-82-0395
④	浜田整形外科・内科クリニック	内科、整形外科、リウマチ科、リハビリテーション科、小児科	0569-82-5511
⑤	新美医院	眼科	0569-82-0223
⑥	みはま歯科クリニック	歯科、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔外科	0569-87-3311
⑦	緑苑歯科	歯科、矯正歯科、小児歯科	0569-87-6077
⑧	つづきファミリア歯科	歯科、小児歯科	0569-87-3277
⑨	神田歯科医院	歯科	0569-87-5688
⑩	榊原歯科クリニック	歯科、歯科口腔外科、矯正歯科、小児歯科	0569-87-0128

休診日、診療時間などは直接医療機関へ問い合わせてください。

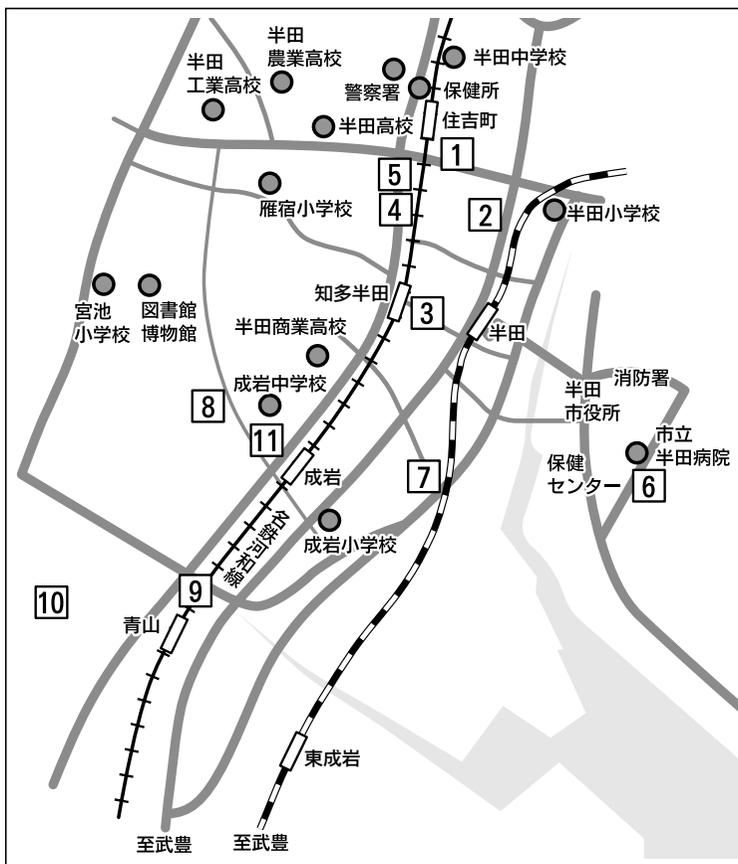
◎半田キャンパス近郊の病院



地図番号	病院名	診療科	電話番号
①	都築医院	内科、小児科	0569-28-0566
②	高須内科	内科、循環器科、小児科、皮膚科、リハビリテーション科	0569-28-5888
③	小出クリニック	内科、外科、胃腸科、リハビリテーション科	0569-28-3155
④	半田東クリニック	内科、人工透析内科	0569-20-1555
⑤	知多リハビリテーション病院	神経内科、整形外科、脳神経外科、リハビリテーション科	0569-20-2210
⑥	武内眼科	眼科	0569-20-2233
⑦	一ノ草病院	内科、精神科	0569-28-1111
⑧	乙川さとうクリニック	内科、呼吸器内科、アレルギー科、感染症内科、小児科	0569-89-8301
⑨	あべクリニック	脳神経外科、内科、外科、リハビリテーション科、皮膚科 歯科	0569-28-0360
⑩	日比整形外科	整形外科、リウマチ科、外科、リハビリテーション科	0569-20-1777
⑪	さくらデンタルクリニック	歯科、小児歯科	0569-29-5514
⑫	たかね歯科医院	歯科、小児歯科	0569-28-0118
⑬	かみいけクリニック	内科、泌尿器科	0569-29-3100

休診日、診療時間などは直接医療機関へ問い合わせてください。

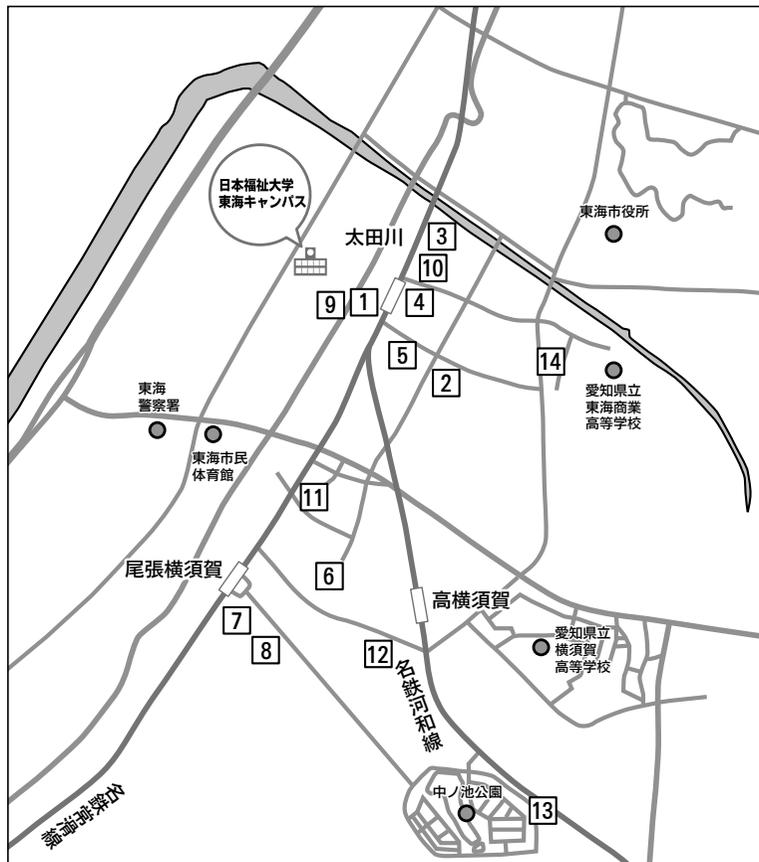
知多半田駅近郊の病院



地図番号	病院名	診療科	電話番号
①	歯科ハミール	一般歯科、小児歯科、矯正歯科、歯科口腔外科	0569-24-6480
②	新美眼科医院	眼科	0569-21-0155
③	藤田病院	産科、婦人科	0569-21-0951
④	小野耳鼻咽喉科	耳鼻咽喉科	0569-22-8733
⑤	酒井内科・皮フ科	内科、皮膚科	0569-23-3232
⑥	市立半田病院	救急科、内科、消化器内科、腎臓内科、糖尿病／内分泌内科、循環器内科、心臓外科、精神科、小児科、外科、血管外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、歯科、歯科口腔外科	0569-22-9881
⑦	斉藤眼科	眼科	0569-21-9919
⑧	藤條皮膚科医院	皮膚科	0569-22-6262
⑨	滝川メンタルクリニック	心療内科、精神科	0569-22-7780
⑩	青山外科	整形外科、外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、リハビリテーション科	0569-23-8101
⑪	竹内内科クリニック	内科、胃腸科	0569-22-2222

休診日、診療時間などは直接医療機関へ問い合わせてください。

◎ 東海キャンパス近郊の病院



地図番号	病院名	診療科	電話番号
①	太田川駅前皮膚科	皮膚科	0562-38-7680
②	道野眼科	眼科	0562-33-0331
③	池田耳鼻咽喉科	耳鼻咽喉科、アレルギー科	0562-33-2933
④	小嶋病院	内科、循環器科、消化器科、脳神経外科、外科、整形外科、放射線科、リハビリテーション科、小児科、アレルギー科、眼科、泌尿器科、美容外科、形成外科	0562-32-2145
⑤	みわホームクリニック	内科、小児科、糖尿病内科	0562-32-0030
⑥	吉田医院	内科・神経内科	0562-33-0566
⑦	中村医院眼科内科	眼科、内科、心療内科	0562-32-2437
⑧	のばたクリニック	内科、小児科、消化器内科	0562-32-1996
⑨	水野歯科	歯科	0562-32-0418
⑩	河合歯科第3医院	一般歯科、小児歯科、口腔外科、歯周内科、審美歯科	0562-32-0332
⑪	ファミリー歯科	一般歯科、小児歯科、	0562-33-6480
⑫	久野整形外科	整形外科	0562-33-3711
⑬	公立西知多総合病院	内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、腎臓内科、神経内科、血液内科、内科分泌・代謝内科、小児科、外科、呼吸器外科、消化器外科、血管外科、乳腺外科、脳神経外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、精神科、リハビリテーション科、放射線科、救急科、麻酔科、歯科口腔外科、緩和ケア外科、形成外科、病理診断科	0562-33-5500
⑭	JUN メンタルクリニック	心療内科	0562-32-1155

休診日、診療時間などは直接医療機関へ問い合わせてください。

学生相談室

学生生活を、健康で充実したものにできるように

◎ 相談室はこんなところ

- カウンセラー、ソーシャルワーカーが相談に応じます。
- 相談は、「人間関係のこと」、「学業のこと」、「サークルのこと」などなど、小さなことでもご相談に応じます。予約の上、お気軽にご相談ください。
- 相談内容については秘密を厳守します。

□ 利用の流れ



美浜キャンパス

場 所：コミュニティセンター 2 階

利用方法：①予約用メールアドレス (gakuseisoudan-mihama @ ml.n-fukushi.ac.jp)
②学生相談室で予約 (0569-87-2394)
③保健室で予約 (0569-87-2358)

開室時間 10：00～17：00（最終面接は16：00開始）土日は閉室

半田キャンパス

場 所：コミュニティセンター棟 1 階（保健室奥の別室）

利用方法：①予約用メールアドレス (gakuseisoudan-handa @ ml.n-fukushi.ac.jp)
②パーソナルサービス室で予約 (0569-20-0118 内線：9412)

開室時間 10：00～17：00（最終面接は16：00開始）土日は閉室

東海キャンパス

場 所：南ウィング 1 階

利用方法：①予約用メールアドレス (gakuseisoudan-toukai@ml.n-fukushi.ac.jp)
②学生支援センターで予約する (0562-39-3814)

開室時間 10：00～17：00（最終面接は16：00開始）土日は閉室

予約メールには①学籍番号②氏名③連絡先電話番号④希望日時⑤相談内容（簡潔に）を記入してください。こちらから折り返し連絡をします。しばらく時間がかかることもあります。

5. 充実した学生生活のために ● 学生生活 2022

学外でのボランティア活動

大学には学外の各種ボランティア団体や福祉施設などからボランティア募集の案内が送られてきます。

◎ ボランティア情報の掲示

美浜キャンパス…学生課掲示板（コミュニティーセンター1階）

半田キャンパス…ボランティア情報掲示板他（コミュニティーセンター1階）

東海キャンパス…保健室／学生支援センター前掲示スペース（南ウィング1階）
（エントランスホール中央デスクおよびエントランスホール内ラックにも各種ボランティア募集情報についての案内を配置しています。）

◎ 興味のあるボランティア活動が見つかったら

ボランティア募集のチラシ等を見て、参加したい、詳しく内容を知りたいという場合は、チラシ等に掲載されている連絡先へ直接電話等で問い合わせをしてください。

◎ ボランティアサークル

学内には様々なボランティアサークルがあります。

活動の内容を知りたい場合…

NFU CLUB & CIRCLE (<http://www.n-fukushi.ac.jp/circle>) を参考にしてください。

サークルに参加したい場合…

直接活動場所へ行くか、学生課・半田事務室・東海事務室へ相談してサークルの担当者に連絡を取ってください。



ボランティア活動に関する相談は
学生課／半田事務室／東海事務室・学生支援センターへ
（障害学生支援活動等）

◎ 日本福祉大学災害ボランティアセンター

東日本大震災の復興支援を目的として、2011年3月31日に、学生と教職員で災害ボランティアセンターを設立しました。

ボランティア登録を随時受け付けています。（登録方法については以下の場所または学生課にお問い合わせください。）

主な活動場所：美浜キャンパス 10号館 2階

障害のある学生を支援する活動

本学には、障害があり誰かのサポートを必要としている学生が多く在籍しています。受講中や休み時間などに、身近な場所でできる活動が多くあります。

◎ 障害のある学生の支援活動の例

	視覚障害のある学生のサポート	聴覚障害のある学生のサポート	肢体障害のある学生のサポート
講義	・リーディング ・代筆	・ノートテイク ・パソコンテイク	・ポイントテイク ・資料の出し入れの補助 ・代筆
学内の生活	・移動の補助	・手話通訳	・移動の補助
空き時間に	・点訳、音訳 ・資料のデータ作成 ・買い物等の補助	・字幕付け ・文字起こし	・買い物等の補助

◎ ボランティア活動に興味がある方は

▶ 障害学生に直接声をかける

困っている様子を見かけたら「何かお手伝いしましょうか？」と声をかけてみてください。

▶ ボランティアサークルに参加する

にゅ〜てんてん（点訳）、くまじ（字幕付け）では、みんなで楽しくボランティア活動をしています。（いずれも美浜キャンパス）

▶ ボランティア講座に参加する

学生支援センターが開催するボランティア講座に参加して、知識や技術を学べます。障害のある学生との交流イベントも開催しています。

▶ ボランティア登録をする

学生支援センターのボランティア登録をすると、ボランティア活動の紹介や、講座の案内などがメールで届きます。興味のある活動に参加できます。

障害のある学生への支援に関する相談は以下へご相談ください

● 美浜キャンパス 学生支援センター
(コミュニティセンター1階)

TEL 0569-87-2433

FAX 0569-87-2376

E-mail support@ml.n-fukushi.ac.jp

● 半田キャンパス パーソナルサービス室
(教育研究棟1階)

TEL 0569-20-0111

FAX 0569-20-0119

E-mail support-handa@ml.n-fukushi.ac.jp

● 東海キャンパス 学生支援センター
(Sウィング1階)

TEL 0562-39-3814

E-mail support-tokai@ml.n-fukushi.ac.jp

キャンパス内外の諸活動の場

◎ 日本福祉大学県人会

日本福祉大学には各都道府県出身者で構成する県人会の組織があります。県人会により活動内容はさまざまですが、在学生同士の日常の交流、大学祭などのイベントへの参加、同窓生との交流などを主体的に行っています。顧問やサポート役に教職員(県出身者や地域ブロックセンター職員など)がつき、学習・進路相談などにも応じています。地域ブロックセンターや同窓会と連携した就職相談会も企画・実施しています。毎年4月のオリエンテーション時期に、新入生と在学生の各県人会の顔合わせ・説明会を開催しています。県人会と連絡を取りたい場合は学生課まで相談してください。

活動している県人会 (2022年3月現在) : 東北県人会、関東地方・山梨県人会、静岡県人会、岐阜県人会、福井・石川県人会、富山・新潟県人会、長野県人会、関西地方県人会、中国地方県人会、四国地方県人会、九州人会、沖縄県人会

◎ みはまスポーツクラブ

日本福祉大学(スポーツ科学センター)と、美浜町生涯学習課、美浜町住民との3者により、2012年9月に、総合型地域スポーツクラブである「みはまスポーツクラブ」が設立されました。

みはまスポーツクラブホームページ

<http://www.mihama-sc.com>

みはまスポーツクラブ Facebook ページ

<https://www.facebook.com/sportsclub.aichi.mihama.with.nfu>



「みはまスポーツクラブ」の基本理念は、さまざまなスポーツ・文化活動を通じて、子どもから大人まで、地域の人たちと学生がふれあえる、明るく活気あるまちづくりを目指します。

スポーツ系サークルをはじめ、芸術・文化系サークルのみなさんが、みはまスポーツクラブの教室等に講師やアシスタントなどで活躍されることを期待しています。

◎ C ラボ

日本福祉大学では様々な地域との連携・協働の取り組みが行われています。そのような地域と大学の交流・学びの場として、美浜キャンパス 10 号館 2 階に「C ラボ美浜」、東海キャンパス南ウィング 1 階に「C ラボ東海」が開設されています。地域と大学とが共に学び成長する、新たな地域連携モデルを実現するための取り組みを推進し、地域で活躍する団体や参加可能な地域活動の紹介、地域での学び・活動に関する相談などに対応しています。気軽に活用してください。

C ラボ Web サイト <http://www.n-fukushi.ac.jp/c-lab/>



◎ コミュニティセンター ラーニング・コモンズ

美浜キャンパス 11 号館（コミュニティセンター）1 階は、学生の休憩や交流の場であるとともに、地域との交流・協働を目的とする活動をする際にはラーニング・コモンズとして、優先的に使用することができます。

大型ディスプレイやホワイトボード等を備えていますので、パワーポイントでの発表や模造紙を貼り付けての説明などといった活用ができます。利用に関しては、C ラボ美浜までお問い合わせください。

アルバイト・落とし物

◎ アルバイト情報について

アルバイト情報は以下の掲示板と nfu.jp 掲示板（アルバイト情報）で提供しています。

美浜キャンパス…求人情報掲示板(コミュニティーセンター)
半田キャンパス…教育研究棟掲示板(101 講義室前)
東海キャンパス…南ウィング 2 階掲示スペース

◎ トラブルに遭わないために

- 学業に支障が出ないように、仕事の内容・時間帯等を充分検討した上で行ってください。
- 病気等の理由でアルバイトが続けられなくなった場合は、ただちに求人先に連絡してください。無断欠席は求人先に多大な迷惑を掛けることとなります。
- 賃金の不払いなどのトラブルが生じた場合は、ただちに各キャンパス窓口へ連絡・相談をしてください。
- 学内での業者によるアルバイト勧誘は認めていません。駅や路上での業者勧誘にも安易に応じないでください。学内で勧誘しているところを見かけたら各キャンパス窓口へ報告してください。

◎ 落とし物・忘れ物

- 落とし物、忘れ物をした際は、学生課（美浜キャンパス）、半田事務室（半田キャンパス）、東海事務室（東海キャンパス）へ来てください。
- 窓口届けられた落とし物は以下のように取り扱います。
 - ① 落とし物は学生課、半田事務室、東海事務室で管理しています。
貴重品以外は専用の書類に氏名を記入後、お渡しします。
貴重品の場合は身分証明書を確認の上、お渡ししますので、証明書を持参してください。
 - ② 一定期間を過ぎた落とし物は、廃棄処分します。

学 生 課…0569-87-2323
半田事務室…0569-20-0111
東海事務室…0562-39-3811

下宿

下宿紹介について

◎ 指定アパートについて

地元の方々の理解と協力のもと、美浜キャンパス周辺（武豊町・美浜町・南知多町）に本学学生のための下宿が建築されたのが指定アパートのはじまりです。

指定アパートには一般業者仲介の下宿にはない以下のメリットがあります。

- 日本福祉大学学生専用です（原則、男女別棟です）。
- 日本福祉大学に在学中であれば、キャンパスを問わず、だれでも入居できます。
- 困った事があれば、すぐに家主さんが対応します。
- 仲介手数料・更新手数料は不要です。
- 一部の指定アパートに限り、「日本福祉大学指定アパート奨学生制度」を利用することで、通常家賃よりも安く入居できます。礼金は不要です。採用にあたっては収入条件等があり、「書類審査」を行います。また必要に応じて面接を実施します。

指定アパートへ入居を希望する学生は、下記の方法で手続きをしてください。

以下の申込方法があります。詳細については学生課窓口へお問い合わせください。

- 学生課窓口（指定アパート紹介所）で申込
- 指定アパートのホームページから申込
URL <http://www.netnfu.ne.jp/gesyuku/>



◎ 一般アパート紹介について

半田キャンパス・東海キャンパス周辺のアパート紹介についても（主に半田キャンパス・東海キャンパスの学生対象）下記までお問い合わせください。

11月～3月

指定アパート特設紹介所

受付時間 10：00～16：00

※休務日を除く

TEL：0569-87-2328

FAX：0569-87-2398

4月～10月

学生課 指定アパート紹介係

受付時間 10：00～16：00

※土・日・祝を除く

TEL：0569-87-2323

FAX：0569-87-5249

学生自治会と課外活動

課外活動の組織

◎ 美浜キャンパス学生自治会

日本福祉大学美浜キャンパス学生自治会は、社会福祉学部、子ども発達学部／教育・心理学部のすべての学生によって構成されています。

学生自治会は、思想信条の相違を当然の前提とし、学生生活の向上と学生の権利の擁護と拡大を目的に一致して行動する、全学生を包括する組織です。

サークルについては "NFU CLUB & CIRCLE"
(<http://www.n-fukushi.ac.jp/circle>) を参照してください。



◎半田キャンパス学生会

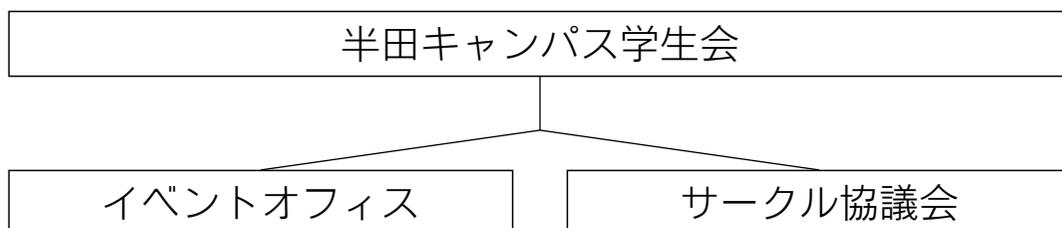
半田キャンパス学生会

半田キャンパス学生会は、半田キャンパスに在籍する学生が、学内及びそれに関する活動に支障をきたさぬよう、問題解決や意見の集約、情報交換の場の提供を行い、学生生活を支援するための学生の自主的な組織です。半田キャンパス学生会は、半田キャンパスに在籍するすべての学生が入学すると同時に入会する大きな学生組織です。「サークル協議会」、「イベントオフィス」は、半田キャンパス学生会の構成団体です。

- 半田キャンパスに在籍する学生全体を代表する組織である。
- 半田キャンパスに在籍する全学生が会員である。
- 学生から集めた学生会費で運営されている。

学生総会

半田キャンパス学生会の運営は、基本的に1年に1度開かれる、学生総会という場で決定しています。学生総会は半田キャンパス学生会の最高議決機関であり、学生全体の1年の方針や役員を選出、学生会費の使い道、規約の改正等、学生の声を取り入れて民主的に決定しています。学生総会は、半田キャンパスに在籍する学生なら誰でも参加でき、意見を言える場です。



学生総会での決議を、半田キャンパス学生会が中心的に執行してゆくなかで、イベントオフィスではキャンパス内のイベント事、サークル協議会ではサークルの事など、各専門機関をおき、学生のよりよい学生生活を学生と共に創っていきます。

◎東海キャンパス学生会

東海キャンパス学生会は、東海キャンパスに在籍するすべての学生が、学内及びそれに関連する活動に支障を来さぬように、問題解決、意見の集約、情報交換の場を提供し、学生の活動を支援・寄与することを目的とする学生の組織です。東海キャンパス学生会は経済学部・国際福祉開発学部・看護学部・東海キャンパスサークル協議会・東海イベントオフィスから構成され、各構成団体は、それぞれの規約に従って運営されます。また、東海キャンパス学生会の運営は、基本的に1年に1度開催される東海キャンパス学生総会の場で決定されます。

学内施設の利用・備品の貸し出し

◎借用できる施設

美浜キャンパス…P.103～P.104を参照してください

半田キャンパス…P.105～P.106を参照してください

東海キャンパス…P.107を参照してください

◎施設借用方法

美浜キャンパス

□手続き方法

【当月】 利用予定日の2日前までに、借用申請が必要です。

【翌月】 ■大学公認サークルによる借用

大学公認サークルは毎月大学が指定する日程に、翌月の施設借用申請を優先予約することができます。

■登録サークル・個人による借用

大学公認サークルへの優先申請が終了後、借用申請を行うことができます。

※年度初めや夏休み・春休みの長期休暇期間中の施設借用については、別途付属高校との調整を行います。

❗利用内容によっては、大学から確認の連絡をする場合があります。

注意

■正課（授業・ゼミナールなど）による施設利用が優先です。

施設利用を許可した後、正課利用のため許可取り消し、貸出し施設の変更をお願いすることがあります。

■大学公認サークルの活動を優先します。

■借用申請は「利用予定日の2日前まで」に行ってください。

■イベント等で舞台装置・電源装置を使用する場合は「利用予定日の10日前まで」に函面（設置場所、電力など）を添えて申し出てください。

■下記の期間は利用できない施設があります。

定期試験中、入学試験実施前および試験当日、学期（前期・後期）開始1週間前など、その他整備に必要な期間

■教卓の機材（パソコン、マイクなど）は原則として学生は使用できません。サークル等でマイクを使用する場合は学生課備品を借用してください。

半田キャンパス

□ 手続き方法

■ 一般講義室

- ① 一般講義室を占有して利用する場合は、必ず事前 nfu.jp の「施設予約」システムで予約申請を行ってください。
- ② 申請は利用日の3日前から6ヶ月先まで（次年度分は時間割決定後）行うことができます。
- ③ 現在の申請状況は nfu.jp の施設予約から確認することができます。
- ④ 申請が受理されると、申請者にメールで通知されます。

■ コミュニティセンター棟内施設

トレーニングルームやミーティングルームを利用する場合は、事前に中央監視室で施設予約を行ってください。

注意

情報処理演習室利用時の注意（半田キャンパス）

- 201、204、205、206 情報処理演習室は入室にカードキーが必要です。
- 授業以外にも各種イベントで使用場合がありますので教室入り口のスケジュールボードで確認してください。
- 教卓のパソコンは原則として学生は使用できません。
- 情報処理演習室内は飲食禁止です。

東海キャンパス

□ 手続き方法

東海キャンパスの施設を占有して利用する場合は、事前に東海事務室で施設の利用申請を行ってください。申請～許可までに時間を要する場合がありますので、施設利用日の2日前までに申請を行ってください。

□ 予約可能期間

- 東海キャンパス登録サークル：施設利用の1ヶ月前～2日前
- それ以外の利用：施設利用日の2週間前～2日前

◎ その他の施設

体育施設貴重品ロッカー（美浜キャンパス）

体育の授業時に使用するロッカーです。日を超えた利用はできません。
ロッカー番号と暗証番号を忘れないようにしてください。

場 所	体育館1階、第2グラウンド
-----	---------------

ピアノ棟（美浜キャンパス）	
電子ピアノ・アップライトピアノを備えたピアノ教室・ピアノ練習室があります。	
場 所	10号館1階、2階（1、2以外の部屋）、15号館4階レッスン室1～6
使用方法	各室の入口黒板に予約を書き入れることで利用可能です。
※10号館2階ピアノ教室（教室3～9）は講義利用時間外に限って、音楽系サークルを優先し貸し出しを行います。	

シャワー室、更衣ロッカー（半田キャンパス）	
場 所	教育研究棟1階
ロッカー数	男子用80個、女子用50個（ただし、更衣ロッカーの利用は利用当日のみ）
利用時間	月～土曜日は9：00～21：00、休日は9：00～17：00

個人ロッカー（半田キャンパス）	
半田キャンパスでは希望する学生に1年間（4月～2月末まで）個人ロッカーを貸し出しています	
場 所	教育研究棟1・2階通路
ロッカー数	456個
費 用	年間500円
手続き場所	半田事務室（オリエンテーション以後申込みを行ってください）
※鍵を紛失した場合は、鍵およびシリンダー取り替え費用を実費負担してもらいますので、十分注意してください。	
※教育実習棟の更衣ロッカーは、演習授業時の着替え、荷物の一時保管のためのものです。1日単位の利用とし、日を超えた利用はできません。	

学生合宿所（電話 0569-87-2502 美浜キャンパスより徒歩10分）	
日本福祉大学生のためのコミュニティー施設です。合宿・コンパ・各種パーティー・学習会・サークルの練習・ミーティングなどいろいろな企画で利用できます。利用については、電話で直接申込してください。	
利用料金	宿泊：1500円／1泊（1名）、レンタルルーム：100円／1時間（1名）
定 員	宿泊：40名、会議・コンパ：80名
施 設	鉄筋コンクリート造2階建（1階はレストラン“フリッパー”）洋室2部屋（各20畳）、和室2部屋（20畳、4.5畳）、シャワー室冷暖房完備、ビデオTV、330CH有線放送、レーザーカラオケ

● 備品の貸し出し

美浜キャンパス

貸出し備品一覧

移動式スクリーン、液晶プロジェクター、ワイヤレスマイク&アンプ、拡声器、ビデオカメラ、テント、DFライト、電源ドラム、MDラジカセ、CDラジカセ、ストップウォッチ、ラインカー、懐中電灯、巻尺、ブルーシート、暗幕、机、椅子、車椅子、ご意見箱、ポッチャ

□ 借用申請方法

課外活動で備品を借用したい場合は学生課窓口で『備品借用申請書』に必要事項を記入し、提出する。 → 「許可証」を受け取る。

※申請書は学生課窓口にあります。

※借用時には「許可証」及び「学生証」を必ず持参してください。

注意

- 「借用希望日の前日まで」に申請を行ってください。
- 備品の「借用・返却は窓口時間内」に行ってください。
- 借用中の「備品管理には責任」を持ってください（万が一、盗難・破損・紛失した場合には、すみやかに学生課まで申し出てください）。
- 汚れた場合は、必ずきれいにしてから返却してください。
- 電池・テープ等の消耗品は各自用意してください。
- 教室・体育館に設置されている設備・備品（ワイヤレスマイク、PCプロジェクターなど）は、課外活動では使用できません。

半田キャンパス

貸出し備品一覧

デジタルビデオカメラ、デジタルカメラ、CDラジカセ、ワイヤレスマイク&アンプ、ソフトボール一式、野球道具一式、テニス道具一式、フリスビー、バドミントン、バレーボール、ドッチボール、サッカーボール、ボール用空気入れ、ラインカー、コードリール、三脚、バスケットボール、フットサルボール、プロジェクター、巻尺、車椅子

□ 借用申請方法

中央監視室で備品貸出し帳に必要事項を記入して申込んでください。

※借用時には「学生証」を必ず持参してください。

注意

- 汚れたりした場合は、必ずきれいにしてから返却してください。
- 万一、破損・紛失した場合には、すみやかに中央監視室に申し出てください。

東海キャンパス

貸出し備品一覧

デジタルビデオカメラ、デジタルビデオカメラ三脚、プロジェクター、コードリール、ワイヤレスアンプ&マイクセット、マイクスタンド（床上用、卓上用）、CDラジカセ、スクリーン、拡声器、車椅子、延長コード、ストップウォッチ、イヤフォン、ノートパソコン、ブルーレイドライブ、マルチメディアリーダー

※上記の他に、サークル活動用の貸し出し備品もあります。詳細は東海事務室にて確認してください。

借出申請方法

- 借用希望日までに東海事務室で借用の申請を行い、「許可証」を受け取ってください。（前日までの予約者優先借出）※ノートパソコンは事前予約不可
- 借用時には「学生証」及び「許可証」を必ず持参してください。

注意

- 借用申請は必ず借用希望日までに行ってください。
- 備品の借用申請「借用・返却」は窓口時間内に行ってください。
- 借用中の備品管理は責任を持って行ってください。（盗難、破損、紛失等の場合には、速やかに東海事務室まで申し出てください。）
- 汚れた場合等は、きれいにしてから返却してください。
- 電池・テープ等の消耗品は各自用意してください。
- ビデオカメラ、プロジェクター等、全ての部品が揃っているか確認の上、借用・返却してください。

ピアノの自主利用 (美浜キャンパス)

美浜キャンパス 10号館および 15号館に設置されているピアノは正課授業での使用が優先されますが、一部について学生の自主利用が認められています。利用できるピアノの範囲と使用ルールは以下のとおりです。

※自主利用について変更がある場合は、nfu.jp 掲示板で案内します。

◎ 設置ピアノの使用ルール

- 10号館、15号館のピアノが設置されている教室・練習室内、学生の自主利用が認められているのは下記のとおりです。(それぞれの位置は P.83、P.87 の施設配置図で確認してください) 下記以外の部屋は正課授業のみの利用が原則です。

校舎名称	自主利用が可能な部屋
10号館	1階ピアノ練習室の1～16 2階ピアノ練習室の17～24、1005教室
15号館	4階レッスン室1～6

- ピアノの利用は、保育士、幼稚園教諭、小学校教諭を養成する課程履修者が優先されます。
- 15号館4階レッスン室を利用する場合は、入口に設置してある黒板に必要事項を記入してください。原則として自主利用に関しては大学事務局で受け付けや調整は行わないので、上記のルールと次ページに記載している「使用心得」を踏まえてマナーを守って使用してください。

使用停止日

次の各号に掲げる期間は原則として10号館、15号館の使用ができません。

- 月の第1日曜日
- 前・後期授業開始の一週間前・補講期間
- 前期末・学年末試験期間中
- 一般入学試験、大学入学共通テストの実施期間中
- 大学行事および整備等に必要期間

使用時間帯

祝日講義日は原則平日扱いとなります。※使用時間帯は変更になる場合があります。

	10号館	15号館
平日(月)～(土)	9:00～20:00	9:00～20:00
休日(日)	9:00～17:00	停止



ピアノ教室・ピアノ練習室の「使用心得」

本学のピアノ教室には防音設備は施されていません。使用者が練習に集中できるよう、使用者同士がお互いに十分な配慮をし「音」に気をつけ、ピアノの利用にあたっては「使用心得」を守ってください。

- ピアノ以外の楽器を利用する場合は、ピアノ練習を阻害しないよう十分な配慮をすること。
- 音がもれないように、ドアと窓を閉めて使用すること。
- ピアノ教室、ピアノ練習室で飲食をしないこと。
- ピアノおよびクラヴィノーヴァを移動したり、いす等の物品を他室へ移動しないこと。
- ピアノ教室、ピアノ練習室に楽譜等以外の物品を置かないこと。また、物品を放置し占有しないこと。
- 使用のために持ち込んだ物品は、各自が終了ごとにすべて持ち帰ること。

6. 付属機関・施設を紹介 学生生活 2022

日本福祉大学付属図書館

図書館のサービス等の詳細は HP をご覧ください
URL <https://library.n-fukushi.ac.jp/library/>



図書館開館時間

閲覧室

	美浜本館	半田分館	東海分館
平日	9:20～22:00	9:20～21:20	9:20～20:00
土曜日	9:20～21:20	前期 10:00～17:00 後期 10:00～18:30	10:00～17:00
休日開館	10:00～16:50	10:00～16:00	10:00～16:00

ラーニングcommons・学修工房（美浜本館）

	図書館開館日と同じ	日曜日および祝日 (図書館休館日のみ)	夏期・冬期休暇期間
開室時間	(平日) 9:20～22:00 (土曜日) 9:20～21:20	9:00～20:00	9:00～20:30

※開館時間の変更、臨時の閉館についてはその都度掲示します。



- 休館日：日曜日、国民の祝日、館内整理日、夏期・冬期休暇中所定の期間（その他蔵書点検や設備保繕等で臨時休館を設ける場合があります）※ただし、日曜・祝日等の講義日には開館します。
- 休日開館：試験期やオープンキャンパス開催日などに、休日開館を行っています。
- 休日開館日、休暇中等における開館日は、開館時間が通常と異なります。
- 8月・9月前半・2月・3月は、開館時間の短縮を行います。

生涯学習センター

講座に関する詳細は HP をご覧ください。
URL <http://www.netnfu.ne.jp/lec/>



地域に開かれた市民の生涯学習拠点のひとつとして、生涯学習講座の企画やまちづくり活動への支援に取り組んでいます。

生涯学習センターでは、各種生涯学習講座を実施しています。（本学在学生・教職員への受講料割引については、改めて nfu.jp 掲示板にて案内します）

窓口

生涯学習センター：半田キャンパス事務管理棟

受付時間：月曜日～金曜日 9:15～17:00

※土曜日、日曜日、祝日、夏季・冬季等の本学所定期間は休館です。（講座日の場合、その講座に関するお問い合わせは対応しています。）

問い合わせ先：電話 0569-20-0122 FAX 0569-20-0135

ICT サポート

学内でパソコンやプリンタを利用する際にわからないことがあれば、各キャンパスにある利用相談窓口にご相談ください。(ICTは「Information and Communication Technology」の略で、情報通信技術を表すITに、コミュニケーションの概念を加えた言葉です)

各キャンパスの利用相談窓口とパソコン利用可能場所

美浜
キャンパス

施設・場所		利用可能時間	
利用相談窓口	9号館3階 ICTサポートデスク	4～7月、9～1月	平日 9:10～11:40 12:40～20:00 土曜日 9:10～12:00
		8月、2・3月	平日 9:10～11:40 12:40～17:00 土曜日 閉鎖* *講義日のみ 9:10～17:00
パソコン利用	パソコン教室の利用可能時間については ICTサポートデスクのホームページをご確認ください。 https://www.n-fukushi.ac.jp/ict/info.html		
図書館、研究本館学生窓口前等		各施設の利用時間帯に準じます。	

半田
キャンパス

施設・場所		利用可能時間	
利用相談窓口	教育研究棟 ICTサポートデスク	4～7月、9～1月	平日 9:20～18:15 土曜日 閉鎖
		8月、2・3月	平日 9:20～17:00 土曜日 閉鎖
パソコン利用	教育研究棟2階 201・204 (Mac)・205・206 教室	パソコン教室の利用可能時間については ICTサポートデスクのホームページをご確認ください。	
	図書館、サービスセンター (障害者 用端末のみ)	各施設の利用時間帯に準じます。	

東海
キャンパス

施設・場所		利用可能時間	
利用相談窓口	1階 サポートデスク	全期間	平日 9:20～17:00 土曜日 閉鎖
パソコン利用	4階 S403・S406・S407 教室	4～7月、9～1月	平日 9:00～20:00 土曜日 9:00～17:00
		8月、2・3月	平日 9:00～17:00 土曜日 9:00～17:00
2階図書館		各施設の利用時間帯に準じます。	

◎ 注 意

- パソコンやその他情報機器の使用方法、利用にあたっての注意事項は nfu.jp 内の「ヘルプ」をご覧ください。
- 臨時閉館等のお知らせは「nfu.jp 掲示板」にてお知らせします。
- 各キャンパス閉鎖期間は全て閉鎖となります。



日本語教育センター

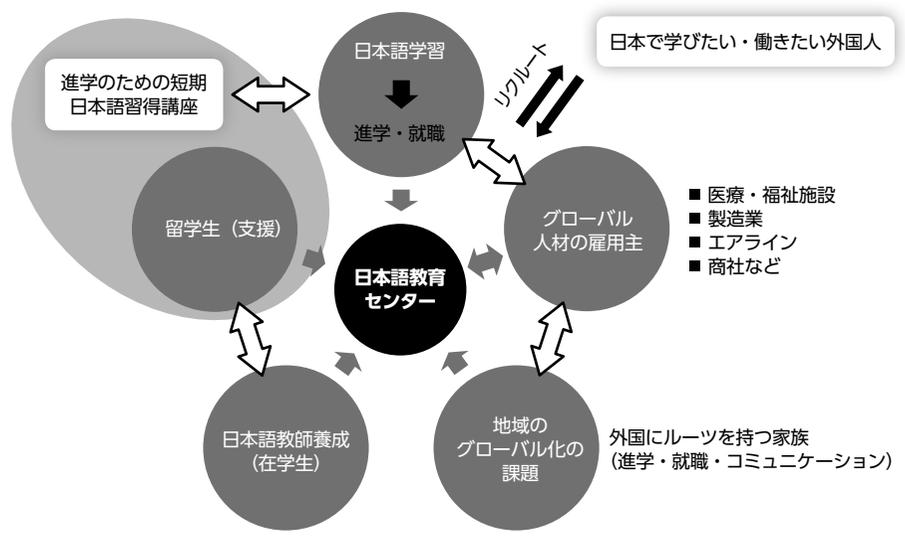
留学生の日本語・日本文化教育と地域社会の国際化を支援します。

◎ 活動・業務内容

1. 外国人留学生への日本語・日本文化教育の充実
2. 日本語教員を目指す学生への教育支援
3. 国際化する地域と連携した日本語・日本文化教育の展開
4. グローバル社会に求められる実践的な外国語教育の実施

◎ 窓 口

日本語教育センター：東海キャンパス南ウイング 1 階
 窓 口 時 間：コミュニティーラウンジ、グローバルラウンジの窓口時間に準ずる
 問い合わせ先：電 話 0562-39-3811 FAX 0562-39-3281（東海事務室）



全学教育センター

みなさんの様々な学びを支援しています。

全学教育センターでは、学内における地域志向学習や、国際交流、オンデマンド学習の拠点として、学部を問わず誰でも利用・相談できるスペースを設けています。

● **地域に関連する学習** → 全学教育センター
／コミュニティ・ラウンジへ
授業内外でのフィールドワークやボランティアなど、学生の皆さんが地域で活動し振り返る学びのプロセスをサポートします。また、「ふくし・マイスター」になるための地域志向学習の進め方について相談できます。

● **語学学習、異文化交流** → イングリッシュ・ラウンジ
／グローバル・ラウンジへ
オフィスアワーには外国人講師へ語学相談ができるほか、定期的に、語学や異文化理解に関するアクティビティを行っています。
また、日本福祉大学後援会「国際化・国際交流」事業助成金（以下参照）の申請、相談も受け付けています。

後援会助成事業 → 各キャンパスの事務室窓口へ

- 語学検定料補助
：英検やTOEIC、日本語能力試験等の語学検定を受験した学部生に対し、一定の級や点数をクリアした場合に検定料が全額補助されます。
 - 海外研修・調査奨励金
：海外で研修、調査を実施する学部生に対し、書類および面接選考のうえ奨励金が補助されます。
 - 短期留学
：英語学習を目的とした1ヶ月程度の短期留学を行う学部生（通学課程）に対し、留学費用の一部が補助されます（留学先は募集要項に示すところに限る）。
- ※海外研修・調査奨励金、短期留学については新型コロナウイルス感染状況により予定を変更する恐れがあります。

問い合わせ先 zengaku_center@ml.n-fukushi.ac.jp

● **オンデマンド学習** → 全学教育センターオフィスアワーへ

オンデマンド科目に関する質問には、全学教育センター教員が応じています。

問い合わせ先 id-la@ml.n-fukushi.ac.jp

※問い合わせ内容によって確認に時間を要する場合があります。視聴終了日間近の問い合わせとなりますと、回答が期間内に間に合わない可能性もありますので、時間に余裕をもってお問い合わせください。

● **学修支援**

大学での学びに必要な文章作成力を始めとした初歩的なスキルの獲得に向けた学修支援をしています。

施設	場所	開室	オフィスアワー
イングリッシュ・ラウンジ	美浜 研究本館1階	10:00～17:00(月～金)	10:00～14:55(月・火) …外国人講師
全学教育センター			水 11:00～14:55 木 13:25～16:35 …全学教育センター教員
グローバル・ラウンジ	東海 南ウイング1階	掲示板上参照	掲示板上参照

就職・キャリア開発支援

一人ひとりの希望や適性に応じた就職・キャリア開発支援をしています。

キャリア開発課および各キャンパス事務室では、進路・就職に関わるガイダンスの実施や就職支援講座を開講するとともに、学生の皆さんの個々の状況に応じて個別相談にも対応しています。就職支援をはじめとする進路支援に関して、どんなことでもお気軽にご相談ください。

支援内容

1. 就職・キャリア相談

	支援内容
就職相談	就活の方法、業界研究、公務員・教員受験、Uターン就職、インターンシップなど
履歴書添削	履歴書・エントリーシートの作成アドバイス、添削など
面接演習	面接指導・アドバイス、模擬面接など
その他	資格取得、進学、マナー・身だしなみのアドバイスなど

※各種面談・相談には、事前予約が必要となります。「求人検索NAVI」システム(WEB)にて面談予約をしてください。
※申し込みや予約のキャンセル、面談・相談を欠席する場合は、事前にキャリア開発課または各キャンパス事務室へ必ず連絡してください。

2. 各種ガイダンス・講座

学年・分野・目的に応じたガイダンス、各種講座を実施しています。これらの内容、申込み方法などの詳細は、キャリア開発課ホームページや nfu.jp、学内掲示板に掲載されますので必ず確認してください。

3. 就職関連書籍・雑誌の閲覧

各キャンパスでは、就職に役立つ書籍の閲覧コーナーを設置しています。積極的に活用して、就職活動に活かしてください。

●取扱書籍・雑誌

業界地図、就職四季報、SPI(筆記試験)対策、履歴書対策、時事対策、地方就職情報、業界研究、職種研究、企業・法人研究など

●閲覧場所

【美浜】キャリア開発課／【半田】事務管理棟1階 就職・キャリア指導室

【東海】東海キャンパス2階 キャリア指導室

窓口時間・問い合わせ先

●窓口時間 キャリア開発課および各キャンパスの窓口時間はP.6を参照してください。

●問い合わせ先

キャンパス	連絡先	TEL	Mail
美浜キャンパス	キャリア開発課	0569-87-2321	m-career@ml.n-fukushi.ac.jp
半田キャンパス	半田事務室	0569-20-0111	h-career@ml.n-fukushi.ac.jp
東海キャンパス	東海事務室	0562-39-3811	t-career@ml.n-fukushi.ac.jp

生活協同組合

ホームページアドレス

<https://www.univcoop-tokai.jp/nfucoop/>

日本福祉大学生生活協同組合（以下生協）は、皆さんの出資金から成り立っています。他にも、学生同士の諸活動として仲間づくりや環境問題、また健康・安全について考え合う取り組みを行っています。それらは「生協学生委員会」と「生協総代」という生協独自の学生組織を通じて実践されています。

美浜キャンパス

	営業時間	取扱い商品・各種サービス
本部 (12号館キャンパスセンター棟2階)	平 日 10:30～17:00 土・日曜、祝日、年末年始等閉店 ※祝日講義日の場合は営業	生協・共済・学生賠償責任保険加入、給付受付
We'll (ウィル) 総合カウンター (12号館キャンパスセンター棟2階)	平 日 10:30～17:00 土曜日閉店 日曜、祝日、年末年始等閉店 ※祝日講義日の場合は営業	テキスト・専門書、雑誌、文芸書等、パソコン、ソフトウェア、文房具、日用雑貨、切手、CD、DVD、家電、オフィス家具、コピーカード、各種専門学校斡旋、各種検定受付、論文印刷製本、リソグラフ印刷、自動車学校入校受付（通学・宿泊制）、チケット（美術館等）、レンタカー受付
delicat cocotte (12号館キャンパスセンター棟2階)	平 日 10:30～18:30 土曜日 10:30～13:30 日曜、祝日、年末年始等閉店 ※祝日講義日の場合は営業	おにぎり、お弁当、サンドイッチ、ドリンク類、お菓子、カップラーメン、スープ等の販売
食堂食菜 -tabena- (12号館キャンパスセンター棟1階)	平 日 11:00～13:30 土曜日閉店 日曜、祝日、年末年始等閉店 ※祝日講義日の場合は営業	食堂 食菜-tabena-(たべな)は麺ショップ、丼ショップ、アラカルトショップの3つコーナーでできています。日常の食事以外にもコンパ等の受け付けを行っています。

半田キャンパス

	営業時間	取扱い商品・各種サービス
porto (ポルト) (コミュニティセンター1階)	月・火・水・金曜日 11:00～17:00 木曜日 11:00～15:15 土日曜日、祝日、年末年始等閉店 ※祝日講義日の場合は営業	生協・共済・学生賠償責任保険加入・給付受付、テキスト、専門書、雑誌、文芸書等、おにぎり、お弁当、パン、サンドイッチ、ドリンク類、お菓子、カップラーメン等、パソコン、文房具、日用雑貨、切手、CD、DVD 注文受付、家電、写真現像、コピーカード、各種専門学校斡旋、自動車学校入校受付（通学・宿泊制）
食堂 pacchia (パッキア) (コミュニティセンター1階)	月～金 11:00～13:30 土日曜、祝日、年末年始等閉店 ※祝日講義日の場合は営業	カフェテリアメニューでバランスよく主菜・デリサラダを選べ、カレー・丼・麺も提供しています。日常の食事以外にもコンパ等の受付を行っています。

東海キャンパス

	営業時間	取扱い商品・各種サービス
キャンパスショップ Luce (ルーチェ)	月～金 10:45～16:30 土・日曜、祝日、年末年始等閉店 ※但し、講義振替日となる土曜日は営業	生協・共済・学生賠償責任保険の加入及び給付受付、テキスト、実習教材、専門書、雑誌、文芸書、おにぎり、お弁当、パン、サンドイッチ、ドリンク類、お菓子、デザート、パソコン、文房具、日用雑貨、切手、家電、コピーカード、各種専門学校斡旋、自動車学校入校受付
キャンパスレストラン Repos (ルポ)	月～金 10:45～13:30 土・日曜、祝日、年末年始等閉店 ※但し、講義振替日となる土曜日は営業	カフェテリアメニューでバランスよく主菜、デリサラダを選び、カレー・丼・麺も提供しています。日常の食事以外にもコンパ等の受付を行っています。

書籍、CD・DVD等は組合員証を提示していただくと割引価格となります

※営業時間は2022年3月現在のものです。夏休み、春休み等長期休暇中は短縮営業や閉店となる場合があります。詳細は生協ホームページでご確認ください。

◎ 生協のIC組合員証について

生協のIC組合員証には食堂の定期券『食堂パス』と電子マネー『キャンパスペイ』の機能が搭載されています。



食堂の定期券 (食堂パス)

半年または1年間、利用上限まで毎日食事を取ることができます。



電子マネー (キャンパスペイ)

購買・書籍・食堂で使えます。残金がなくなったらチャージをして使います。

1. 「電子マネー (キャンパスペイ)」機能

- あらかじめチャージ (入金) しておくことで、生協の各店舗での支払にご利用いただけます。
美浜キャンパス……購買・書籍店 食堂 教科書販売会場
半田・東海キャンパス…購買・書籍店 食堂
- レジの専用カード置台に置くだけで支払が済むため決済がスピーディです。
- チャージは生協の購買・食堂店舗のレジで、1,000円単位でできます。

2. 「食の定期券（食堂パス）」機能

- 「食堂パス」にお申込みいただくことで、お財布の中身と相談して食品を削ることなく、生協食堂で毎日バランスよい食事を取ることができます。
- 食堂の利用記録はマイページに登録することで、web 上で確認することができます。（保護者の方も閲覧することができます）

◎ 学生総合共済の給付申請

教育研究活動・実習・通学中の事故・ケガに限らず（病気の入院の場合も）給付されます。以下のような場合に心当たりのある方はすぐに生協本部（または半田ポルト・東海ルーチェ）までお気軽にご相談ください。

- 交通事故にあって入院した。またはケガで通院した。
- スポーツ事故で入院した。またはケガで通院した。
- アルバイトや日常生活で入院した。またはケガで通院した。
- 病気で1日でも入院した。
- 父母または扶養者が亡くなりました。

給付申請のしかた

① 生協に連絡します

生協カウンターに行くか、電話でご連絡ください。窓口や電話では、病気やケガの状況をうかがいます。

② 生協から必要な書類を受け取ります

窓口や電話でおうかがいした内容に基づいて、生協から給付申請に必要な資料をお渡します。

③ 必要な書類を揃え、生協に提出します。

窓口や電話でおうかがいした内容に基づいて、生協から給付申請に必要な資料をお渡します。

④ 生協で審査し、共済金を給付します。

申請書類の提出時に、共済金のお支払ができる日にちをご案内します。

◎ 問合せ

TEL：0569-87-2301（代表）

E-mail：coop-hf@ml.netnfu.ne.jp

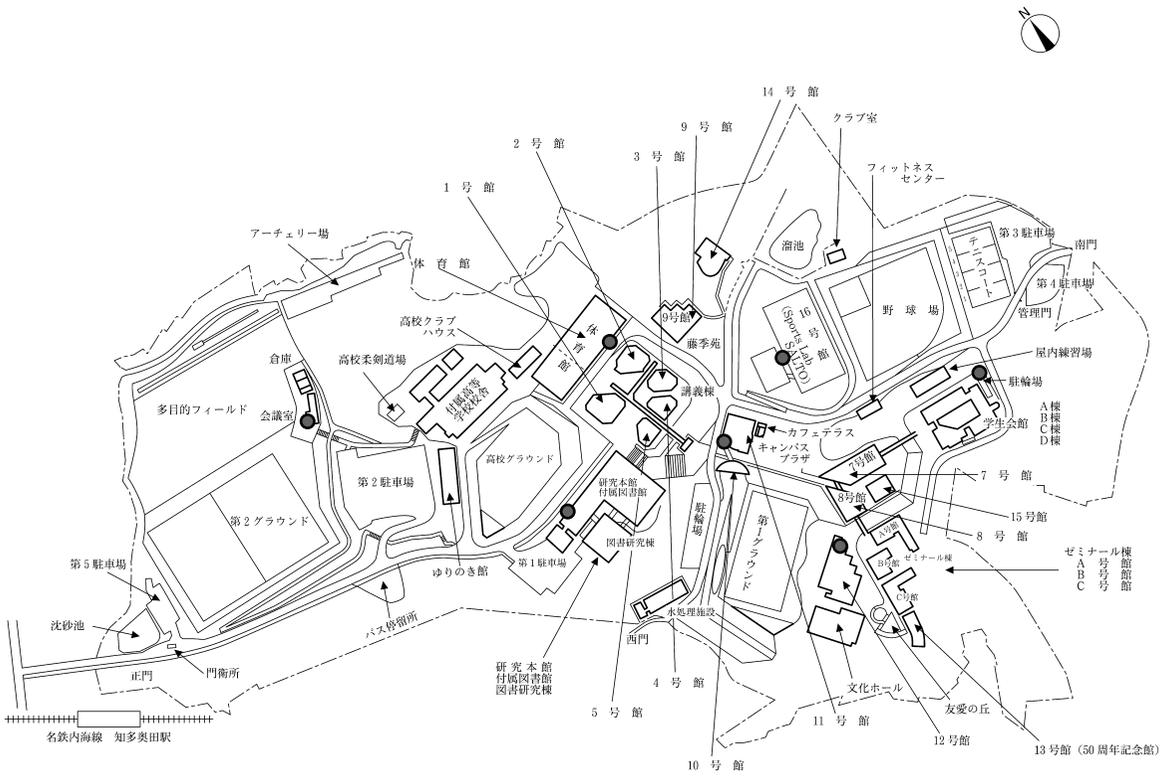
ホームページ：https://www.univcoop-tokai.jp/nfucoop/



付 録 ● 学生生活 2022

美浜キャンパス施設配置図

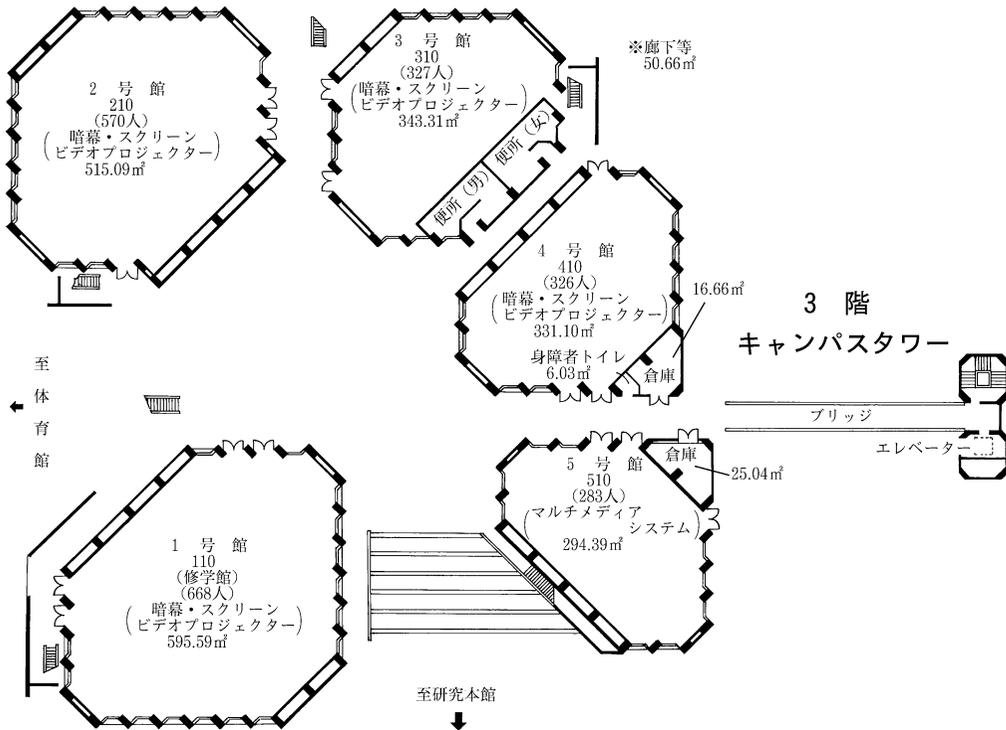
● 美浜キャンパス



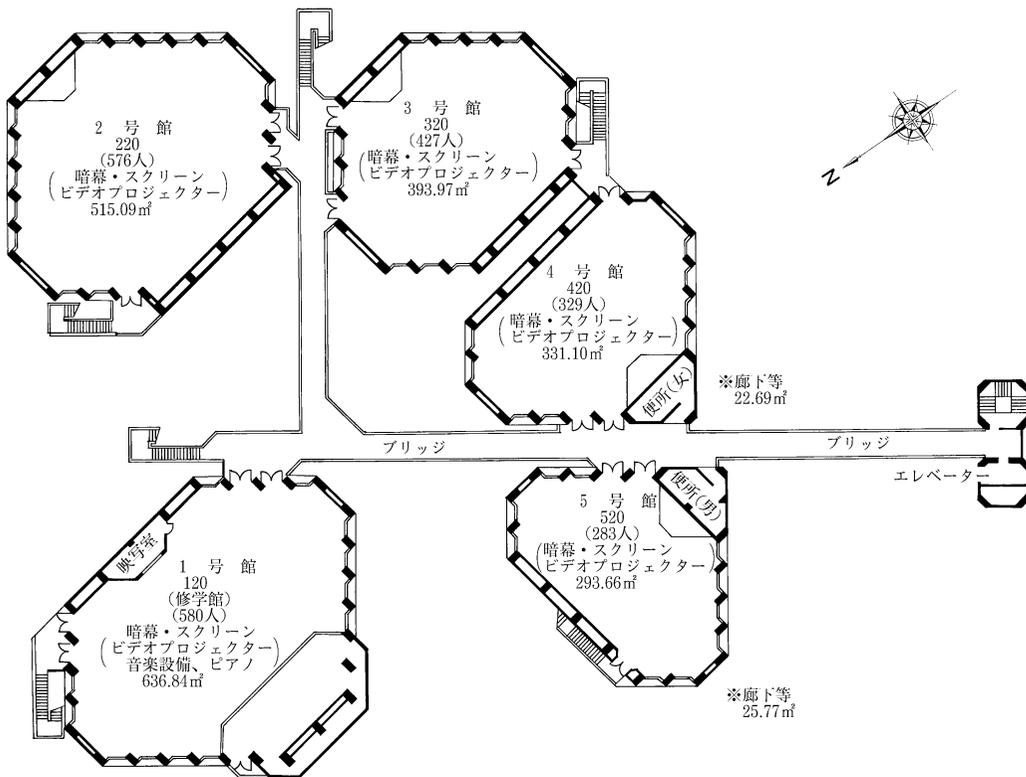
●…AED 設置場所

● 1号～5号館

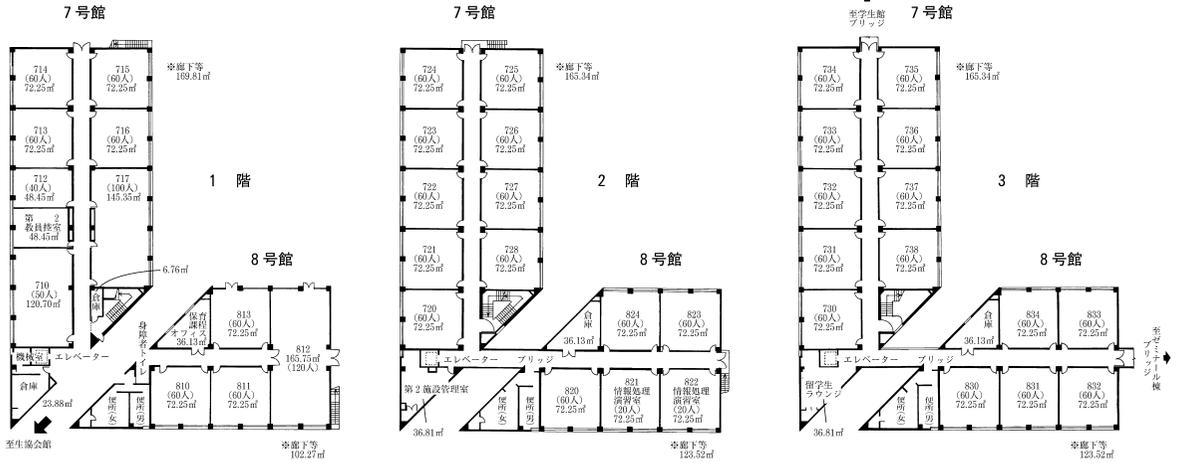
1 階



2 階

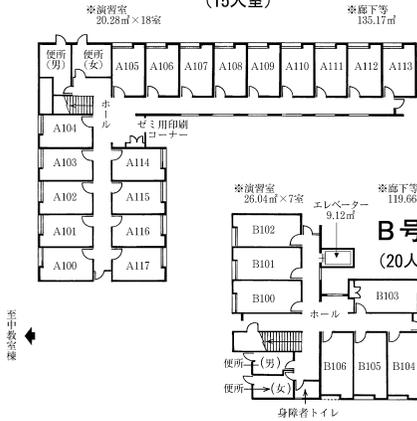


7・8号館



ゼミナール棟

A号館 (15入室)



B号館 (20入室)

C号館 (15入室)

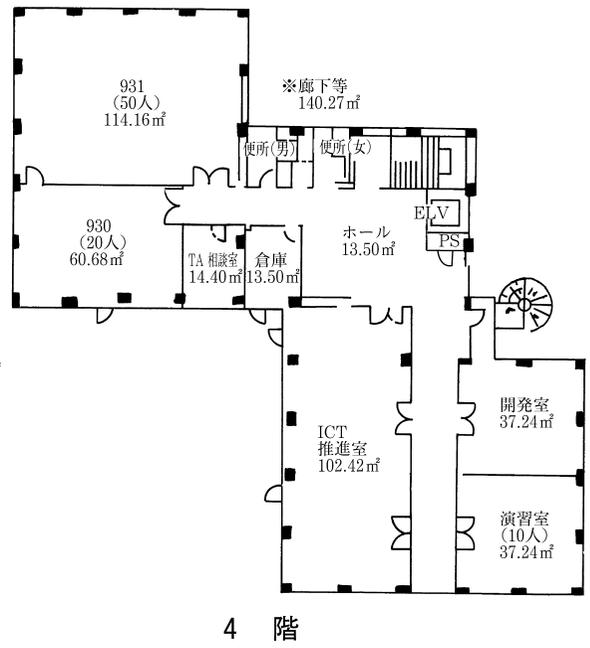
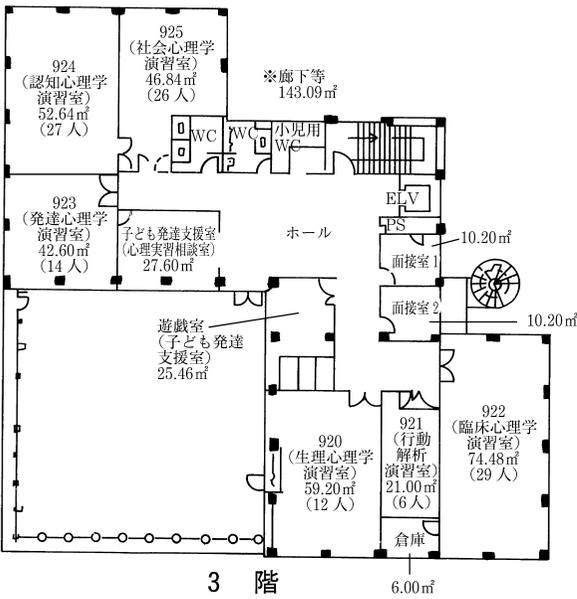
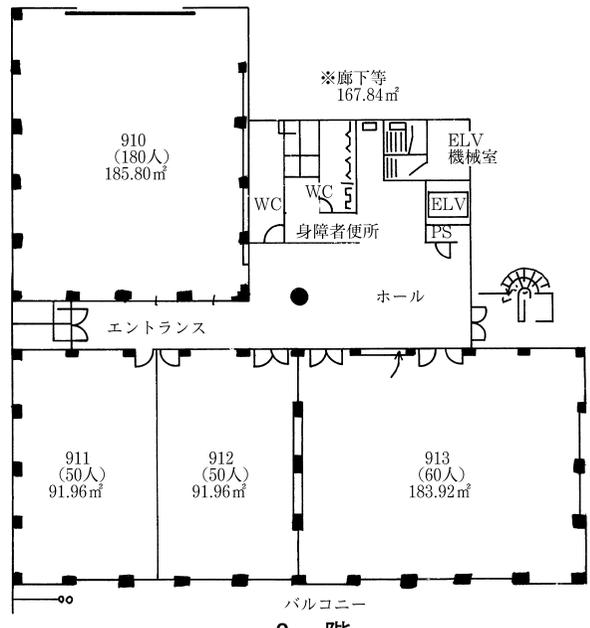
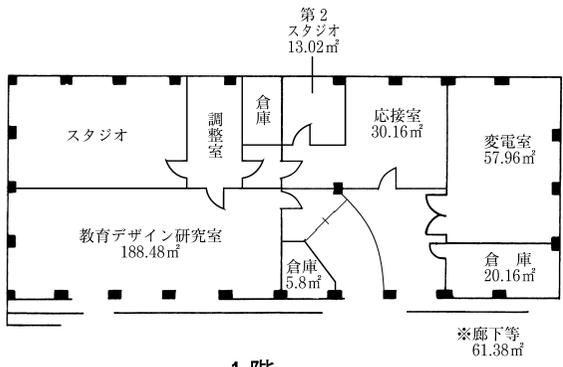
※中教室棟

A号館 (15入室)

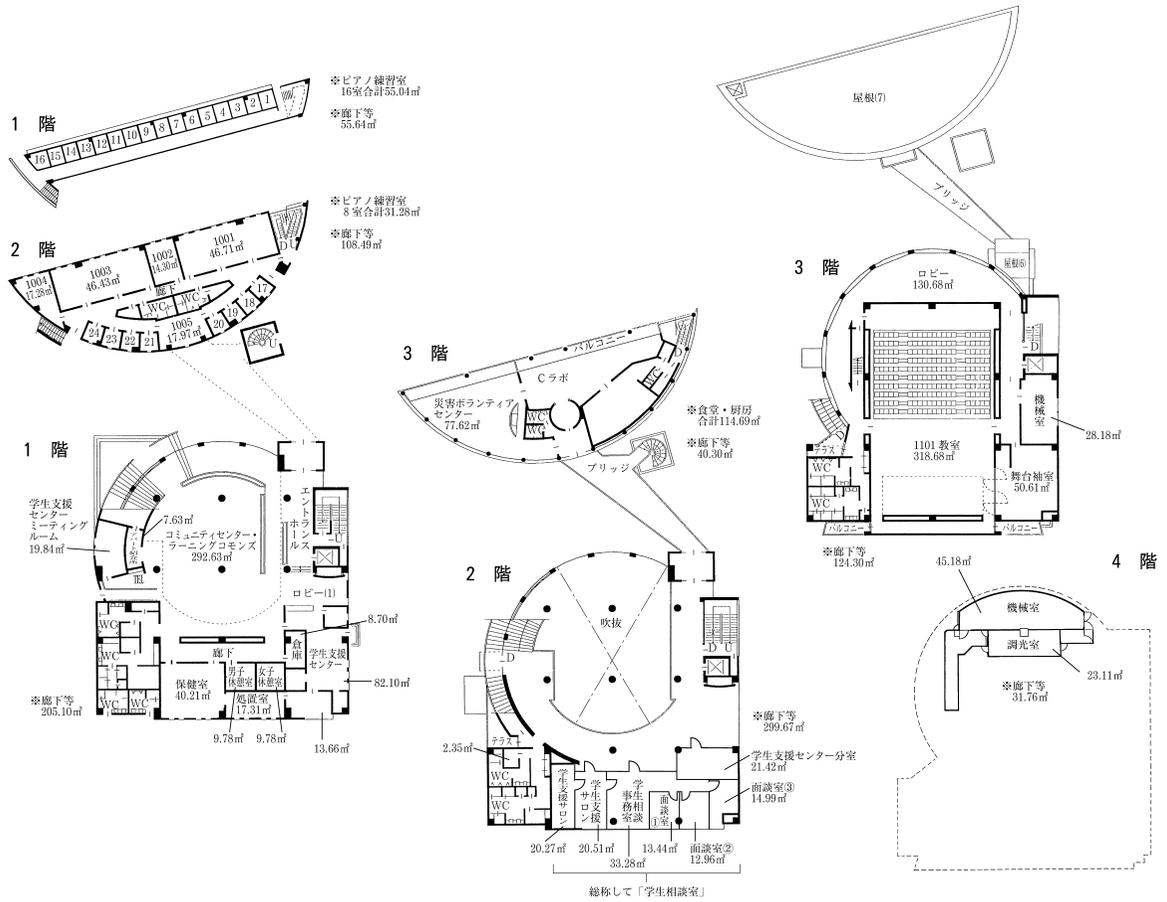
2階



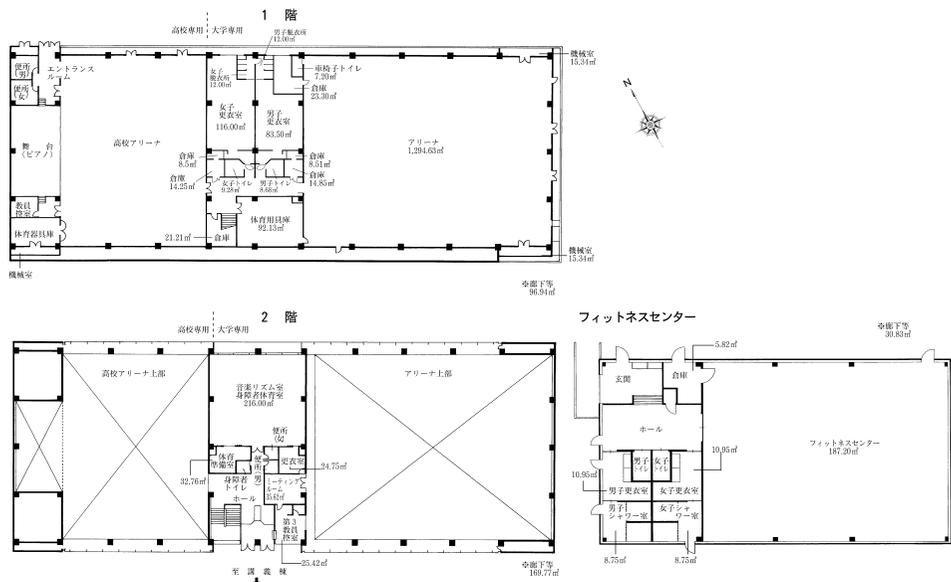
9号館

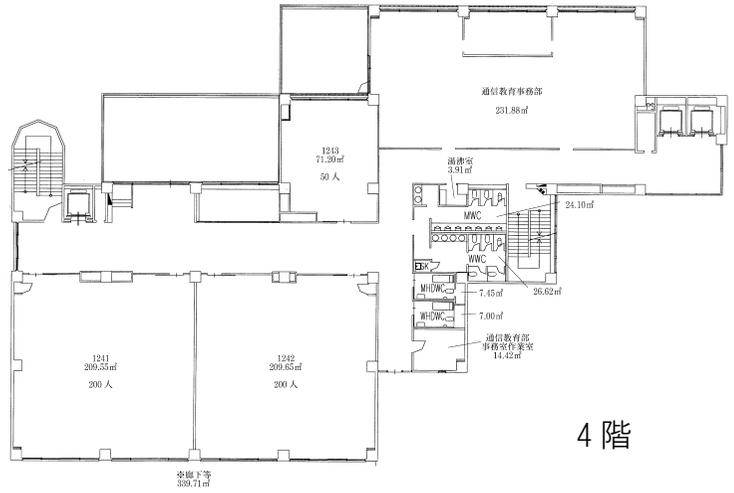
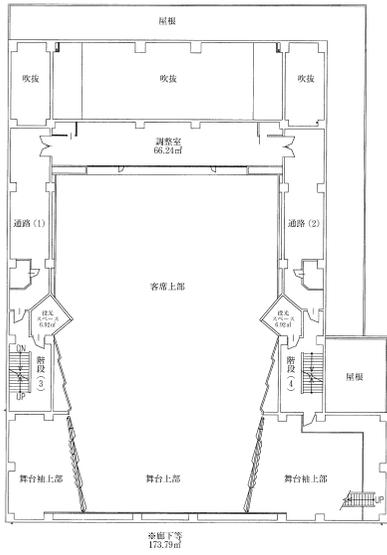


10、11号館 (コミュニティセンター棟)

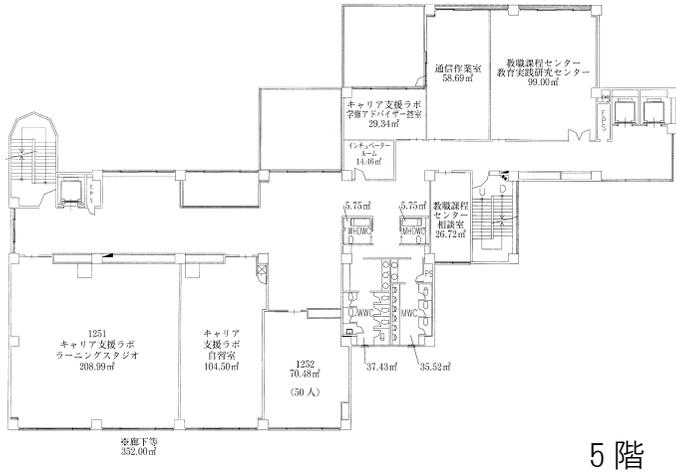
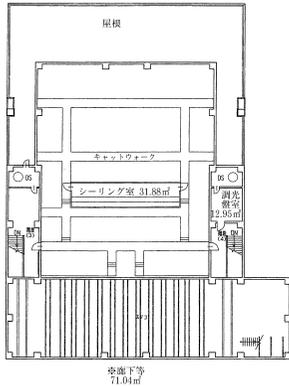


1 体育館

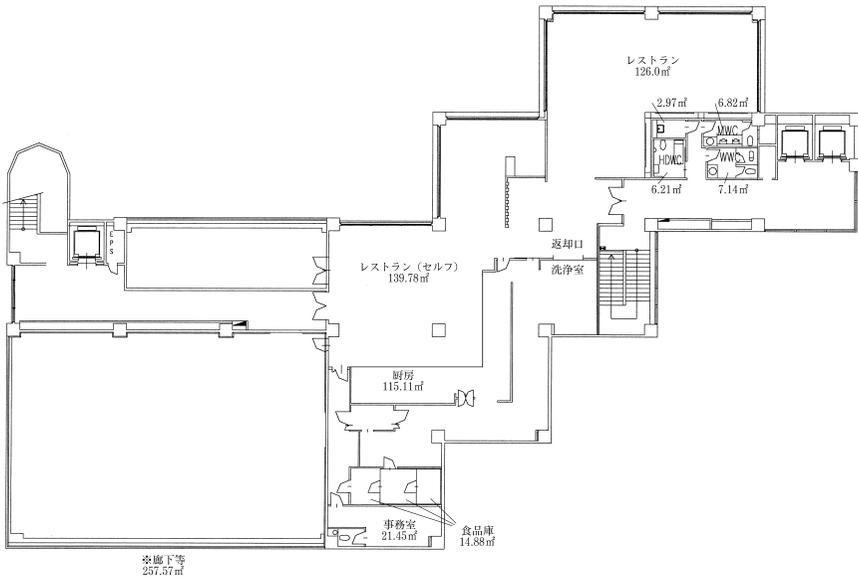




4階

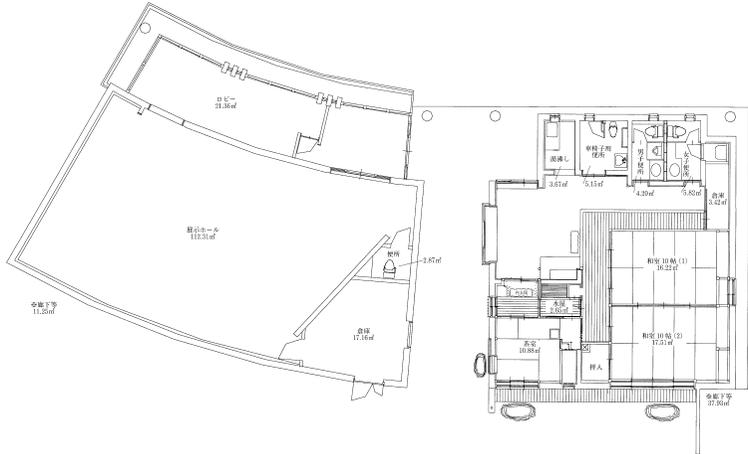


5階

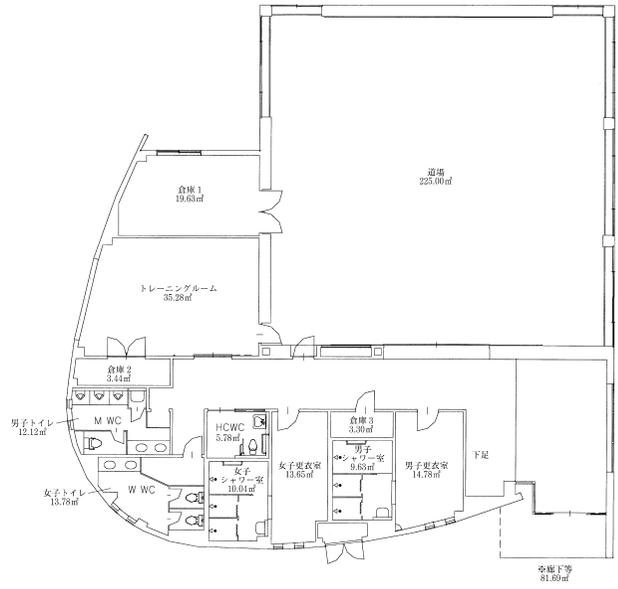


6階

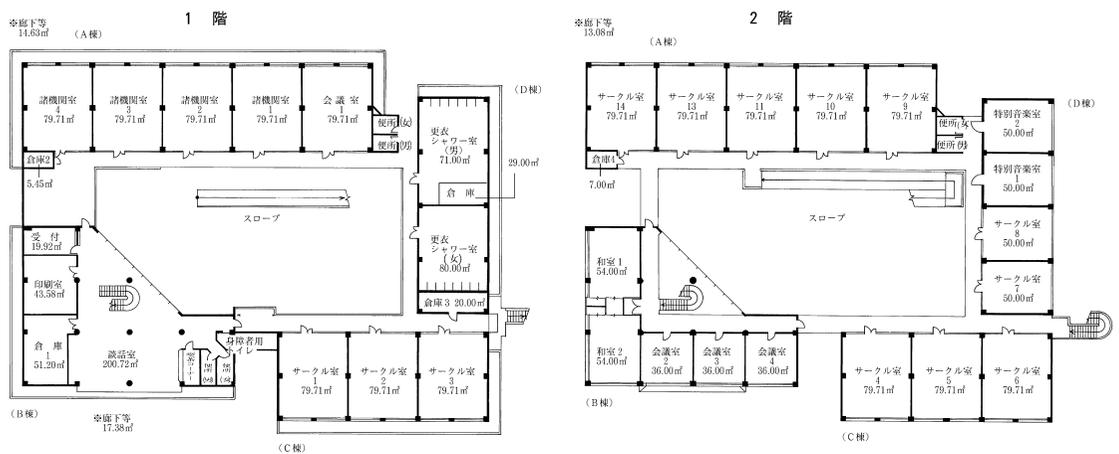
13号館 (50周年記念館棟)



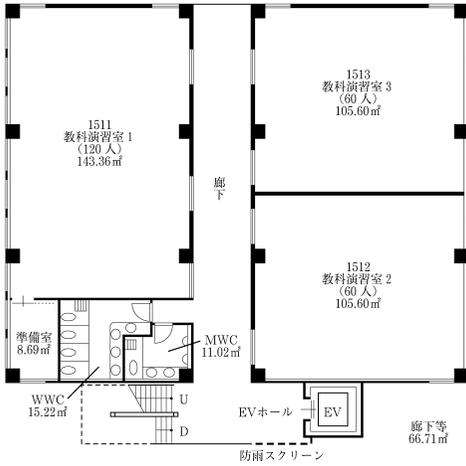
14号館 (武道場)



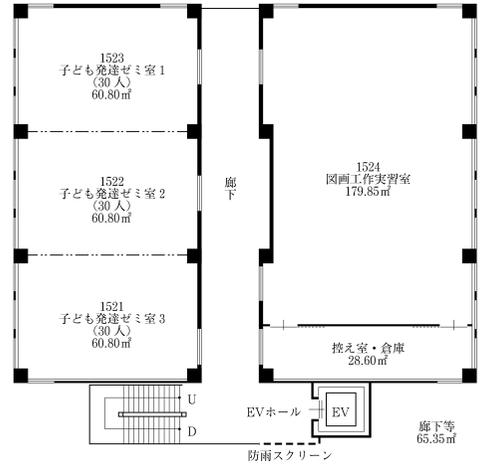
学生会館



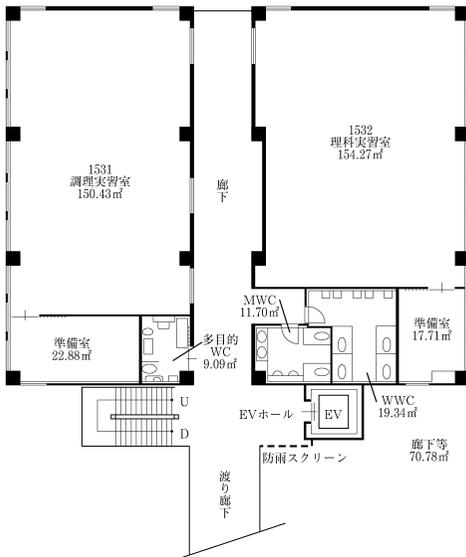
15号館



1階平面図



2階平面図



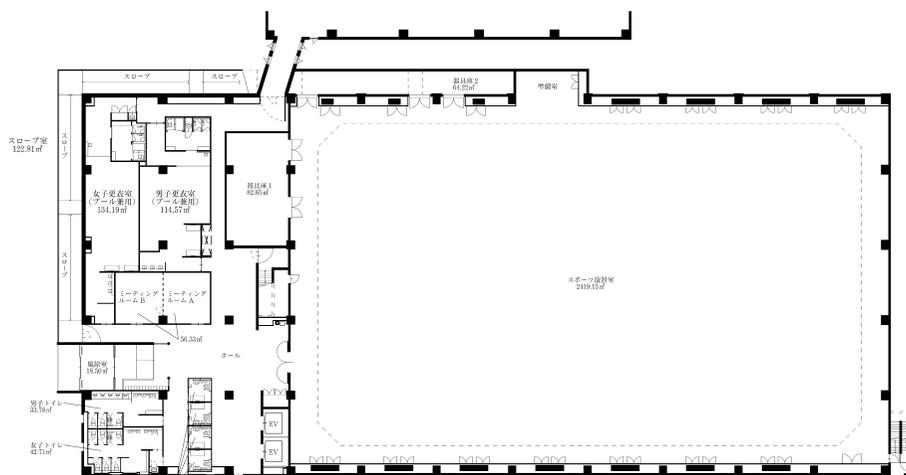
3階平面図



4階平面図

16号館 (Sports Lab SALTO)

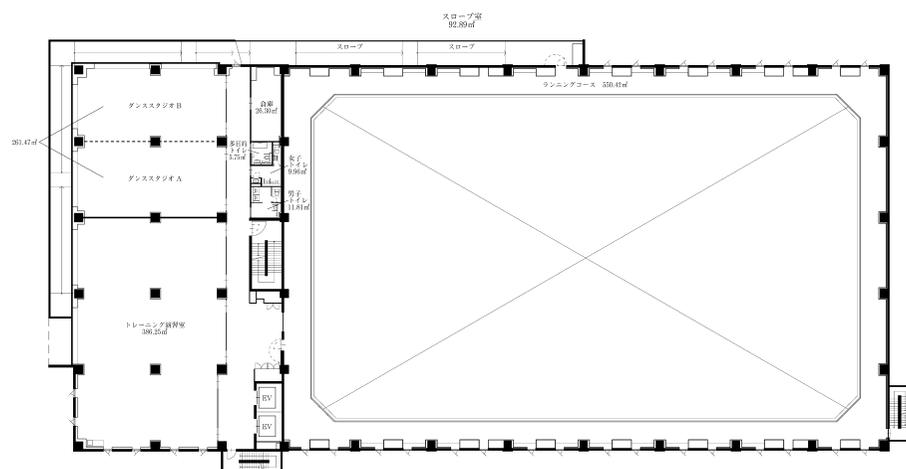
1階平面図



1階平面図 (登記面積 3,669.92㎡)

地下等: 555.40㎡

2階平面図

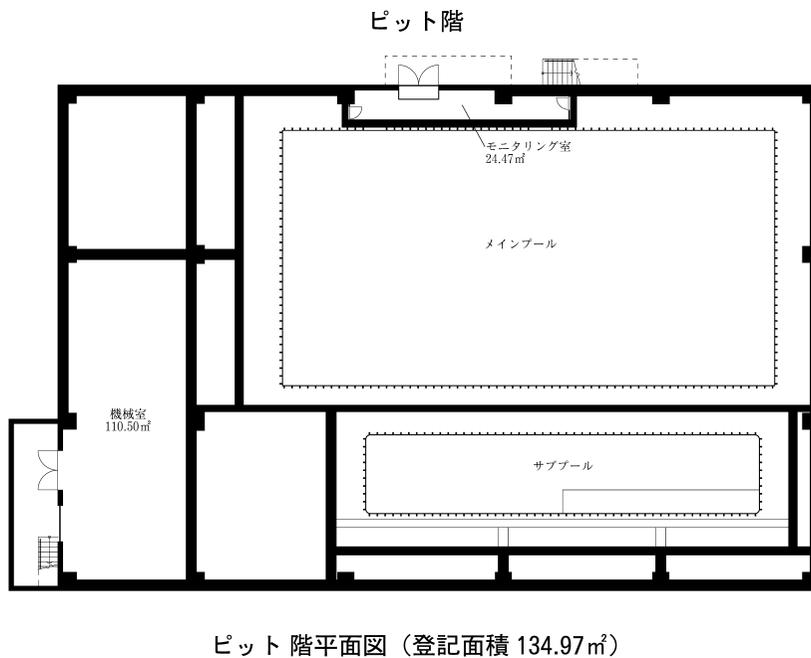
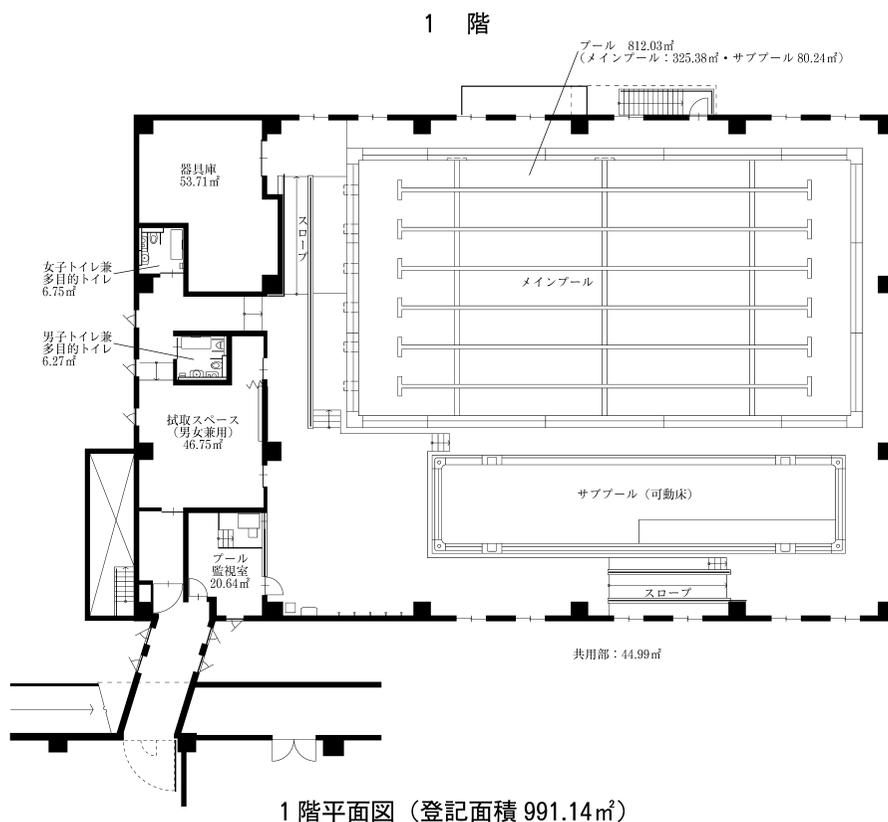


2階平面図 (登記面積 1,571.34㎡)

地下等: 226.49㎡

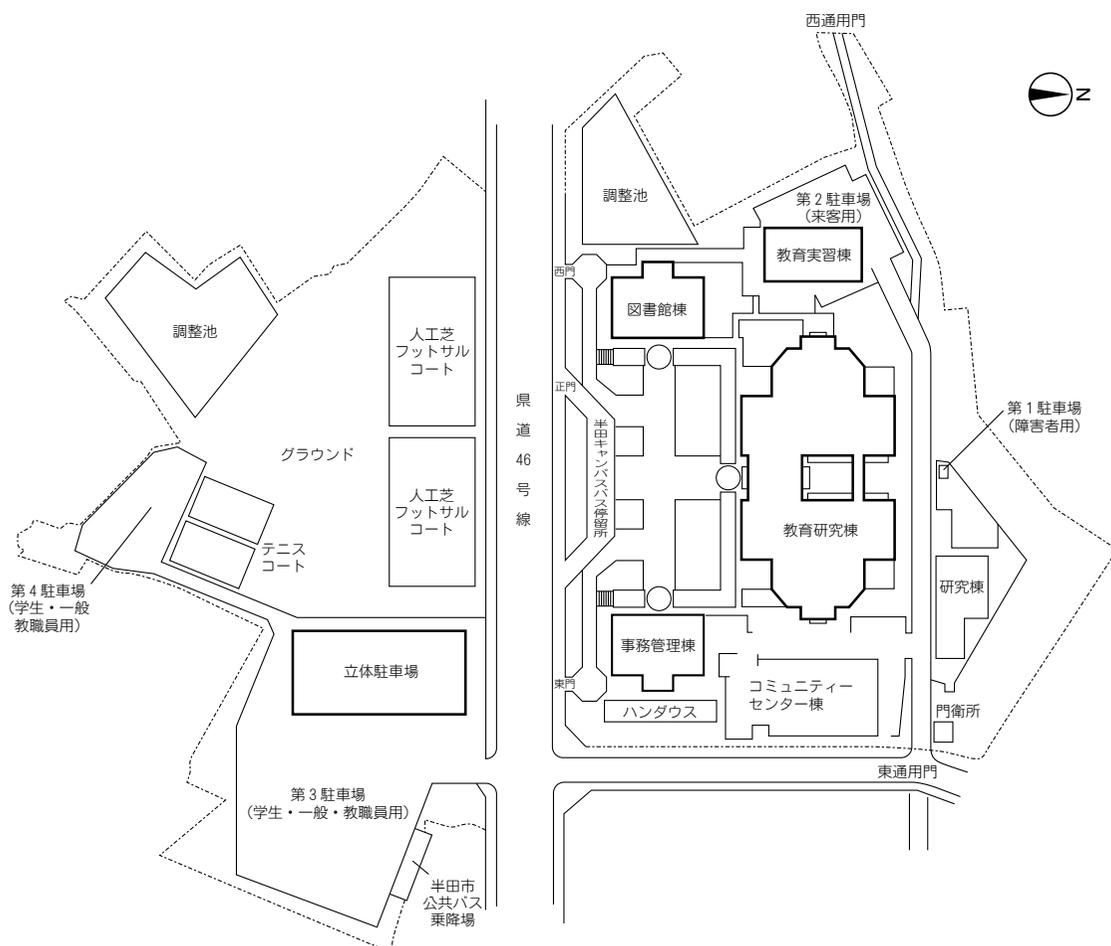
16号館 (Sports Lab SALTO)

プール棟平面図



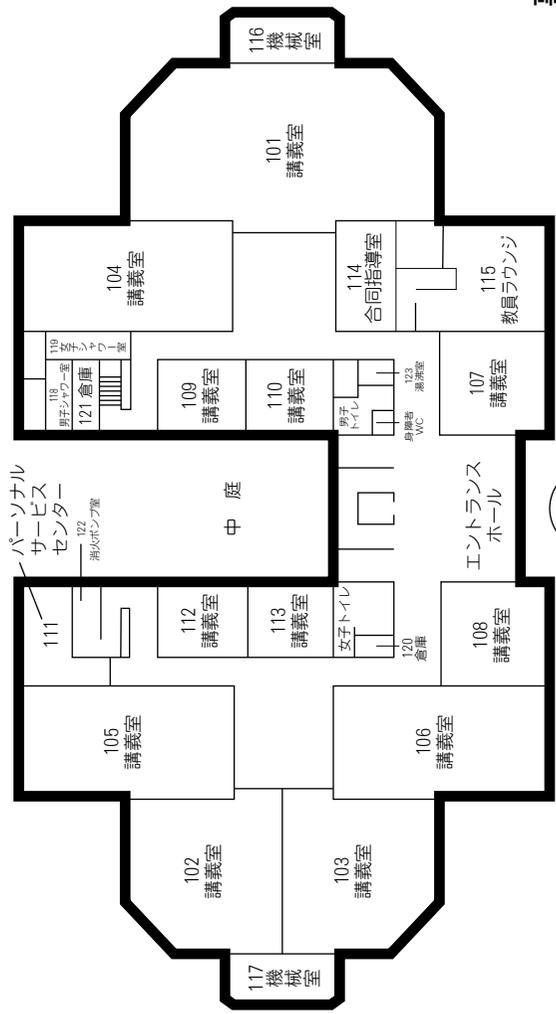
半田キャンパス施設配置図

◎半田キャンパス案内図

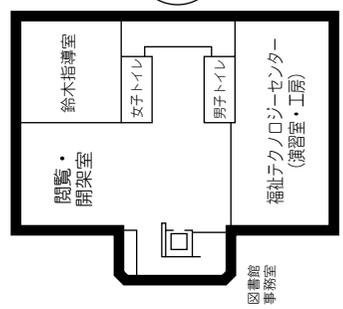


◎半田キャンパス 1階 案内図

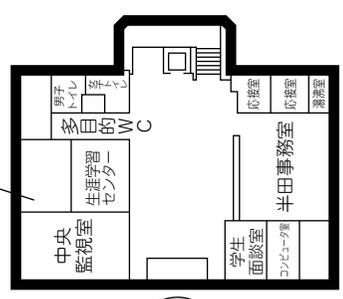
教育研究棟 1階



図書館棟 1階



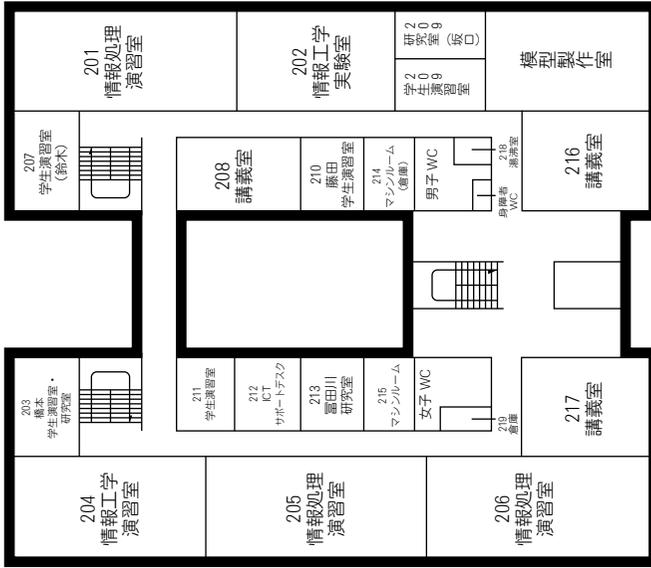
事務管理棟 1階



◎半田キャンパス 2階 案内図

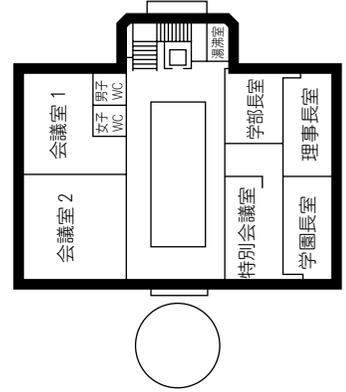
教育研究棟

2階



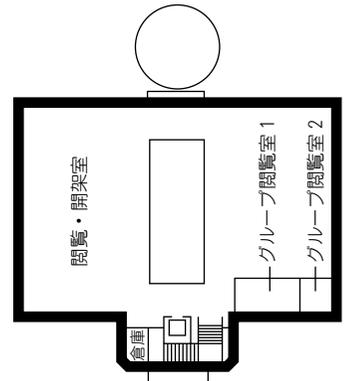
事務管理棟

2階

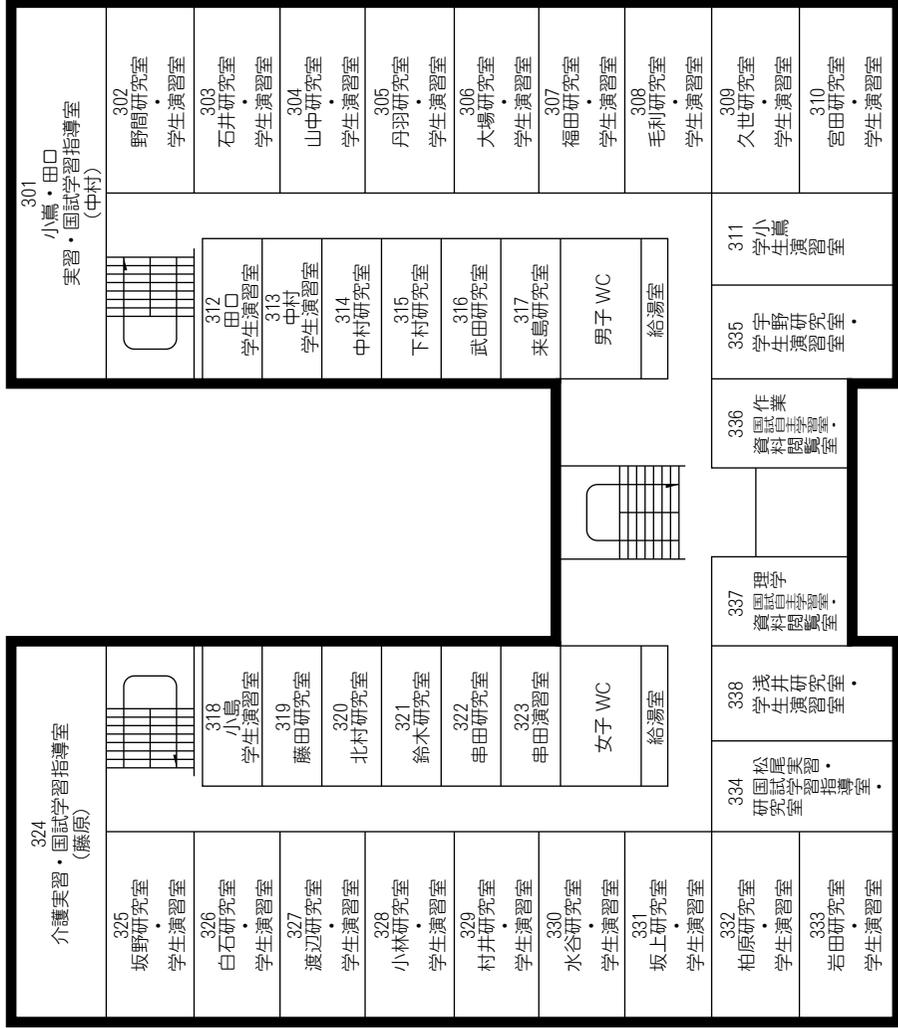


図書館棟

2階

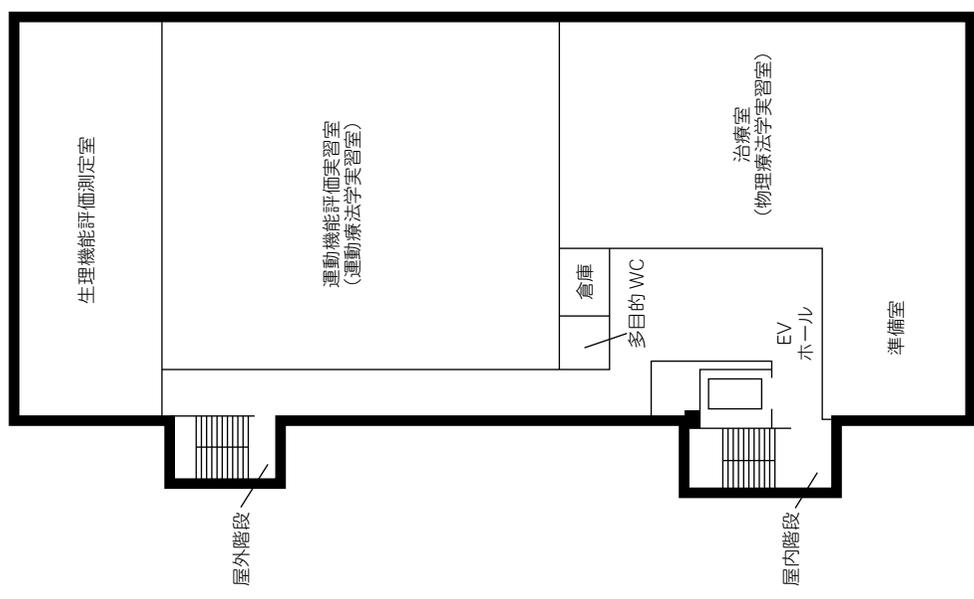
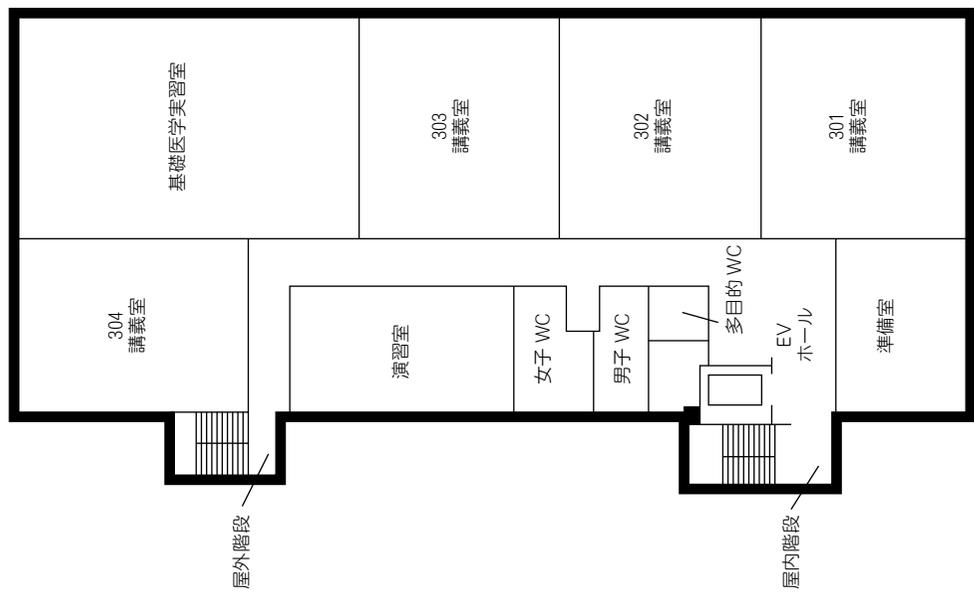


教育研究棟 3階



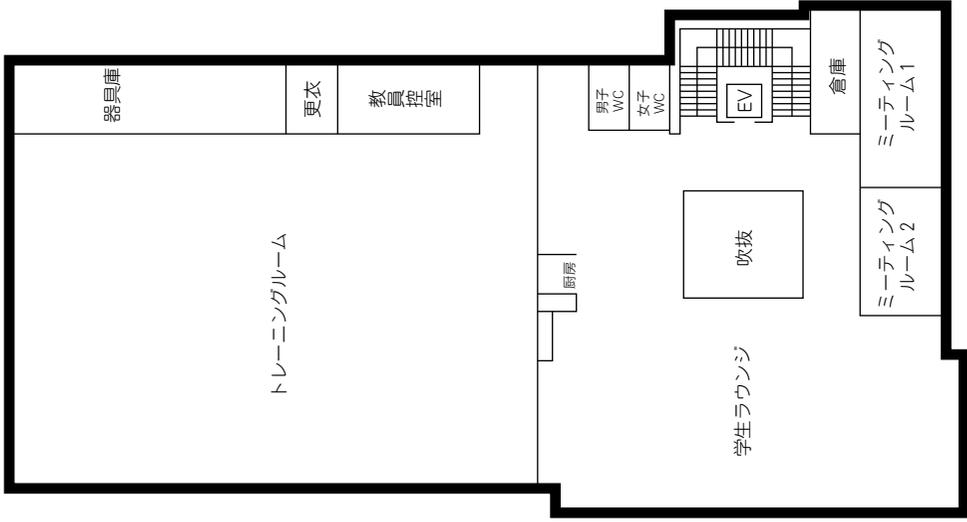
◎半田キャンパス 3階 案内図

◎半田キャンパス 教育実習棟 2・3階 案内図

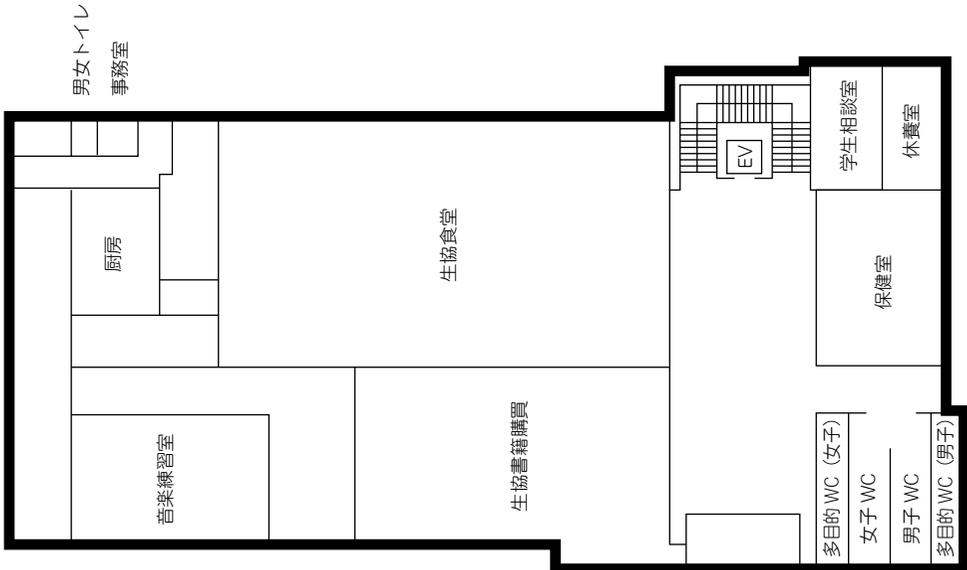


◎半田キャンパス コミュニティーセンター棟 案内図

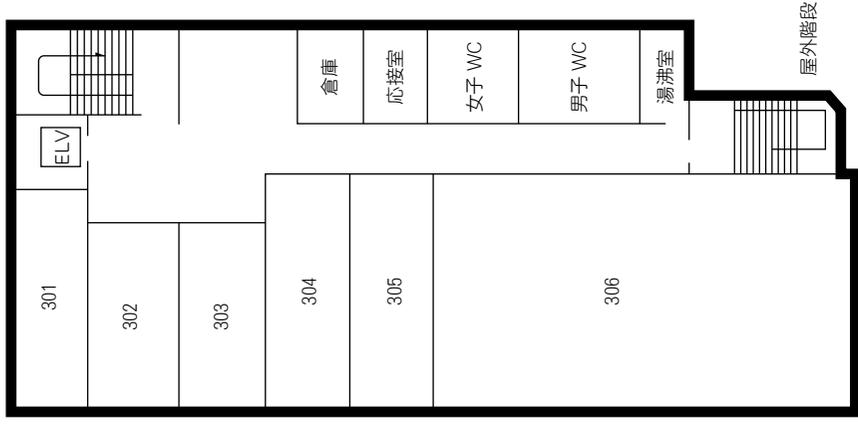
2階



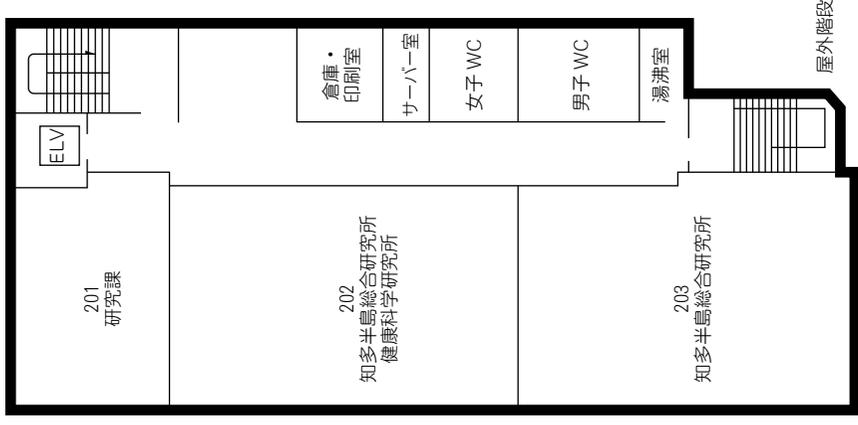
1階



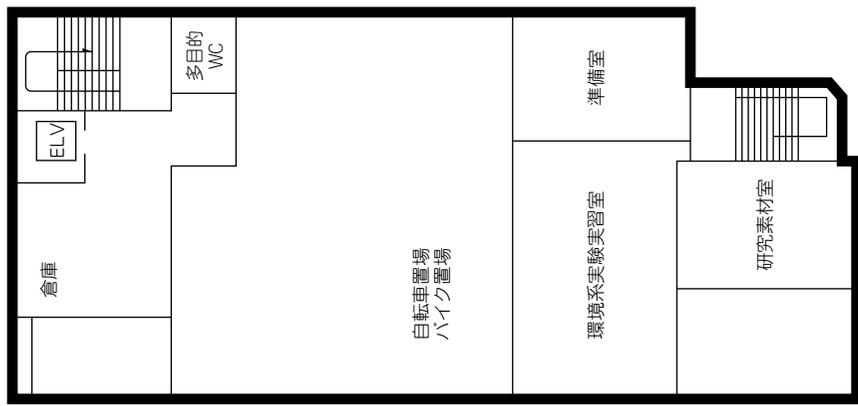
◎半田キャンパス 研究棟 1・2・3階 案内図



研究棟 3階



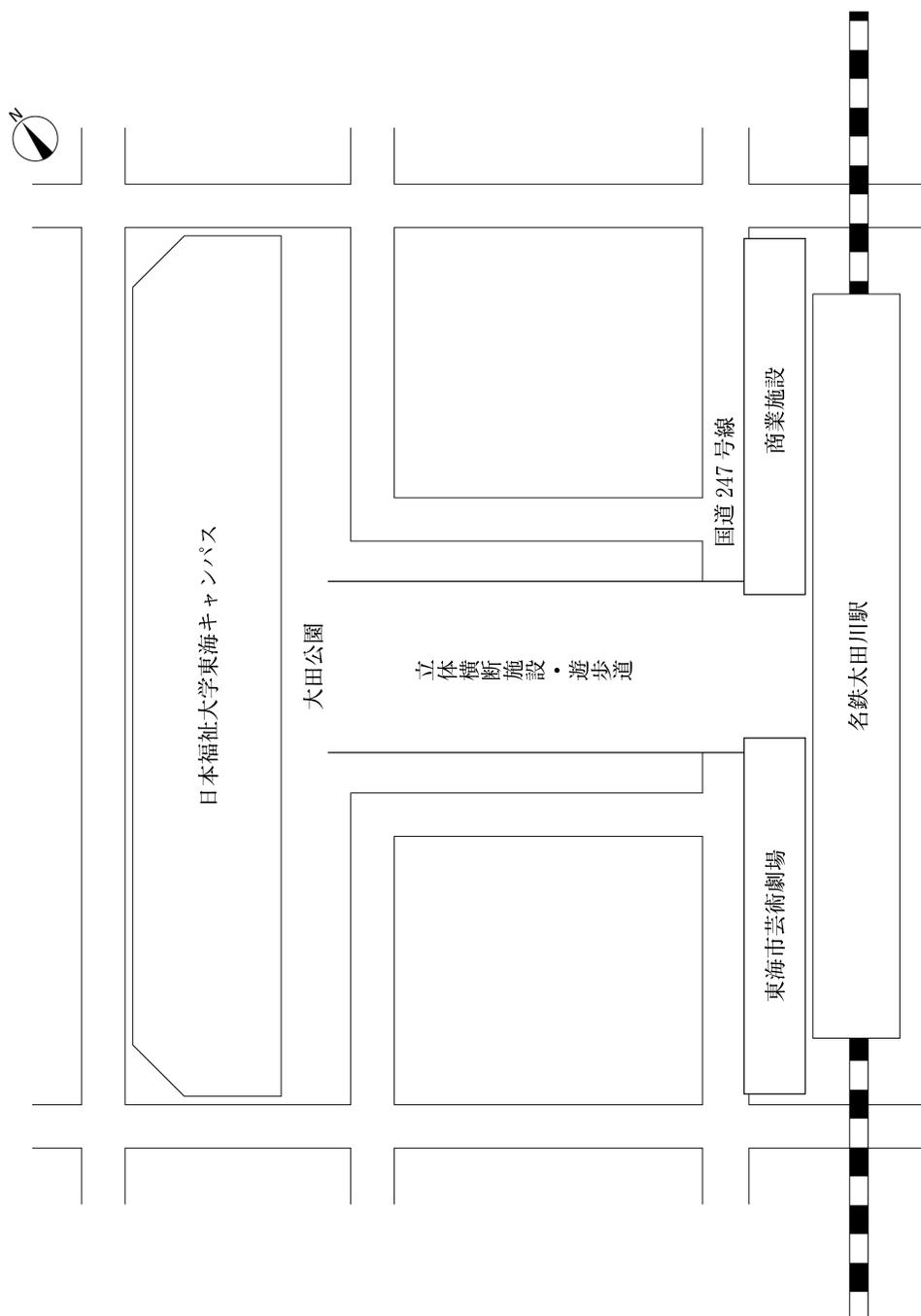
研究棟 2階



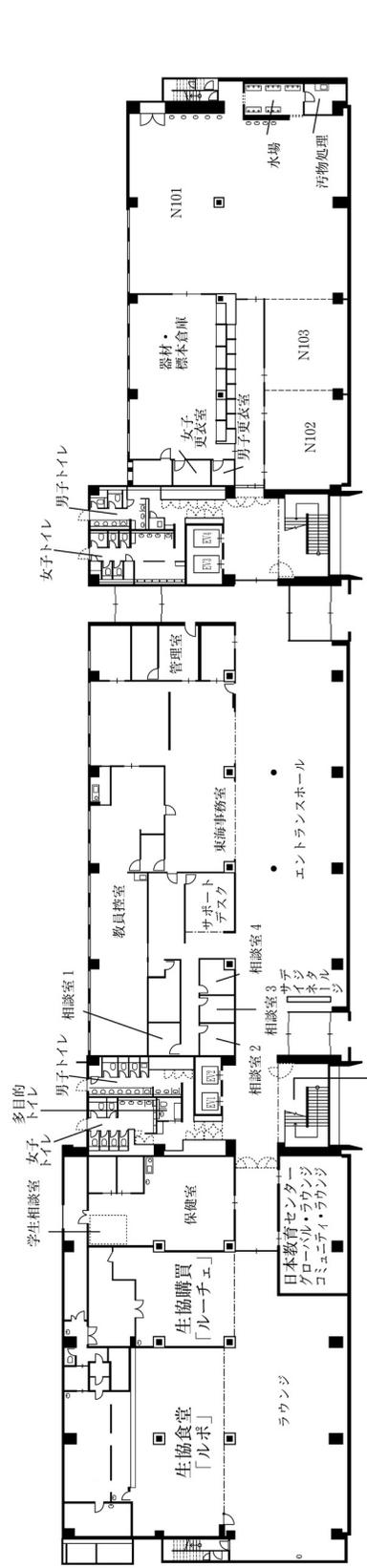
研究棟 1階

東海キャンパス施設配置図

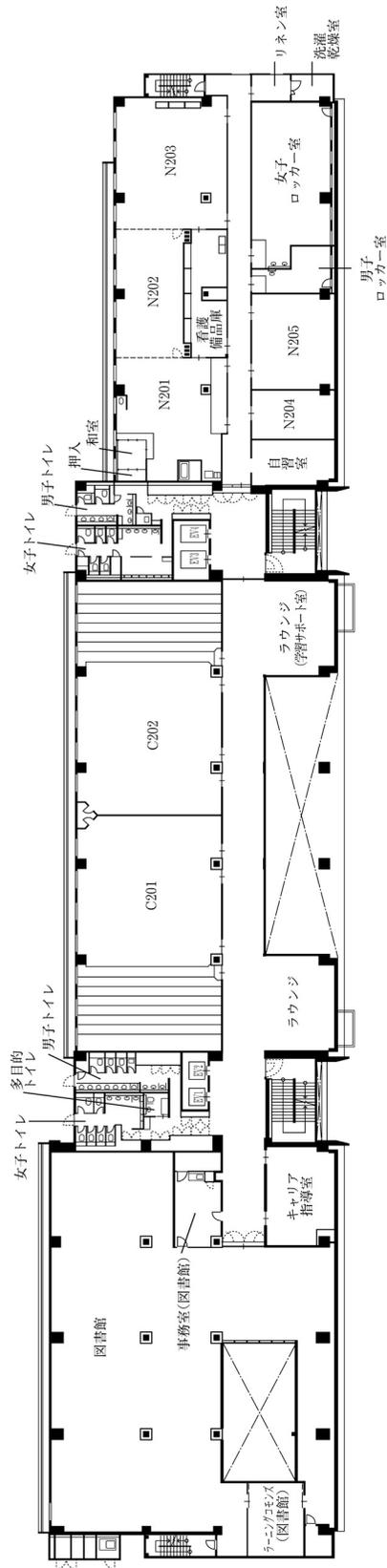
◎ 東海キャンパス案内図



◎ 東海キャンパス 1・2階 案内図

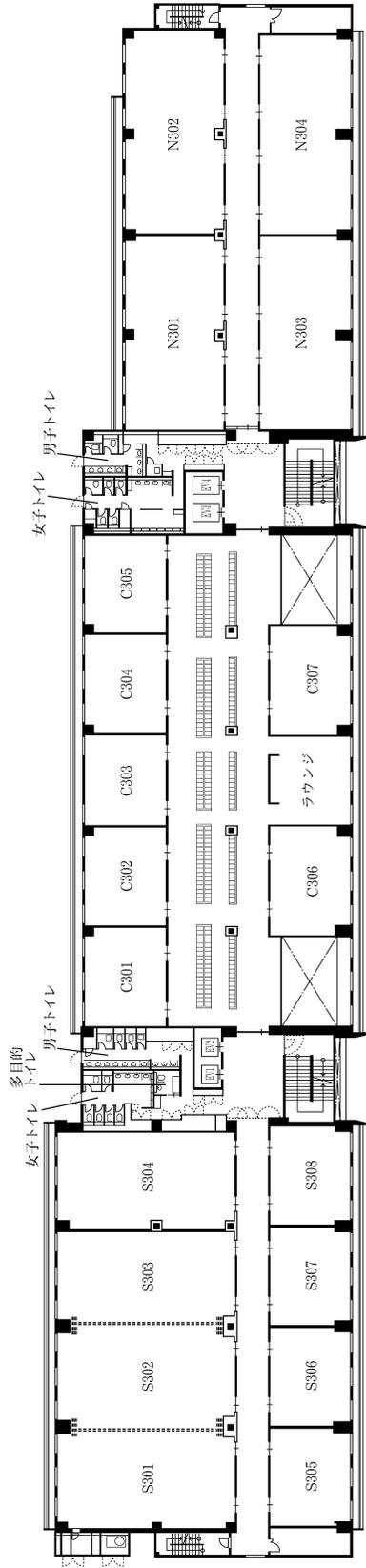


1階平面図
サークル用ロッカー

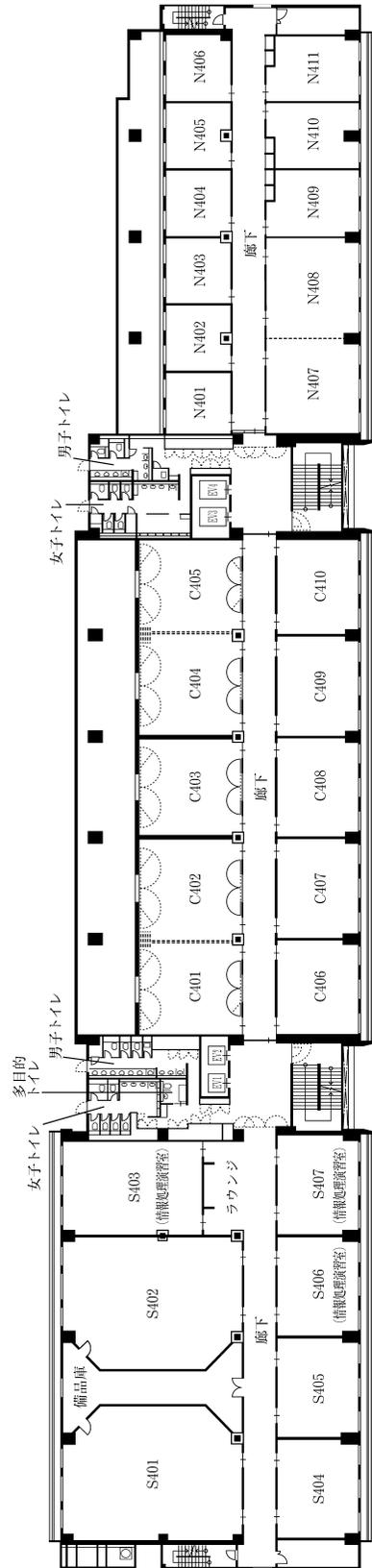


2階平面図

◎東海キャンパス 3・4階 案内図

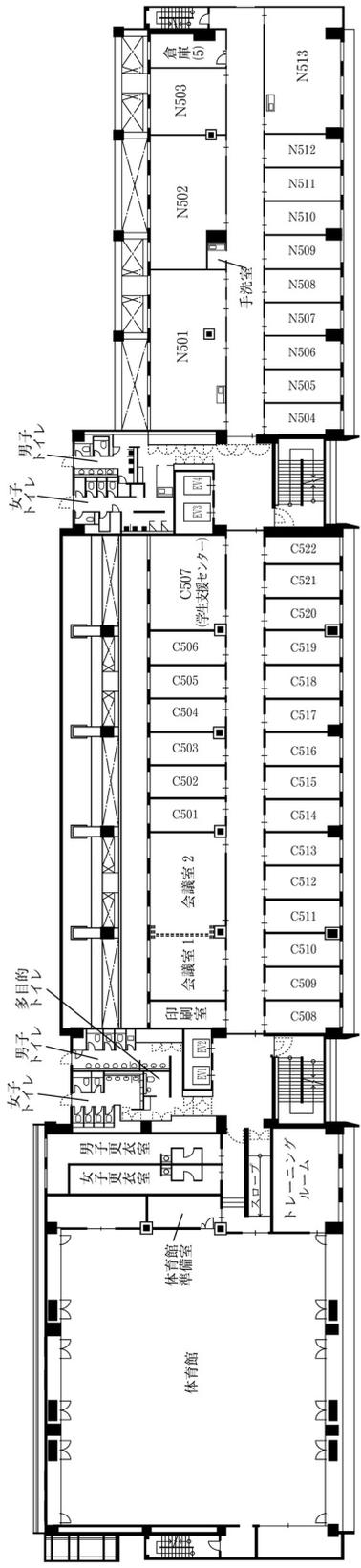


3階平面図

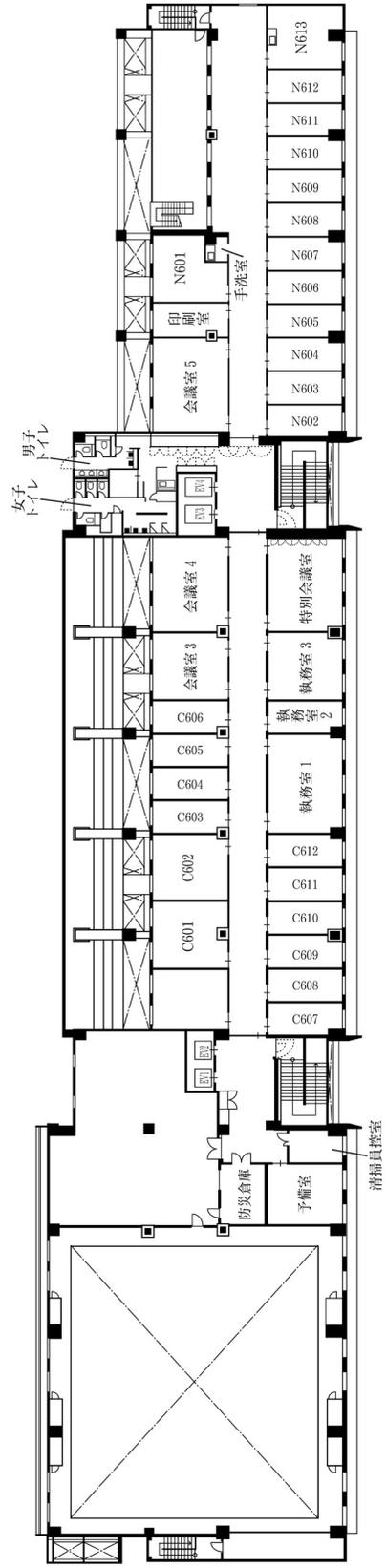


4階平面図

◎ 東海キャンパス 5・6階 案内図



5階平面図



6階平面図

◎ 施設一覧

美浜キャンパスの施設

校舎名称	階	室名
研究本館	B1、1～5 各事務室	研究室 全学教育センター
付属図書館	1 2	
1号館	1	110 (668人)
	2	120 (582人)
2号館	1	210 (570人)
	2	220 (576人)
3号館	1	310 (327人)
	2	320 (427人)
4号館	1	410 (330人)
	2	420 (329人)
5号館	1	510 (285人)
	2	520 (283人)
7号館	1	710～717 (60～180人)
	2	720～728 (60人)
	3	730～738 (60人)
8号館	1	810～813 (60～120人)、保育課程オフィス
	2	820～824 (60人)
	3	830～834 (60人)
9号館	B1	教育デザイン研究室
	1	910～913
	2	子ども発達支援室、920～925
	3	930～931 演習室、ICT サポートデスク
10号館 (ピアノ棟)	B1	ピアノ練習室 1～16
	1	ピアノ練習室 17～24、ピアノ教室 1～5
	2	災害ボランティアセンター、C ラボ美浜
11号館 (コミュニティーセンター棟)	1	保健室 学生支援センター アパート紹介所 (9～3月)
	1～2	ラーニングcommons、情報コーナー、ソーシャルワーカー室
	3	1101 (200人)、ロビー
12号館 (キャンパスセンター棟)	1	生協食堂
	2	生協購買、学生ラウンジ
	3	1231～1233、社会福祉実習教育研究センター
	4	1241～1243、通信教育部事務室
	5	1251 キャリア支援ラボラーニングcommons、1252 模擬授業教室、キャリア支援ラボ自習室、教職課程センター
	6	レストラン
12号館 (文化ホール)	1	文化ホール (500人)
13号館 (50周年記念館)	1	展示ホール、和室、茶室
14号館 (武道場)	1	道場 (大・小)
15号館	1	1511～1513 ゼミ室
	2	1521～1523 ゼミ室、1524 図画工作実習室
	3	1531 調理実習室、1532 理科実験室
	4	1541 音楽実習室、1542 保育実習室
16号館 (Sports Lab SALTO)	1	スポーツ演習室、更衣室、プール
	2	トレーニング演習室、ダンススタジオ
	3	スポーツ科学センター、バイオメカニクス実験室、スポーツ生理学実験室
	4	スポーツ科学演習室、スポーツ心理学実験室、院生研究室
ゼミナール棟 A 号館	1	A - 100～A - 117
	2	A - 200～A - 217
ゼミナール棟 B 号館	1	B - 100～B - 106
	2	B - 200～B - 206
ゼミナール棟 C 号館	1	C - 100～C - 115
	2	C - 200～C - 217

美浜キャンパスの施設利用時間

施設名		使用時間帯		備考
		平日(月～土)	休日(日)	
研究本館内施設		7:30～22:30	9:00～20:00	
付属図書館 美浜本館		月～金 9:20～22:00 土 9:20～21:20	————	休日開館は別途確認
講義棟・中教室棟	1号館	110	9:00～22:15	————
		120	9:00～22:30	9:00～20:00 舞台付
	2号館		9:00～22:15	————
	3号館		9:00～22:15	9:00～20:00
	4号館		9:00～22:15	9:00～20:00
	5号館		9:00～22:15	————
	7号館		9:00～22:30	9:00～20:00
	8号館		9:00～22:30	————
	9号館(910)		9:00～20:00	————
コミュニティセンター棟	10号館	ピアノ教室	9:00～22:15	9:00～17:00
		ピアノ練習室	9:00～22:15	9:00～17:00
		C ラボ	9:30～17:00	———— 月～金のみ開室
	11号館	ラーニングcommons	9:00～22:30	9:30～17:00
		1101(多目的ホール)	9:30～21:00	9:30～17:00 可動椅子・舞台付
		3階ロビー	9:30～21:00	9:30～17:00
キャンパスセンター棟	12号館	教室	9:00～22:15	————
		学生ラウンジ	9:00～22:15	————
		文化ホール	9:30～21:00	9:30～17:00
15号館4階レッスン室(ピアノ)		9:00～20:00	————	
体育施設	体育館		9:00～22:15	9:00～17:00
	14号館(武道場)		9:00～22:15	9:00～17:00
	テニスコート		7:30～22:15	7:30～17:00 照明付
	野球場		7:30～22:15	7:30～20:00 照明付
	屋内練習場		7:30～22:15	7:30～20:00 照明付
	第1グラウンド		7:30～22:15	7:30～17:00 照明付
	第2グラウンド		7:30～22:15	7:30～17:00 照明付
	多目的フィールド		7:30～22:15	7:30～17:00 照明付
	アーチェリー場		7:30～22:15	7:30～17:00 照明付
多目的広場		7:30～22:15	7:30～17:00 照明付	

※祝日講義日は原則平日扱い。

※情報処理教室等、ICTサポートデスク管理施設については、69ページをご確認ください。

半田キャンパスの施設

棟名称	階	室名
研究棟	2	201 研究課・健康科学研究所
	2	202 知多半島総合研究所
教育研究棟	1	101 (250人)
	1	102 (150人)
	1	103 (150人)
	1	104 (130人)
	1	105 (110人)
	1	106 (110人)
	1	107 (60人)
	1	108 (60人)
	1	109 (30人)
	1	110 (30人)
	1	111 パーソナルサービス (PS) 室
	1	112 (30人)
	1	113 (30人)
	1	114 合同指導室
	2	201 情報処理演習室 (60人)
	2	202 情報工学実験室 (50人)
	2	204 情報処理演習室 (44人)
	2	205 情報処理演習室 (48人)
	2	206 情報処理演習室 (48人)
	2	208 (30人)
	2	211 社会福祉実習・国家試験学習指導室
	2	212 ICT サポートデスク
	2	216 (60人)
	2	217 (50人)
	2	218 模型製作室
	2～3	研究室、学生演習室
図書館棟	1、2	附属図書館半田分館
体育施設		グラウンド
ハンダウス		ハンダウス、サークルBOX (21室)
コミュニティセンター棟	1	生協、保健室
	2	学生ラウンジ
	2	ミーティングルーム 1、2 (15人)
	2	トレーニングルーム
教育実習棟	B1	家政実習室、介護実習室、入浴実習室・水浴室 (水治療実習室)
	1	作業療法実習室、治療室 (作業療法実習室)、装具加工室 (義肢装具実習室)
	2	治療室 (物理療法学実習室)、生理機能評価測定室 運動機能評価実習室 (運動療法学実習室)
	3	301 (60人)
	3	302～304 (50人)
	3	305 理学演習室 (30人)
事務管理棟	3	基礎医学実習室
	1	半田事務室 中央監視室 生涯学習センター 就職・キャリア指導室

1 学生生活の
はじめに

2 学籍の相談

3 安全・安心な学生
生活を送るために

4 健康な学生生活を
過ごすために

5 充実した学生
生活のために

6 付属機関・
施設の紹介

付
録

半田キャンパスの施設利用時間

	施設名	使用時間帯		備考
		平日(月～土)	休日(日)	
研究棟	—	9:00～22:00	9:00～17:00	
教育研究棟	101 講義室	9:00～22:00	9:00～17:00	終日利用申請が必要です。
	102 講義室	9:00～22:00	9:00～17:00	
	103 講義室	9:00～22:00	9:00～17:00	
	104 講義室	9:00～22:00	9:00～17:00	
	105 講義室・製図室	9:00～22:00	—	
	106 講義室	9:00～22:00	9:00～17:00	
	107 講義室	9:00～22:00	9:00～17:00	
	108 講義室	9:00～22:00	9:00～17:00	
	109 講義室	9:00～22:00	9:00～17:00	
	110 講義室	9:00～22:00	9:00～17:00	
	112 講義室	9:00～22:00	9:00～17:00	
	113 講義室	9:00～22:00	9:00～17:00	
		202 情報工学実験室	9:00～22:00	
	208 講義室	9:00～22:00	9:00～17:00	終日利用申請が必要です。
	216 講義室	9:00～22:00	9:00～17:00	教員の指導下が条件で、施設予約申請が必要です。
	217 講義室	9:00～22:00	9:00～17:00	施設予約申請が必要です。
	218 模型製作室	9:00～22:00 (時間延長申請可)	9:00～17:00	教員の指導下が条件で、利用時間延長申請が可能です。
	学生演習室	9:00～22:00 (時間延長申請可)	9:00～17:00	
	付属図書館半田分館	月～金 9:20～20:30 土…前期 10:00～17:00 …後期 10:00～18:30	—	休日開館は別途確認
センター棟	学生ラウンジ	9:00～22:00	9:00～17:00	自由利用
	ミーティングルーム1、2	9:00～22:00	9:00～17:00	終日利用申請が必要です。
	音楽練習室	9:00～22:00	9:00～17:00	
	トレーニングルーム	9:00～22:00	9:00～17:00	
	グラウンド	7:30～17:00	7:30～17:00	
	駐輪場・駐車場	8:00～23:00	8:00～18:00	駐車場は自動車通学許可が必要です。
	ハンダウス	9:00～22:00	9:00～17:00	利用者名簿に登録されている学生のみ利用できます。
教育実習棟	301 講義室	9:00～22:00	9:00～17:00	施設予約がない時間帯は自主利用ができます。
	302 講義室			
	303 講義室			
	304 講義室			
	305 講義室			
	基礎医学実習室	9:00～22:00 (時間延長申請可)		教員の指導下が条件で、施設予約申請が必要です。教員の指導下が条件で、利用時間延長申請が可能です。
	治療室(物理療法学実習室)			
	運動機能評価実習室(運動療法実習室)			
	生理機能評価測定室			
	作業療法実習室			
	治療室(作業療法実習室)			
	装具加工室(義肢装具実習室)			
	家政実習室			
介護実習室				
入浴実習室・水浴室(水治療実習室)				
日常動作訓練室				
事務管理棟	半田事務室	10:00～17:00	—	

※上記利用時間外に、やむを得ない事由で施設利用を希望する場合は、利用前日までに半田事務室にて手続きを行ってください。
※情報処理演習室等、ICTサポートデスク管理施設については、69ページをご確認ください。

東海キャンパスの貸出対象施設利用時間

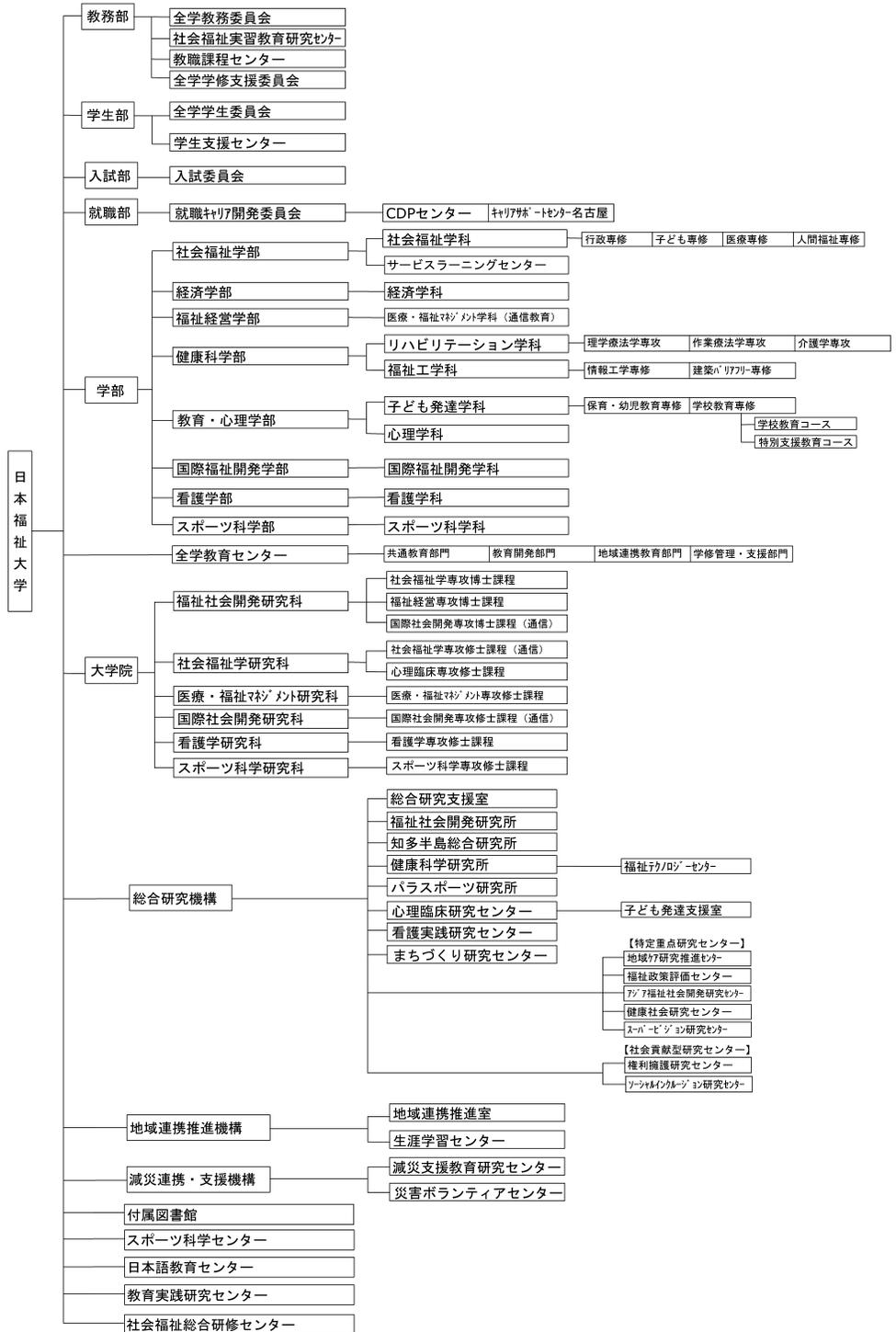
施設名	使用時間帯				日曜・祝日・ 試験期間・ キャンパス 閉鎖期間	
	講義期間中 月～金	講義期間中 土	講義期間外 月～金	講義期間外 土		
中央部	C201	9：20～20：00	9：20～17：00	9：20～17：00	9：20～12：00	利用不可
	C202					
	C301					
	C302					
	C303					
	C304					
	C305					
	C306					
	C307					
	C401					
	C402					
	C403					
	C404					
	C405					
	C406					
	C407					
	C408					
	C409					
	C410					
	南ウイング					
S302						
S303						
S304						
S305						
S306						
S307						
S308						
S401						
S402						
S404						
S405						
体育館						
トレーニング ルーム						
男子更衣室						
女子更衣室						

上記貸出対象施設は変更となる場合があります。

変更の際は東海事務室より掲示案内を行いますので、確認をするようにしてください。

大学の組織・機構

2022年度 日本福祉大学組織図 ※学生募集停止の研究科、学部等を除く



大学関連機関・組織

◎ 日本福祉大学社会福祉学会（学内学会）

本学会は、権利としての社会福祉の実現と現場実践力の向上を目的として、1968年に設立されました。会員は、本学教職員、卒業生、現役の学生・院生、学会の趣旨に賛同される人から構成されています。年に一度6月に、全国の社会福祉現場で実践に従事する卒業生が大学に集い、本学教員や現役の学生らと社会福祉に関する多様なテーマを追究します。会員教員のゼミ学生は毎年の学会で先輩達の実践報告を聞いたり、議論に参加します。この意味で本学会は、卒業生と学生を結びつける貴重な交流の場になっています。学生会員は年会費2500円で加入できます。また会員は、学会誌『福祉研究』へ投稿できます。卒業生会員は、自身の福祉実践を振り返りながらそれを文章化することに挑戦しています。これも実践の深化につながります。2015年には「学生の会」も発足し、福祉の仕事のやり甲斐や魅力を伝える企画を実施しています。関心のある方は、下記メールアドレスへご連絡をお願いいたします。

お問い合わせ先メールアドレス：gakkai@n-fukushi.ac.jp

◎ 日本福祉大学同窓会

1955年に日本福祉大学の前身である中部社会事業短期大学第1期卒業生以来、この間に母校を巣立った卒業生は9万名を超えています。そして全国において多様な分野で目覚ましい活躍をしています。

同窓会は各県単位を中心に全国57地域に「地域同窓会」およびゼミ・サークルなどの「認定同窓会」約300団体をもち、お互いに連絡をとり、親睦や交流を深めると共に、実践をもとにした研究活動も行っています。

みなさんは在学中は同窓会の準会員、卒業によって正会員となります。在学中は全国各地の先輩同窓生と積極的に交流をもち、研究活動や地域・サークル等の同窓会に参加して現場の知識を学習したり、将来の進路、就職などの助言、援助を得る場として活用できます。

同窓会の目的

- 会員の親睦と連携
- 母校の発展への寄与
- 会員の研究交流
- 在学生への支援

主な事業

- 同窓会会報の発行
- 「かけはし」の発行（新卒業生対象）
- 日本福祉大学社会福祉学会への協力
- 卒業記念品の贈呈
- 就職・実習への助言と援助

同窓会の開催情報は、同窓会のホームページや掲示板で随時お知らせしています。

HP アドレス <http://nfudousou.auy.jp/>



◎ 日本福祉大学後援会

日本福祉後援会は「日本福祉大学の教育と研究活動に対する後援・援助及び文化的諸事業をとおして、大学の充実・発展を図り、もってわが国の文化の向上に寄与すること」を目的として、1988年に設立されました。会員は在学生保護者会員、法人会員、後援会役員経験者の特別会員、個人会員で構成されており、皆さんの学生生活を支援しています。

2021年度は、次のように事業を行いました。

1. 学生の諸活動への援助について

- 1) 学生活動支援助成
 - ・サークル助成（活動費や備品購入）・海外研修・調査奨励金事業への助成・語学検定料助成
 - ・大学祭への助成・海外研修・調査奨励金事業への助成・短期留学費助成
 - ・サークル・課外活動の各分野で活躍した学生への褒賞・奨励
- 2) 就職指導助成
- 3) 通信教育部助成
- 4) 奨学助成
- 5) 資格取得支援助成
- 6) フィールドワーク助成
- 7) 文化・スポーツ活動応援事業
- 8) 特別支援事業（年度途中で計画した学部横断的な学生支援事業への助成）
- 9) 新型コロナウイルスの影響に伴う学生支援助成

2. 会員と大学との交流について

- 1) 後援会幹事会の開催。
- 2) 第33回日本福祉大学セミナー名古屋会場の開催。
- 3) 第33回日本福祉大学社会福祉セミナー in 福岡の開催。

3. 広報・通信事業

- 1) 後援会会報誌「エスパシオ」第33号を発刊した。
- 2) 通学課程新入生保護者向け「別冊エスパシオ」33号を発刊（WEB）した。
- 3) 大学紹介コンテンツとして、大学近況報告動画を作成した。
- 4) 保護者向け就職活動情報の発信を行った。

4. 入学記念品の贈呈について

「建学の精神」に対する理解を深めることを目的に、通学課程新入生に書籍『日本の福祉を築いたお坊さん—日本福祉大学を創った鈴木修学上人の物語』（星野貞一郎著、中央法規、2011）を贈呈した。

5. 後援会事業の紹介

大学後援会では特に会員の皆様にお伝えしたい大学の情報や就職情報等の様々な情報を発信しています。詳しくは下記 URL または右記 QR コードよりご覧ください。

大学後援会 HP アドレス

<http://www.netnfu.ne.jp/kouen/>



学生個人情報保護規則

◎ 日本福祉大学における個人情報の取り扱いについて

日本福祉大学では、「情報セキュリティの基本ポリシー」を2004年4月1日付けで制定し、「情報セキュリティマネジメントシステム」の国際規格であるISO27001認証を取得しました。2005年度には、個人情報保護法の施行に対応して「個人情報保護の基本ポリシー」を制定し、毎年教職員の啓発研修を実施する等、個人情報の適正な管理に努めています。皆さんの住所・電話番号などの個人情報は、「日本福祉大学学生個人情報保護規則」に基づき厳重に保護・管理されるとともに、以下のような時に利用されます。

※「日本福祉大学学生個人情報保護規則」の全文は、本誌113～116ページに掲載しています。

◎ 個人情報の収集と利用目的について

個人情報とは、学生について特定の個人が識別され、または識別可能なものをいい、本学では教育研究、学生支援、大学運営上、必要と認められる個人情報に限り、以下の利用目的のために収集します。また、必要に応じて収集した個人情報に基づき、学生、保証人、卒業生への連絡を行います。

利用目的

- (1) 学生募集、入学管理
- (2) 学籍管理、教務管理、授業運営、講座運営、学費管理
- (3) 保証人との成績・履修相談、保証人への成績通知書の送付
- (4) 卒業・成績・資格・在籍等の証明
- (5) キャリア形成、進路支援
- (6) 課外活動支援、健康管理、奨学金管理
- (7) ICT設備、図書館の利用情報管理
- (8) 本学施設・設備の利用管理
- (9) 防犯、防災
- (10) 広報、催事・募金案内、署名活動
- (11) 自己点検・評価活動
- (12) 関係機関からの各種案内

※個人情報保護法第16条第3項の定める例外の場合、上記目的を超えて利用することがあります。

◎ 第三者への提供について

本学では、以下の関連組織に個人情報を提供することがあります。

- (1) 日本福祉大学同窓会
- (2) 日本福祉大学後援会
- (3) 日本福祉大学全学学生自治会連合・半田キャンパス学生会・東海キャンパス学生会
- (4) 日本福祉大学生生活協同組合
- (5) 日本福祉大学公費助成推進会議
- (6) 株式会社エヌ・エフ・ユー（本法人出資による関係子会社）
- (7) 株式会社日本福祉総合サービス（本法人出資による関係子会社）

※個人情報保護法第 23 条第 1～4 項の定める例外の場合、上記以外の第三者に提供することがあります。

◎ 個人情報の開示・訂正について

所定の手続きにより、個人情報の開示、訂正を請求することができます。

◎ 個人情報の管理方法

- (1) 学生個人情報は大学内で管理・運用基準に基づき厳重に管理されています。
- (2) この保護規則に定める事柄以外の目的で利用したり、大学外に提供又は大学外の者が利用することは一切ありません。
- (3) たとえ「父母」や「専任教職員」でも、電話による個人情報の照会には一切応じません。

◎ 自分の情報の「閲覧」

皆さんの個人情報は、皆さん自身の申し出に基づき、本人の情報に限り、「閲覧」することができます。また、皆さん自身の個人情報についての修正・削除・非表示などについても申し出ることができます。

問合せや手続きは、学生課・半田事務室・東海事務室までお願いします。

個人情報の登録にあたって不安や疑問がある場合は、学生課・半田事務室・東海事務室に相談してください。

相談窓口

学 生 課	0569-87-2323
半田事務室	0569-20-0111
東海事務室	0562-39-3811

日本福祉大学学生個人情報保護規則

第1章 総則

(目的)

第1条 日本福祉大学（以下「大学」という。）は個人情報の保護が、人格の尊厳に由来する基本的人権の保障に係る問題であることを深く認識し、個人情報保護法等関連法規および日本福祉大学情報セキュリティの基本ポリシー並びに日本福祉大学情報セキュリティマネジメントに関連する基準等を踏まえて、この規則によって大学が保有する個人情報の取扱いに関する基本事項を定め、もって個人情報の収集、管理および利用に関する大学の責務を明らかにするとともに、学生および生徒等に自己に関する個人情報の開示ならびに訂正および削除等の請求権を保障することによって、個々人自ら情報主体者としての行動を促進することを目的とする。

2 本規則に定めること以外の事態が生じた場合は、日本福祉大学情報セキュリティマネジメントに関連する基準等に基づき適切に対応する。

(用語の定義)

第2条 この規則において、「学生等」とは、現在および過去の学生・受験生・資料請求者等、「教職員等」とは大学の業務に直接かかわりがあり、またはかかわりがあった教職員並びに委託・派遣職員等をいう。

2 この規則において「個人情報」とは、学生および生徒等について特定の個人が識別され、または識別され得るものであって、教職員等が業務上取得または作成した情報（文書、写真、フィルム、磁気テープその他これらに類するものに記録されたものを含む）をいう。

(責務)

第3条 学長はこの規定の目的を達成するため個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 教職員等または教職員等であった者は、業務上知り得た個人情報をみだりに学内の教職員等も含め他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。

3 学生、教職員等は個人情報保護の重要性を認識し、学外の組織、団体に業務上または自主的な活動において対応する場合は、本規則によって学生等個人の権利利益を侵害しないように努めなければならない。

第2章 個人情報の収集および利用の制限等

(個人情報収集の制限)

第4条 教職員等が業務上学生および生徒等の個人情報を収集するときは、利用目的を具体的に明確にし、その目的達成に必要な最小限度の範囲で収集しなければならない。

ただし、思想および信教に関する個人情報は、いかなる理由があろうともこれを収集してはならない。

2 教職員等が業務上、個人情報を収集するときは、適正かつ公正な手段により、次の各号のいずれかに該当するときは除き、直接本人から収集しなければならない。

(1) 本人の同意があるとき

- (2) 個人の生命、身体、健康、財産に対する急迫の危険を避けるためにやむを得ないと認められるとき
- (3) 教員の教育指導上特段の必要性があるとき
- (4) 法の定めるところにより、行政機関から依頼があったとき
- (5) 指導または相談援助に関わって、本人から収集したのでは目的を達成することができないか、業務に支障があると認められるとき
- (6) 学長が正当な理由があると認めたととき

3 学生等の個人情報を収集する場合は、あらかじめ収集の目的および利用の範囲を明示し、適切な方法で本人の同意を得なければならない。

(個人情報の適正管理)

第5条 学長は、個人情報の保護のため、次の各号に掲げる事項について、適正な措置を講じなければならない。

- (1) 紛失、毀損、破壊その他の事故の防止
- (2) 改ざんおよび漏えいの防止
- (3) 個人情報の正確性および最新性の維持
- (4) 不要となった個人情報のすみやかな廃棄または消去
- (5) 個人情報の安全管理のために必要な教育・研修の実施

2 前項の事務をはじめ、本規定に基づく業務を適切に執行するため、個人情報保護管理責任者を置く。

個人情報保護管理責任者の選任に関することは、第12条に定める。

(個人情報の利用制限)

第6条 教職員等は、業務上収集した個人情報をその目的以外のために利用または提供してはならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき
- (2) 個人の生命、身体、健康に対する急迫の危険を避けるためにやむを得ないと認められるとき
- (3) 教員および保護者の教育上、特段の必要性があるとき
- (4) 法の定めがあるとき
- (5) 学長または個人情報保護管理責任者が必要と認めたととき。

2 前項(1)から(5)の各号に該当して個人情報を利用または提供する場合、または緊急に対応した場合は、当該部局の業務責任者は、事前に(緊急の場合は速やかに)、個人情報の利用目的と範囲、保護管理に関する責任者、保護・管理方法等について、本規則の関連条項に基づき書面をもって届け出て、個人情報保護管理責任者の許可を受けなければならない。

3 前項により個人情報の提供を受けたものは、本規則に基き個人情報の保護と管理に関して全面的に責任を負うものとする。

4 第1項(2)から(5)の各号に該当する場合、個人情報保護管理責任者は、可能な限り事前に該当する全ての学生および生徒等に対して適切な方法で承諾を求めることとする。

(個人情報に関する業務の学外委託)

第7条 個人情報に関する業務を学外に委託するときは、業務責任者は委託業者との間で、日本福祉大学情報セキュリティーマネジメント運用基準に基づき、個人情報の保護に関する具体的な措置をとらなければならない。

(収集の届出)

第8条 教職員等は、新たに個人情報を収集するときは、あらかじめ次の事項について個人情報保護管理責任者に届け出なければならない。

- (1) 個人情報の名称
- (2) 個人情報の利用目的
- (3) 個人情報の収集の対象者
- (4) 個人情報の収集方法
- (5) 個人情報の記録項目
- (6) 個人情報の記録の形態

2 前項により届け出た事項を変更または廃止するときは、業務責任者は、あらかじめこれを個人情報保護管理責任者に報告しなければならない。

第3章 個人情報の開示、訂正等

(自己に関する個人情報の開示)

第9条 学生および生徒等は大学が保有する自己に関する個人情報の開示を請求することができる。

2 開示の請求があったときは、個人情報保護管理責任者はこれを開示しなければならない。ただし、その個人情報が、個人の選考、評価、判定、健康記録、その他に関するものであって、本人に知らせないことが明らかに適当であると認められるときは、その個人情報の全部または一部を開示しないことができる。

3 個人情報の全部または一部を開示しないときは、その理由を本人に通知しなければならない。

4 第1項に規定する請求は、個人情報保護管理責任者に対し、本人であることを明らかにして、次に掲げる事項を記載した文書を提出することにより行う。

- (1) 所属および氏名
- (2) 個人情報の名称および記録項目
- (3) 請求の理由
- (4) その他個人情報保護管理責任者が必要と認めた事項

(自己に関する個人情報の訂正または削除)

第10条 学生および生徒等は、自己に関する個人情報の記録に誤りがあると認めたときは、前条第4項に定める手続に準じて、個人情報保護管理責任者に対し、その訂正または削除を請求することができる。

2 個人情報保護管理責任者は前項の規定による請求を受けたときは、すみやかに調査のうえ必要な措置を講じ、結果を本人に通知しなければならない。

ただし、訂正または削除に応じないときは、その理由を文書で本人に通知しなければならない。

第4章 不服の申立て

(不服の申立て)

第11条 自己の個人情報に関し、第10条第2項に規定する請求に基づいてなされた措置に不服がある学生および生徒等は、本人であることを明らかにして、学長に対し、申立てを行うことができる。

2 学長は、前項の不服申立てを受けたときは、すみやかに審査し、その結果を文書で本人に通知しなければならない。

- 3 不服の申立ては、次に掲げる事項を記載した文書を学長に対し提出することにより行う。
- (1) 不服の申立てを行う者の所属および氏名
 - (2) 不服申立て事項
 - (3) 不服申立て理由
 - (4) その他学長が必要と認めた事項

第5章 個人情報保護管理責任者

(個人情報保護管理責任者の設置及び業務委任)

第12条 第5条第2項に定める個人情報保護管理責任者は副学長とし、学長が選任する。

2 個人情報保護管理責任者はその事務業務を大学事務局長に委任することができる。

第6章 規程管理

(所管課)

第13条 本規則の所管課は、学生課とする。

(本規則の改廃)

第14条 本規則の改廃は、大学評議会が審議し、学長が決定する。

- 附 則**
- 1 この規則は2003年4月1日から施行する。
 - 2 この規則は2005年4月1日から一部改正施行する。
 - 3 本規則は2015年4月1日から一部改正施行する。

付記：大学外の機関・団体において本学学生等の個人情報を収集または利用する場合は、個人情報保護法および本規則に則り適切に対応するよう申し入れることとする。

大学の自治と学生生活

憲法第 23 条には「学問の自由は、これを保障する」とあります。学問の自由は、憲法第 19 条の思想信条の自由と結びついており、真理探求のために、何の束縛もなく研究し、教育をし、教育を受ける権利を意味します。そして、学問の自由を保障するための自立的自主的な大学内部の自己規律が、大学の自治と呼ばれるものです。

大学の自治の歴史をふりかえると、不幸なことに、外部からの干渉を受けたり、内部から自治を破壊する危機にさらされた過去を持っています。そのため、この文章に続くページで示すような、自治破壊からの防衛と、大学内部の秩序維持のための確認が、なされなければならないような事態を招きました。今日では、かつてのような事態はなくなっています。しかし、そのとき確認された内容は、今後わたしたちの戒めとして十分留意しておく必要があると思います。この冊子に、その確認の内容を掲げるのはそのためです。

ところで、学問、研究、教育の自由は、社会から遊離した、ひとりよがりのものであってはなりません。常に、人類の進歩と発展をみすえて、平和で幸福な社会を築いていくことを目的としなくてはなりません。他大学及び大学以外の組織や個人と協力し、あるいは相互に批判しあいながら、社会に貢献する姿勢が求められているのです。

学生の立場でいえば、これまでの学問研究の成果に学びつつ、ゆたかな人格と教養を培うと同時に、大学の一員として、大学の自治を担う必要があると思います。

ユネスコの学習権宣言（1985.3）は、「学習活動は、あらゆる教育活動の中心に位置づけられ、人々の成り行きに左右される客体から、自らの歴史をつくり出す主体にかえていくものである。」と述べ、学ぶことは基本的人権の一つだと言います。学生は、学ぶ中身や方法にも関心を持ち、その改善に積極的でなければなりません。受け身で講義や演習に不満を述べるのではなく、よりよい学びのために、責任を持って主張していくことが求められます。既存のカリキュラム改善だけでなく、自主的な学びの場を広げていくことも重要なことでしょう。

また、学習活動だけではなく、サークル活動その他自主的な取り組みを盛んにして、個人的、集団的力量を高め、学術、文化、スポーツ全般の発展に寄与していくことが期待されています。ボランティア、海外協力などを通じて社会参加を強めることも重要です。

学生の多様なニーズは、学生自身の手によってまとめられ、発展させられなければなりません。学生の自治組織である自治会（美浜キャンパス）、三者会議（現半田キャンパス HSC）、サークル協議会、体育会、大学祭実行委員会などが、クラス、ゼミやサークルのニーズを基礎として、学生の総意を大切に運営されるべきものです。その運営が円滑にいくための不断の努力と組織刷新が、学生の自治をゆるぎないものにするでしょう。

こうした学生の営みこそが、大学の自治の担い手として、教授会など学内の他の組織との関係のなかで各組織固有の権限と責任において対等平等に、学生組織を位置づけていくこととなります。生き生きとした自主的組織活動の展開を心から期待しています。

（1999 年 2 月 24 日教学委員会）

大学と学生生活の諸原則に関する主要事項

1. 全学協議会

日本福祉大学全学協議会規程

(目的)

第1条 日本福祉大学（以下「大学」という。）に関する全学的な重要事項について協議するため日本福祉大学全学協議会（以下「全学協議会」という）を設置する。

(構成)

第2条 全学協議会は、学長、大学評議会、職員会議、教職員組合、美浜キャンパス学生自治会、半田キャンパス学生会、東海キャンパス学生会、院生自治会ならびに理事会で構成する。

(議長)

第3条 全学協議会の議長は学長が務める。

(召集・運営)

第4条 全学協議会は、議長が召集し運営にあたる。

2 全学協議会は、構成員の何れかの要請があればすみやかに開催しなければならない。

3 全学協議会構成員のいずれかの要請があれば、協議する事項に応じて、関係する全学協議会構成員による個別協議会を開催することができる。この個別協議会の議長および運営は、関係する構成員で協議・確認し、全学協議会議長に報告する。

(協議事項)

第5条 全学協議会が協議する事項はつぎの通りとする。

(1) 大学の長期計画に関する事項

(2) 大学の基本方針に関する全学的な重要事項

(3) その他全学協議会構成員から要請があった全学的な重要事項

第6条～第7条（省略）

附則 1 この規程は、昭和62年11月24日より施行する。

2～8（省略）

本規程は、2017年4月1日から改正施行する。

付記 第4条の3は、構成団体の要請に基づく個別協議会の開催について一般的に定めたものであるが、これは、それまでの「自治連絡協議会」において協議されてきた大学自治に関する重要事項が含まれる。したがって、大学自治に関する重要事項については、大学評議会、学生自治会、教職員組合をはじめ、この協議に必要な団体・機関の出席による個別協議会が開催できることを確認する。

2. 大学を構成する団体・機関の相互関係について

- ①各団体・機関はおのこの任務・規則に基づいて運営されているものであり、相互にその内容問題に介入しない。
- ②各団体・機関の間に生じた諸問題の解決は、団体交渉、協議、文書質問等、問題の性格、事態の推移などに見合った適切な、すでに確立されてきた方法で行なわれる。
- ③団体相互の意志決定が異なった場合、一方が他方を実力的に拘束することはない。
- ④確認された事項については相互に遵守する義務を持つ。

3. 諸活動に関する主要確認事項

(1) 教育、研究の保護について

- ①講義時間中のマイク宣伝活動、学内放送は行わない。ただし緊急災害時を除く。
- ②講義時間中の集会・デモ・楽器演奏など、喧噪におよぶものは行わない。

(2) 学外者の学内立ち入りについて

- ①無用なものの本学内立ち入りは認めない。
- ②学外者がかってに学内に立ち入り、宣伝、集会、デモ、写真撮影、物品販売、勧誘、討論などの諸活動を行うことはできない。

(3) 学内での暴力行為について

暴力否定に関する三原則を厳守する。

- イ. ヘルメット、武器等の学内への持ち込み、製造、貯蔵を禁止する。
- ロ. 学内でのテロ、リンチを許さない。
- ハ. 封鎖、占拠を認めない。

(4) 施設・備品の借用について

- ①本学施設・備品の借用は、自治構成団体、およびその公認団体のみとし、今までの規則、慣行に基づいて行う。
これらの諸原則に違反した者については、自治構成団体が相互に協議の上適切な処置をとる。
- ②講義時間帯における学外団体の教室使用は原則としてこれを認めない。

(5) 宣伝活動について

- ①教学条件を破壊し、もしくは大学の美観を損なう宣伝方法はとらない。
- ②宣伝は節度をもって行い、期限のすぎたものはただちに撤去する。立て看板については、通行の障害にならない、乱立させない、危険を伴わないの原則を遵守する。
- ③学内での宣伝カーによる宣伝活動は行わない。

(6) その他

地域住民に迷惑をかけないように注意する。とくに午後 10 時以降は静粛にする。

学生会館に関する日本福祉大学と 同学生自治会との確認事項

学生会館についての3つの理念（学生の自主的創造的学問研究の場。学生の自治活動の場。学生のよりよき集団生活と学園生活の場）を守り、発展させる立場で、学生会館の民主的管理運営の4つの視点（所有権は学園にある。所有権に伴う管理権は大学にある。使用权は学生自治会にある。使用权に伴う管理権は学生自治会にある。）に則り、以下のように確認している。

1. 学生会館の民主的管理運営にあたって

- (イ) 上記4つの視点は、上記3つの理念を守り、発展させるためにある。
- (ロ) 所有権に伴う管理権は、建造物に関する管理である。したがって、大学は学生の自主的学問研究を守るために施設の営繕・整備にあたる。
- (ハ) 所有権に伴う管理権は、学問研究を保障する責任の問題である。

2. 学生会館財政について

- (イ) 建造物を保全、拡充し、学生の自主的学問研究を保障するという大学の責任から、大学は、1 水光熱費、2 施設の保全、拡充費、3 学生会館委員会運営事務費を支給する。
- (ロ) 学生会館予算は、大学予算決定以前に、学生会館運営協議会で協議される。

3. 学生会館運営協議会について

- (イ)（性格）運営協議会は、施設の保全、拡充、予算編成などの事務折衝ならびに学生会館の理念をより発展させるという見地から設置される。
- (ロ)（運営）運営協議会は、運営協議会のいずれかの構成団体が必要と認めた事項は各構成団体相互の決定機関による批准、団交等の方法で解決する。
- (ハ)（構成）運営協議会は、学生会館運営委員会と大学学生部で構成される。
- (ニ)（規則）運営協議会規則の制定、改廃は、学生会館委員会と大学学生部の協議によりおこなわれる。

4. 学生会館規則の制定、改廃について

学生会館規則の制定、改廃は、大学の承認を得ておこなわれる。

5. 学生会館委員会運営事務費の監査報告について

学生会館委員会は、毎年3月末、運営事務費に関する監査委員会監査報告の結果を大学に報告する。

6. 学生会館使用に関する申し合せ事項について

- (イ) 学生会館の使用時間は、午前7時30分～午後11時までとする。ただし、特別の事情のある場合は、学生会館委員会の承認のもとに、午後11時30分まで使用できるものとする。
- (ロ) 冷暖房期間は、大学諸施設の使用期間に準じる。
- (ハ) 使用者は、大学に無断で、学生会館の改造、変形をおこなわない。
- (ニ) 学生会館の施設、備品の使用にあたって、使用者の責任で破損した場合は、使用者の責任で修理、保全をする。
- (ホ) 学生会館において宿泊をしてはならない。
- (ヘ) 火気の取扱は厳重に注意し、ゴミ等の焼却は必ず所定の焼却炉でおこなう。
- (ト) 学生会館に備え付けられた消火設備は、常に点検し、即座に使用できる状態にしておく。
- (チ) 鍵は学生会館委員会が管理し、戸じまりは厳重に注意し、使用しない場合は施錠する。開錠、施錠は毎日おこなう。
- (リ) 学生会館内とその周辺は、常に整理整頓に心がける。清掃は日常的に次の区分に従っておこなうものとする。
 - i) トイレ……………大学の管理によっておこなう。
 - ii) 上記以外……………学生会館使用団体が、学生会館委員会の管理によっておこなう。

以上

(昭和58年3月22日 確認書締結)

付記 項目6の(ハ)に関して大気汚染防止法によって、ダイオキシン発生を防ぐことが必要となり、学内ではゴミの焼却を行わないこととした。

ついては、項目6の(ハ)を以下のとおり改訂することを学生部長と全学学生自治会執行委員長と確認した。
改訂内容：(ハ) ゴミは所定の場所に出すこと。学内焼却はできません。

日本福祉大学休学・復学・転学 ・退学・再入学に関する規程

(目的)

第1条 日本福祉大学学則第38条、第40条、第41条、第43条、第45条による休学、復学、転学、退学、再入学の手続は、本規程の定めるところによる。

(休学)

第2条 疾病またはやむを得ない事由により長期間就学することができない者に対して休学を許可することがある。

2 卒業単位不足による4年留年学生については、履修科目の開講されない学期の休学を許可することがある。

3 休学の許可を受けようとする者は、医師の診断書または詳細な事由書を添えて、所定の様式による休学願を保証人連署のうえ各学期の科目履修登録終了日までに提出しなければならない。

(休学期間)

第3条 休学期間は原則として願い出の日より学期末または学年末までとする。ただし特別の理由がある場合は引続き、休学期間の延長を認めることがある。

2 前項ただし書による休学期間延長の許可を受けようとする者は、第2条第3項に定める手続を経なければならない。

(休学の許可)

第4条 休学の許可は、原則として願い出の日とする。

2 日本福祉大学学費納付規則第6条の定めにした時は、休学の許可を取り消すものとする。

(休学者の復学・退学・除籍)

第5条 休学者は、休学期間最終日までに復学願、退学願または休学願を提出しなければならない。

2 休学期間最終日をこえて、前項に定める願いの提出がない時は、除籍する。

(復学)

第6条 休学者が復学しようとする時は、所定の様式による復学願を保証人連署のうえ提出し、許可を受けなければならない。

2 復学願の提出については、翌年度前学期復学希望の者は、3月31日まで、後学期復学希望の者は9月15日までに行なわれなければならない。

(復学の許可)

第7条 復学の許可は、前学期にあっては、4月1日付、後学期にあっては9月16日付で行なうものとする。

2 日本福祉大学学費納付規則第7条の定めにした時は、復学の許可を取り消すものとする。

3 復学を許可されたものが、所属すべき学年は当該学生が休学を許可されたとき所属していた学年とする。

4 前項にかかわらず、所属していた学年を修了している場合、または後学期の休学のみで、翌年度前学期からの復学を許可された場合、他の規程に反しない限り、本人の希望により、所定の進級学年に所属することも可能とする。

(転学・退学)

第8条 他の大学へ転学しようとする者または、病気その他の理由により退学しようとする者は所定の様式による転学願または退学願を保証人連署の上、提出し、許可を受けなければならない。

2 学費未納者は、原則として退学の願い出を行うことができない。但し、次の期間はこの限りではない。

①前学期始めの日から4月30日までの間

②後学期始めの日から10月31日までの間

(転学・退学の許可)

第9条 転学または退学の許可は原則として願出の日とする。

2 本規則第8条の第2項により退学が許可されたときの許可の日は、次のとおりとする。

①前学期始めの日から4月30日までの間に願出たときは、前年度の3月31日とする。

②後学期始めの日から10月31日までの間に願出たときは、当該年度の9月15日とする。

(再入学)

第10条 日本福祉大学学則第43条により退学した者、または同学則第44条第1項第1号により除籍された者が別表1に定める再入学審査料と所定の様式による再入学願を保証人連署のうえ提出した時は、選考のうえ再入学を許可することがある。

2 再入学を願出ることのできる期間は、退学または除籍の日から1年以内とする。

3 前項のうちの退学する者が当該学期の学費が未納の場合は、再入学を願出する期間は除籍者の基準を準用する。

4 休学期間中に退学を申し出た者についての再入学を願出ることのできる期間は、当該学期の学費を納めた退学者の基準を準用する。

5 再入学願は、再入学の前年度2月末日までに提出しなければならない。

(再入学の許可)

第11条 再入学の許可はすべて新年度4月1日付をもって行なうものとする。3月1日以降に願出た者の再入学を許可する場合は、翌々年度4月1日付とする。

2 日本福祉大学学費納付規則第8条の定めにした時は、再入学の許可を取り消すものとする。

3 再入学を許可されたものが所属すべき学年は、除籍の場合、除籍が決定されたとき所属していた学年とする。退学の場合は、本規則第9条のとおり原則として退学を願出た日、もしくは退学が許可された日の属する学年とする。ただし、所属していた学年を修了している場合は、本人の希望により引き続き学年に所属することも可能とする。

第12条 上記の規則に基づき、提出されたそれぞれの願出の許可については、学部教授会の審議結果の進達を受けて、学長が決定する。

(所管課)

第13条 本規則に基づく業務は、学生課が所管する。

(本規程の改廃)

第14条 本規程の改廃は、大学評議会が審議し、学長が決定する。

附 則 1 本規則は、昭和49年4月1日より施行する。

2 本規則は、昭和50年4月1日より一部改正施行する。

3 本規則は、昭和51年4月1日より一部改正施行する。

4 本規則は、昭和54年4月1日より一部改正施行する。

5 本規則は、昭和56年4月1日より一部改正施行する。

6 本規則は、1993年4月1日より一部改正施行する。

7 本規則は、1994年4月1日より一部改正施行する。

8 本規則は、1995年4月1日より一部改正施行する。

9 この規則は、1996年4月1日より一部改正施行する。

10 この規則は、1997年4月1日より一部改正施行する。

11 この規則は、2005年9月1日より一部改正施行する。

12 この規則は、2008年4月1日より一部改正施行する。

13 この規則は、2011年4月1日より一部改正施行する。

14 この規則は、2012年4月1日より一部改正施行する。

15 本規則は、2015年4月1日より一部改正施行する。

別表 1

再入学審査料	20,000 円
--------	----------

日本福祉大学学生処分に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、事件または事故等を起こした学生に対して、個別の事情を十分考慮したうえで適切な処分を行うために必要な事項を定め、当該学生が自らの行為に対する責任を自覚し、同じ過ちを繰り返さないように教育的な指導を行うとともに、処分の過程を通して当該行為の教訓を導き出し全学的課題として共有することを目的とする。

(処分の定義)

第2条 この規程において「処分」とは、学則第49条に規定する懲戒及び学生に対する注意指導等の措置をさす。

2 学則第49条に規定する懲戒とは、以下の措置をさす。

- (1)退学
- (2)停学
- (3)訓告

3 学生に対する注意指導等の措置とは、以下の措置をさす。

- (1)学生部長等による当該学生への嚴重注意指導の実施
- (2)当該学生からの反省文の提出

(処分の対象と適用)

第3条 処分は、学生が以下のような行為を為す事件又は事故等（以下、「事件・事故等」とする）を起こしたことに對して適用する。

- (1)刑罰法令に触れる行為
- (2)学内の秩序を著しく乱す行為
- (3)学生の本分に反する行為
- (4)その他本学の諸規則に違反する行為

2 学生が起こした事件・事故等に対してどの処分を適用するかは、別表に定める処分の例（以下、「処分例」とする）を参照し、以下の各号に掲げる事項を考慮して判断する。

- (1)起こした事件・事故等に伴う責任の軽重の度合い
- (2)起こした事件・事故等に対する当該学生の関与の度合い
- (3)当該学生の反省の度合いと責任を果たそうとする姿勢の程度

(退学)

第4条 この規程において「退学」とは、本学の学生としての身分を失わせることをいう。

2 学生が、処分例に示す退学に相当する著しく重大な事件・事故等に至り、かつ反省の度合いが低く、責任を果たそうとする姿勢が見られない場合は、退学処分とする。

(退学に関する外国人留学生の特則)

第4条の2 外国人留学生が、その在留資格を失った場合、またはその要件を欠格した場合、その他本学が別に定める外国人留学生に関する退学事由に該当した場合は退学処分とする。

(停学)

第5条 この規程において「停学」とは、期間を定めずに本学の教育課程の履修及び課外活動を禁止することをいう。

2 学生が、処分例に示す停学に相当する重大な事件・事故等に至り、かつこれに対する大学の指導を真摯に受け止めて深く反省して、責任を果たそうという姿勢が認められる場合は、停学処分とする。

3 停学期間中は教職員等による指導を行うとともに、その目的以外の出校を差し止める。

4 停学は36日未満で解除されたものを「有期停学」、36日以上となったものを「無期停学」という。

- 1 学生生活のはじめに
- 2 学籍の相談
- 5 処分停学の期間が年度を超える場合、当該処分を受けた学生の所属学年は、他の規程に反しない限り、所定の進級学年に所属することとする。
- 6 停学期間が定期試験期間と重なった場合、当該学生からの申し出により、当該試験期間のみ停学を解除して、試験受験を認める場合がある。
- 7 停学期間中に、教職員等による指導を受ける条件を失った際には、自主退学を認める場合がある。この場合は学則第 45 条の定める 1 年以内の再入学を認めない。
- 8 本条第 6 項に定める試験受験及び本条第 7 項に定める自主退学の取り扱いは、当該学生等の状況等を考慮して、副学長（教学）及び学生部長、教務部長、当該学部長が協議の上、学長に報告・進達して、学長が決定する。

（無期停学の在学・単位等の取り扱い）

第 5 条の 2 無期停学期間の属する学期の、在学期間及び修得した単位は全て無効とする。

- 2 前項にかかわらず、無期停学期間が学期をまたぐ場合、当該学生の状況等を考慮して、いずれかの学期を、在学期間に算入するとともに単位修得を認める場合がある。
- 3 前項の定める在学期間算入及び単位修得の許可については、副学長（教学）及び学生部長、教務部長、当該学部長が協議の上、学長に報告・進達して、学長が決定する。
- 4 無期停学期間中の学費の取り扱いは別に定める。

3 安全・安心な学生生活を送るために

（停学に関する外国人留学生の特則）

第 5 条の 3 外国人留学生が、在留の目的たる「教育を受ける活動」を継続する意思を認められない場合、その他本学が別に定める外国人留学生に関する停学事由に該当する場合は停学処分とする。

（訓告）

第 6 条 この規程において「訓告」とは、学生が起こした事件・事故等を戒めて事後の反省を求め、将来にわたって同じ過ちを繰り返さないように、文書により注意することをいう。

- 2 学生が、処分例に示す訓告に相当する事件・事故等に至り、当初より速やかに責任を果たし、明確かつ深く反省している場合は、訓告処分とする。

4 健康な学生生活を過ごすために

（注意・指導）

第 7 条 学生が起こした事件・事故等の事案が以下のような場合は、学則第 49 条に基づく処分を行わず、以下のような注意・指導とする。

（1）学生部長による当該学生への厳重注意指導の実施

交通事故などで怪我などを負わせる等、処分例に該当する事案でありながら、本人の過失程度が軽く、また事故後の対応を真摯に進めている場合

（2）当該学生による反省文の提出

事件・事故等によって発生した被害や責任が軽く、当初より真摯に対応している場合

5 充実した学生生活のために

（処分決定の手続き）

第 8 条 処分は決定手続きについては別に定める。

（処分の解除）

第 9 条 停学処分の解除の手続きについては別に定める。

（本規程の所管課室）

第 10 条 本規程の所管課室は、学生課とする。

6 付属機関・施設の紹介

（本規程の改廃）

第 11 条 本規程の改廃は、全学学生委員会の審議結果の進達を受けて、学長が決定する。

付 則

- 1 本規程は、2015 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 本規程は、2017 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 3 本規程は、2020 年 4 月 1 日から改正施行する。

別表 処分の例

区分	行為の内容	処分の例
刑罰法令に触れる行為(事件)	殺人、強盗、放火、強制性交等、誘拐などの凶悪な犯罪行為または犯罪未遂行為	退学
	傷害、窃盗、恐喝、薬物などの犯罪行為または犯罪未遂行為	退学または停学
	窃盗、詐欺、万引きなどの、他人を傷害するに至らない犯罪行為または犯罪未遂行為	退学、停学または訓告
	ストーカー行為、痴漢行為、覗き見や盗撮等のその他迷惑行為	退学、停学または訓告
	コンピューター又はネットワークの不正使用	退学、停学または訓告
刑罰法令に触れる行為(事故)	悪質または危険な運転による重度な人身事故(死亡または重度な後遺症を残す事故)	退学または停学
	悪質または危険な運転による人身事故及び物損事故	退学、停学または訓告
	悪質または危険な運転によらない交通事件	停学または訓告
	悪質な交通法規違反	停学または訓告
学内の秩序を著しく乱す行為	本学の教育研究または管理運営を著しく妨げる暴力的行為	退学または停学
	本学が管理する建造物への不法侵入またはその不正使用もしくは占拠	退学、停学または訓告
	本学が管理する建造物または器物の破壊、汚損、不法改築等	退学、停学または訓告
	本学構成員に対する暴力行為、威嚇、拘禁、拘束、強要等	退学、停学または訓告
	キャンパス・ハラスメントに当たる行為	退学、停学または訓告
	飲酒を強要し、死に至らしめる等重大な事態を生じさせた場合	退学
	飲酒を強要し、急性アルコール中毒等の被害を生じさせた場合	停学
学生の本分に反する行為	未成年者と知りながら飲酒、喫煙を強要した場合	訓告
	本学「定期試験における不正行為処分基準」に抵触する行為で著しく悪質な場合	停学または訓告
	研究における不正行為	退学、停学または訓告

日本福祉大学通学課程の学生処分に係る細則

(目的)

第1条 この細則は、学則及び「日本福祉大学学生処分にに関する規程」に規定する、事件又は事故を起こした学生に対する、退学・停学・訓告の処分及び注意指導等の措置の決定に係る手続きを規定するとともに、停学処分解除の決定手続きを規定するものである。

(処分決定の手続き)

第2条 処分は以下の手続きを経て決定する。処分の決定は、事件・事故の状況の公正かつ客観的な把握を踏まえて行うこととする。また、当該学生の在学の意思を考慮し、十全な指導を行うこととする。

- (1) 学生支援の所管事務課室の管理職又は第1次対応者が、警察等必要な機関に対して連絡を取り、正確かつ客観的な状況を把握する。
- (2) 当該学生の面接を行い、事件又は事故の経過を把握する。当該学生を指導し、「経過報告・反省文」を提出させる。面接及び指導は、担当の職員又は当該学生の所属学部の学生委員と担当の職員による、複数の人員にて行う。
- (3) 事件又は事故の状況や経過、当該学生の「経過報告・反省文」に基づき、学生部長が処分基本方針を決定する。
- (4) 処分基本方針に基づいて、担当の学生委員と職員が当該学生を面接する。「経過報告・反省文」により、当該学生に対し、事件又は事故を起こした要因及び原因と学生生活に係る問題を反省・考察させる。当該学生の反省・考察が不十分である場合は、課題を与え、反省文を再提出させる。
- (5) 再提出された「反省文」に基づき、担当の学生委員と学生支援の所管事務室の管理職が処分方針原案を検討し、学生部長にこれを提起する。
- (6) 処分方針原案を学生委員会に提案し、学部委員会に提案する処分方針案を審議・確認する。
- (7) 学部委員会が処分方針案を確認し、学部教授会に提案し、学部の処分方針案を確認する。
- (8) 学部が確認した処分方針案に基づき、学部長と学生部長が学長に報告・進達し、学長が処分を決定する。
- (9) 当該学生に決定した処分を通告する。学則に基づく処分の通告は、当該学部長が、学生部長・担当学生委員・学生支援の所管事務室管理職の立会いのもとで行う。なお、学則に基づく処分については、当該学生の保証人にも通知する。また、未成年者や特に必要と判断される場合は、保証人を呼び出し学生部長から処分内容を説明する。
- (10) 学則に基づく「退学処分」は、当該学生の氏名等を伏したうえで「公示」する。「停学」以下の処分については、学生委員会において「公示」の必要性を判断する。
- (11) 処分後についても、当該学生に対して必要な指導を行う。

2 処分決定の手続きについて、以下の特則を設ける。

- (1) 事件又は事故の事案の認知が当該学生の卒業年度の1月以降の場合、その他、処分決定の手続きについて緊急を要する場合は、副学長（教学担当）および学生部長、当該学部長の協議による提起に基づき、学部委員会がすみやかに処分方針案を確認し、学長がこれを決定する。その後に、学部委員会は、学部教授会に処分実施を報告する。
- (2) 当該学生が刑事施設収容中の場合は、その見通しを顧問弁護士と相談のうえ、処分手続きを決定する。

(処分の解除)

第3条 期間を定めない停学処分の解除は、停学期間中の指導に伴う当該学生の事態理解と反省の進捗状況によって判断して行う。

2 停学処分の解除は、学生部長と学部長が協議して学長に進達し、学長が決定する。処分解除の決

定について、学部委員会及び学部教授会に報告する。
(本細則の所管課室)

第4条 本細則の所管課室は、学生課とする。

(本細則の改廃)

第5条 本細則の改廃は、全学学生委員会の審議結果の進達を受けて、学長が決定する。

附 則 1 本細則は、2015年4月1日から施行する。

2 本細則は、2017年4月1日から改正施行する。

日本福祉大学外国人留学生の学生処分に係る細則

(目的)

第1条 この細則は、外国人留学生の学生処分に、「日本福祉大学学則」、「日本福祉大学学生処分の規程」(以下、「学生処分規程」とする)及び「日本福祉大学通学課程の学生処分に係る細則」に規定する、事件又は事故を起こした学生に対する、退学・停学・訓告の処分及び注意指導等の措置の決定に係る手続きに加えて、必要な事項を定めるものとする。

(処分の定義)

第2条 この細則において「処分」とは、外国人留学生が、出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」という。)の遵守と学業専念の義務に違反した場合に、学生処分規程第4条の2及び第5条の3に基づき大学として下す退学処分及び停学処分をいう。

(停学)

第3条 学生処分の規程第5条の3に規定する外国人留学生に関する停学事由は次の各号のとおりとする。

- (1) 正当な理由がなく、大学からの定時の在学確認に回答しない状況となってから1ヵ月を超えた場合。
- (2) 「資格外活動許可」を未取得での就労や、許可の範囲を超えた内容または時間数での就労が明らかになり、学生指導を受けた後も改善が見られない場合。

(退学)

第4条 学生処分の規程第4条の2に規定する外国人留学生に関する退学事由は次の各号のとおりとする。

- (1) 正当な理由がなく、大学からの定時の在学確認に回答しない状況となってから3ヵ月を超えた場合。
- (2) 正当な理由がなく、前期または後期の履修登録を怠ったことにより、当該学期の学業継続が、不可能になることが確定した場合。

(処分の手続き)

第5条 処分は以下の手続きを経て決定する。処分の決定は、事件・事故等の状況の公正かつ客観的な把握を踏まえて行うこととする。また、当該学生の在学のことを考慮し、十全な指導を行うこととする。

- (1) 学生支援の所管事務課室又は第1次対応者が、警察や出入国在留管理局等必要な機関に対して連絡を取り、正確かつ客観的な状況を把握する。
- (2) 所在が確認できない場合を除き、当該学生の面接を行い、問題となる状況の経過を把握する。当該学生を指導し、「経過報告・反省文」を提出させる。面接及び指導は、担当の職員又は当該学生の所属学部の学生委員と担当の職員による、複数の人員にて行う。
- (3) 問題となる状況の経過、当該学生の「経過報告・反省文」に基づき、学生部長が処分基本方針を決定する。
- (4) 処分基本方針に基づいて、担当の学生委員と職員が当該学生を面接する。「経過報告・反省文」により、当該学生に対し、問題となる状況を起こした要因及び原因と学生生活に係る問題を反省・考察させる。当該学生の反省・考察が不十分である場合は、課題を与え、反省文を再提出させる。
- (5) 再提出された「反省文」に基づき、担当の学生委員と学生支援の所管事務室の管理職が処分方針原案を検討し、学生部長にこれを提起する。
- (6) 処分方針原案を学生委員会に提案し、学部委員会に提案する処分方針案を審議・確認する。
- (7) 学部委員会が処分方針案を確認し、学部教授会に提案し、学部の処分方針案を確認する。
- (8) 学部が確認した処分方針案に基づき、学生部長と学生部長が学長に報告・進達し、学長が処分を

決定する。

- (9) 当該学生に決定した処分を通告する。学則に基づく処分の通告は、当該学部長が、学生部長・担当学生委員・学生支援の所管事務室の立会いのもとで行う。なお、学則に基づく処分については、当該学生の保証人にも通知する。また、未成年者や特に必要と判断される場合は、保証人を呼び出し学生部長から処分内容を説明する。
 - (10) 学則に基づく「退学処分」は、当該学生の氏名等を伏したうえで「公示」する。
 - (11) 処分後についても、当該学生に対して速やかな帰国等の必要な指導を行う。
- 2 処分決定の手続きについて、以下の特則を設ける。
- (1) 事件又は事故の事案の認知が当該学生の卒業年度の1月以降の場合、その他、処分決定の手続きについて緊急を要する場合は、副学長（教学担当）および学生部長、当該学部長の協議による提起に基づき、学部委員会がすみやかに処分方針案を確認し、学長がこれを決定する。その後に、学部委員会は、学部教授会に処分実施を報告する。
 - (2) 当該学生が刑事施設収容中の場合は、その見通しを顧問弁護士と相談のうえ、処分手続きを決定する。

（本細則の所管課室）

第5条 本細則の所管課は、学生課とする。

（本細則の改廃）

第6条 本細則の改廃は、全学学生委員会の審議結果の進達を受けて、学長が決定する。

附 則

- 1 本細則は、2020年4月1日より施行する。

「学生生活 2022」

発行 日本福祉大学 学生課
愛知県知多郡美浜町大字奥田字会下前 35 番 6
発行日 2022 年 4 月 1 日

学籍番号	氏名
------	----

この冊子には学生生活に関わる重要なことから
が全て書かれています。
4年間大切に保管して下さい。

